

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 28 年 12 月

山辺・県北西部広域環境衛生組合



## 〈 目 次 〉

第1章 はじめに .....	1
第1節 山辺・県北西部広域環境衛生組合 沿革 .....	1
第2節 計画策定の目的 .....	2
第3節 計画の位置付け .....	3
第4節 計画の対象区域 .....	4
第5節 計画の期間 .....	4
第6節 計画策定の範囲 .....	5
第2章 地域の概況 .....	6
第1節 地理的概況 .....	6
第2節 社会的概況 .....	8
第3章 ごみ処理の現状 .....	17
第1節 ごみ処理システムの現状 .....	17
第2節 ごみ処理の実績 .....	39
第4章 ごみ処理技術の動向 .....	52
第1節 燃やせるごみ等の中間処理施設の技術動向 .....	52
第2節 マテリアルリサイクル施設の技術動向 .....	53
第3節 中継施設の技術動向 .....	54
第5章 ごみ処理の現況評価と課題 .....	55
第1節 現況評価 .....	55
第2節 課題の整理 .....	63
第6章 ごみ処理基本計画 .....	76
第1節 人口の将来予測 .....	76
第2節 ごみ量の将来予測 .....	78
第3節 ごみ処理の基本理念と目標 .....	83
第4節 目標達成に向けた基本施策 .....	118



## 第1章 はじめに

### 第1節 山辺・県北西部広域環境衛生組合 沿革

---

天理市は、平成 27 年 8 月に広域ごみ処理に参加する市町村の意思確認を行い、大和高田市・天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町の 10 市町村（以下「構成市町村」という。）を構成市町村として、平成 28 年 4 月に山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「本組合」という。）が設立しました。

現在、天理市、山添村、川西町、三宅町については、天理市が「天理市、山添市、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約」により、天理市環境クリーンセンターにて広域処理を行っています。また、その他周辺の市町村については、それぞれが所有している中間処理施設で処理を行っています。

天理市環境クリーンセンターは供用を開始してから約 34 年が経過しており、老朽化が進んでいることから、近い将来、新しい施設を整備することで検討を進めてきました。また、その他周辺の市町村についても、既存施設の老朽化が進んでおり、さらにごみ量が減少傾向にあることや既存施設の維持管理費等を考慮した結果、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用（発電・余熱利用等）などを図り、安定的なごみ処理の継続確保することを目的に 10 市町村による広域組合を設立し、新しいごみ処理施設の稼働に合わせて、広域処理を行う方針としました。

## 第2節 計画策定の目的

---

国では、地球温暖化や天然資源の枯渇等の環境問題が深刻化する中、廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。

平成 15 年 3 月には、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること目的とした「循環型社会形成推進基本計画」が定められました。平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、今までの廃棄物の減量に加え、廃棄物から有用資源を回収、天然資源の消費を抑制するという、循環型社会の形成に向けての新たなステージに突入していることが指摘されています。

また、奈良県では、奈良県循環型社会構築構成や新奈良県廃棄物処理計画が策定され、廃棄物の減量や適正処理の推進が図られています。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法の第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があるとされています。

本組合では、既存施設の老朽化により、新しい焼却施設及び粗大・リサイクル施設（以下、各施設を「新焼却施設」、「新粗大・リサイクル施設」といい、併せて、「新ごみ処理施設」という。）の整備を予定しています。新ごみ処理施設は平成 35 年度の供用開始を目標としており、施設の稼働に合わせて、構成市町村での広域処理を開始する予定としています。

今回の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）では、構成市町村のごみ処理の現状を把握した上で、広域化に向けた分別品目の統一や処理体制等について検討・整理するとともに、構成市町村の現行の一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）及び国の方針を踏まえた組合としての目標及び施策を検討することを目的としています。

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）」や各種リサイクル法、県の循環型社会構築構想や廃棄物処理計画、災害廃棄物処理計画を参考に、構成市町村の一般廃棄物処理基本計画等の関連する計画に基づき策定するもので、本組合におけるごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、実施計画及び分別収集計画等の個別計画は、構成市町村が策定し、本計画との整合性を図るため、本組合は支援等を行います。

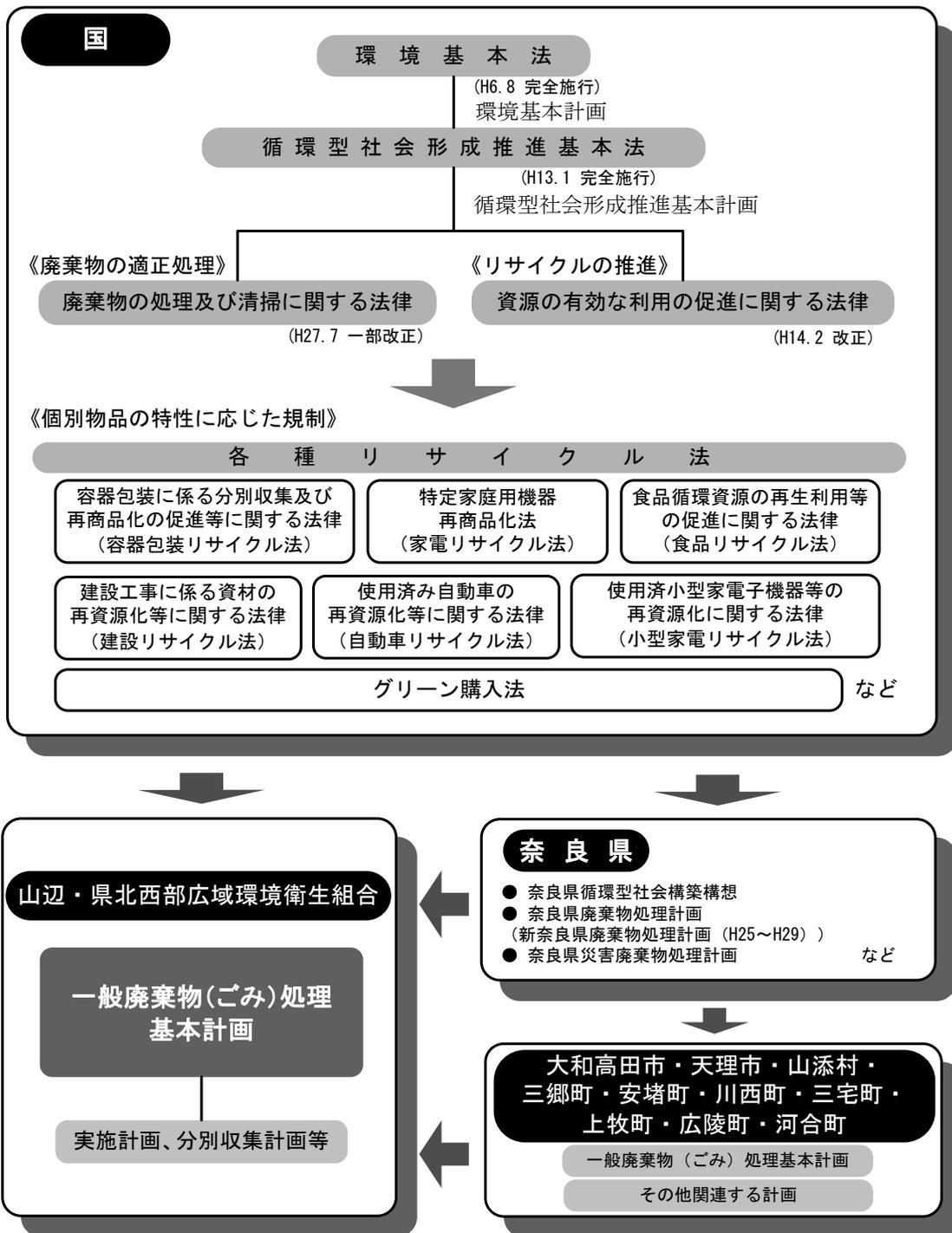


図 1-1 計画の位置づけ

## 第4節 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町の全区域とします。



図 1-2 計画の対象区域

## 第5節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度、平成 43 年度を最終年度とした、15 年間の計画とします。本計画の計画目標年度は、平成 43 年度とし、中間目標年度は計画初年度から 7 年後の平成 35 年度とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
内容・計画期間	← 計画期間 →														
							▲ 中間目標年次								

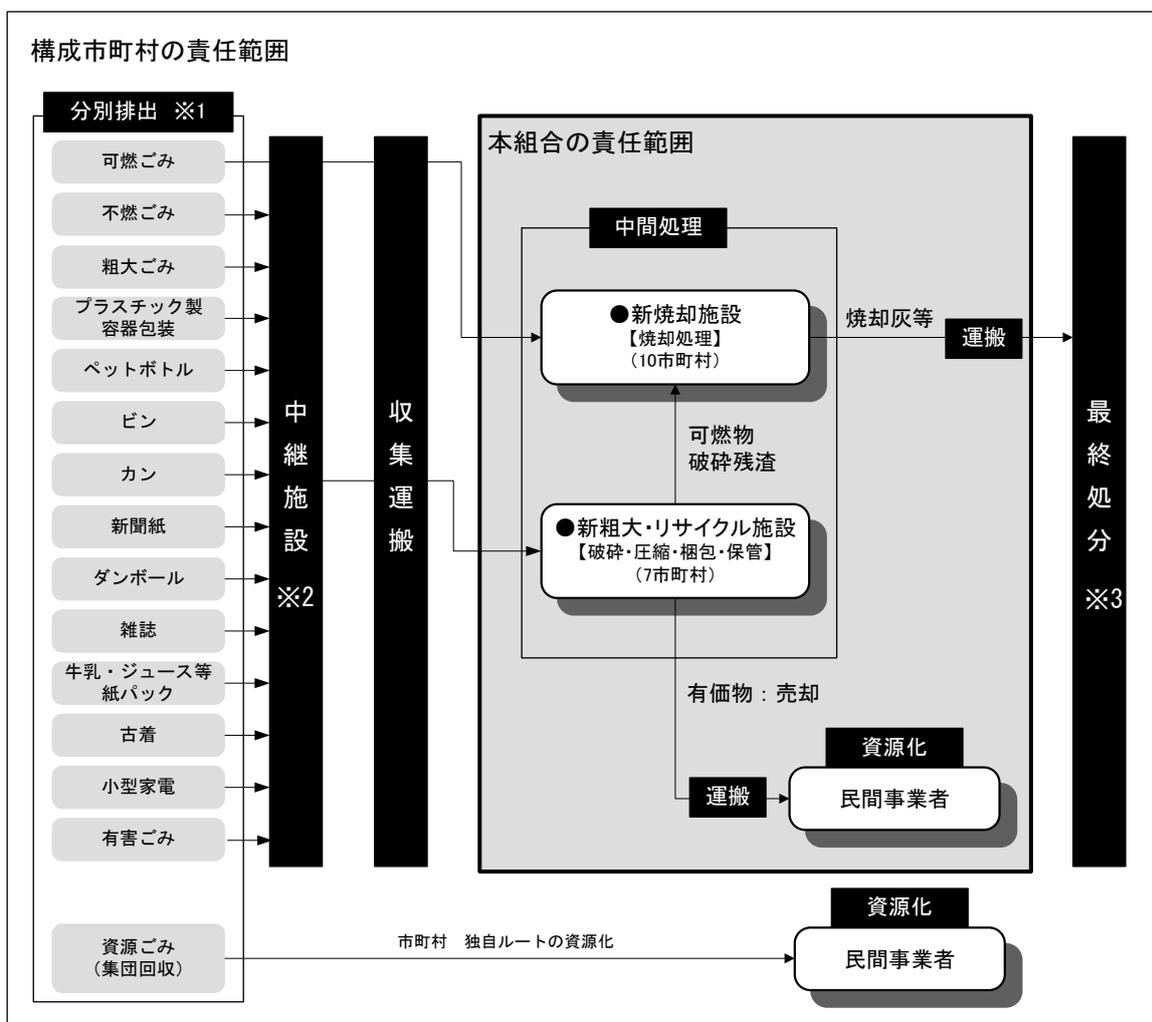
図 1-3 計画期間と計画目標年度

## 第6節 計画策定の範囲

本計画は一般廃棄物を対象とした計画です。一般廃棄物とは廃棄物処理法によると、第2条第2項の規定に「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、計画策定の目的でも述べたように、廃棄物処理法では、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。

本組合は、新ごみ処理施設の整備に併せて、構成市町村とともに、本地域で発生する一般廃棄物について、適正な処理・処分の役割を共同で担っていきますが、図 1-4 に示すように、収集運搬、中間処理、最終処分の処理過程によって、事業の実施主体が異なります。このような場合には、計画策定主体は、自らの事業範囲を超えてごみ処理計画を策定する必要があります。

本計画では、本組合の事務区分である中間処理、最終処分についての計画を策定しますが、循環型社会構築推進のため、収集運搬から最終処分に至る処理過程において計画内容と齟齬が生じないように、また、本組合の事業の円滑な推進のため、構成市町村との連携・調整を図り、発生抑制、排出抑制計画や収集・運搬計画についても整理します。



- ※1 大和高田市、三郷町、河合町においては、可燃ごみのみ本組合で処理を行う。  
安堵町、上牧町においては、紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳・ジュース等紙パック）以外を本組合で処理を行う。  
広陵町においては、紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳・ジュース等紙パック）及び古着以外を本組合で処理を行う。
- ※2 天理市、山添村、川西町、三宅町以外の市町村についてはそれぞれの中継施設で積み替えを行う。
- ※3 最終処分先については、基本的に市町村がそれぞれ確保する。  
ただし、フェニックス枠が本組合でまとめて確保できる場合は、本組合が行う。

図 1-4 一般廃棄物の処理における責任範囲

## 第2章 地域の概況

### 第1節 地理的概況

#### 1 位置

本地域の位置図を図 2-1 に示します。

本地域は、奈良県の北部に位置しており、東西に県を横断するように構成市町村が広がっています。面積は 223.18km<sup>2</sup> であり、県土の約 6.0% を占めています。



図 2-1 本地域の位置図

## 2 地勢

本地域は、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町の2市7町1村で構成されています。

奈良県は、海に面しておらず、平地から山岳地帯にかけて多様な地形を有しています。本地域は、概ね標高100m以下の平地で構成されている奈良盆地を中心とした地域となっています。また、山添村が位置する奈良盆地の東側には、主として花崗岩類や火山岩類からなる小起伏の高原状の地形が広がっています。

本地域を結ぶ道路交通網としては、天理市を中心に、山添村方面には国道25号、河合町方面には西名阪自動車道、広陵町方面には京奈和自動車道が整備されています。

## 3 気象

最寄りの気象観測所である奈良地方気象台と田原本観測所の気象の概況より、平成23年～平成27年の推移をみると、奈良地方気象台は、平均気温は14.7～15.5℃、年降水量は1,320.5～1,597.5mm、平均風速は1.4m/秒、最多風向は北北東または北となっています。また、田原本観測所の年降水量は、1,214.0～1,429.5mmとなっています。

表 2-1 気象概況

年	項目	気温					風速		最多風向	降水量		日照時間 h
		平均			極値		平均 m/s	最大 m/s		総量 mm	日最大 mm	
		日最高	日最低	平均	最高	最低						
		℃	℃	℃	℃	℃						
奈良地方気象台	平成23年	20.6	10.4	15.0	36.1	-4.2	1.4	8.0	北北東	1473.0	70.5	1847.8
	平成24年	20.2	10.3	14.7	36.3	-5.3	1.4	8.3	北北東*	1597.5	97.5	1755.9
	平成25年	21.0	10.5	15.3	37.1	-4.1	1.4	8.9	北	1505.5	98.0	2004.2
	平成26年	20.6	10.3	14.9	36.8	-3.7	1.4	9.3	北北東	1320.5	134.5	1854.0
	平成27年	21.0	11.0	15.5	36.9	-3.1	1.4	8.1	北	1512.0	51.5	1783.7
田原本観測所	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	1372.5	68.5	-
	平成24年	-	-	-	-	-	-	-	-	1429.5	63.0	-
	平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	1425.0	103.0	-
	平成26年	-	-	-	-	-	-	-	-	1214.0	148.5	-
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	1359.0	39.5	-

※出典：気象庁ウェブサイト

※奈良地方気象台（奈良市半田開町7-1）と田原本観測所（磯城郡田原本町）での観測に基づく統計値

## 第2節 社会的概況

### 1 都市形態の動向

本地域の都市計画状況を表 2-2 に示します。

用途地域のうち最も多くの面積を占めているのは、第一種住居地域の 1,794ha であり、次いで第一種中高層住居専用地域の 873ha、第一種低層住居専用地域の 407ha の順となっています。

表 2-2 都市計画状況

区 分	面積 (ha)		
		構成比	
都市計画区域	15,669	100.0%	
市街化区域	3,965	25.3%	
市街化調整区域	11,704	74.7%	
用途地域	第一種低層住居専用地域	407	2.6%
	第二種低層住居専用地域	0	0.0%
	第一種中高層住居専用地域	873	5.6%
	第二種中高層住居専用地域	72	0.5%
	第一種住居地域	1,794	11.5%
	第二種住居地域	13	0.1%
	準住居地域	32	0.2%
	近隣商業地域	144	0.9%
	商業地域	124	0.8%
	準工業地域	401	2.6%
	工業地域	105	0.7%
	工業専用地域	0	0.0%

## 2 人口動態・分布

### (1) 人口及び世帯数

本地域の過去10年間の人口及び世帯数を表2-3に示します。

平成27年度における本地域の人口は、261,746人であり、世帯数は111,053世帯となっています。経年変化を見ると年々人口は減少する一方で世帯数は増加しています。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

年度	人口	世帯数	世帯構成人口(人/世帯)
平成18年度	274,883	104,950	2.6
平成19年度	273,584	105,662	2.6
平成20年度	272,060	106,955	2.5
平成21年度	270,664	107,070	2.5
平成22年度	269,310	107,822	2.5
平成23年度	267,904	108,493	2.5
平成24年度	266,305	109,282	2.4
平成25年度	264,635	109,715	2.4
平成26年度	263,186	110,453	2.4
平成27年度	261,746	111,053	2.4

※各年度10月1日現在の値

### (2) 人口動態

本地域の人口動態を表2-4に示します。

社会動態では転出が転入を、自然動態では死亡が出生を上回っている状況が続いているため、人口は減少傾向にあります。

表 2-4 人口動態

年度	社会動態			自然動態			人口増減 (人)
	転入(人)	転出(人)	計(人)	出生(人)	死亡(人)	計(人)	
平成23年度	9,088	9,909	△ 821	1,780	2,320	△ 540	△ 1,361
平成24年度	8,732	9,758	△ 1,026	1,844	2,456	△ 612	△ 1,638
平成25年度	9,510	10,040	△ 530	1,691	2,539	△ 848	△ 1,378
平成26年度	9,524	9,784	△ 260	1,698	2,478	△ 780	△ 1,040
平成27年度	9,108	9,685	△ 577	1,656	2,394	△ 738	△ 1,315

※各年度10月1日現在の値

(1) 人口構造

本地域の人口構造を表 2-5 に示します。

平成 27 年度における年少人口（構成比）は、男女それぞれ 16,164 人（6.2%）、15,207 人（5.8%）であり、生産年齢人口は、77,794 人（29.8%）、80,185 人（30.7%）であり、老年人口は、31,137 人（11.9%）、40,396 人（15.5%）となっています。

年齢別 3 区分人口の構成比の経年変化を見ると、年々、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加しており、高齢化が進行している状況にあります。

表 2-5 年齢別 3 区分人口

年度	年少人口(15歳未満)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)		総人口 (人)
	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	
	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	
平成23年度	17,607	16,726	84,033	86,636	26,757	34,813	266,572
	6.6%	6.3%	31.5%	32.5%	10.0%	13.1%	
平成24年度	17,346	16,353	82,265	85,171	28,075	36,454	265,664
	6.5%	6.2%	31.0%	32.1%	10.6%	13.7%	
平成25年度	16,912	15,943	80,552	83,323	29,365	37,940	264,035
	6.4%	6.0%	30.5%	31.6%	11.1%	14.4%	
平成26年度	16,485	15,568	79,137	81,892	30,392	39,056	262,530
	6.3%	5.9%	30.1%	31.2%	11.6%	14.9%	
平成27年度	16,164	15,207	77,794	80,185	31,137	40,396	260,883
	6.2%	5.8%	29.8%	30.7%	11.9%	15.5%	

※各年度 10 月 1 日現在の値

### 3 産業の動向

本地域の産業別事業所数及び従業者数を表 2-6 に示します。

平成 26 年度における事業所数は 8,667 事業所で、従業者数は 85,780 人となっています。  
平成 24 年度と比較すると、事業所数及び従業者数ともに増加しています。

表 2-6 産業別事業所数及び従業者数

区分	平成24年度		平成26年度	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第一次産業	12	122	12	152
農林漁業	12	122	12	152
第二次産業	1,967	21,759	1,914	20,969
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	728	3,914	702	3,823
製造業	1,239	17,845	1,212	17,146
第三次産業	6,430	56,121	6,741	64,659
電気・ガス・熱供給・水道業	5	360	20	536
情報通信業	40	163	32	138
運輸業、郵便業	148	3,406	147	3,196
卸売業、小売業	2,246	15,046	2,230	15,039
金融業、保険業	106	1,108	99	1,016
不動産業、物品賃貸業	385	1,488	368	1,319
学術研究、専門・技術サービス業	218	936	228	982
宿泊業、飲食サービス業	841	7,436	852	7,411
生活関連サービス業、娯楽業	713	4,037	732	4,009
教育、学習支援業	230	2,948	382	6,169
医療、福祉	612	12,603	797	17,102
複合サービス事業	55	345	71	780
サービス業(他に分類されないもの)	831	6,245	783	6,962
合計	8,409	78,002	8,667	85,780

※出典：経済センサス

### 4 土地の利用状況

本地域の土地利用状況を表 2-7 に示します。

土地利用状況で最も多くの面積を占めているものが、一般田畑で 46,047,779<sup>m</sup><sup>2</sup>(35.5%)、次いで山林の 41,199,588<sup>m</sup><sup>2</sup>(31.7%)、宅地の 28,491,023<sup>m</sup><sup>2</sup>(21.9%) の順となっています。

表 2-7 土地利用状況

区分	統計	一般 田畑	宅地介在 田畑等	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
面積(m <sup>2</sup> )	129,860,326	46,047,779	2,969,160	28,491,023	240,941	41,199,588	1,407,116	9,504,720
構成比	100.0%	35.5%	2.3%	21.9%	0.2%	31.7%	1.1%	7.3%

※非課税土地は含まない

## 5 関連計画

### (1) 奈良県循環型社会構築構想

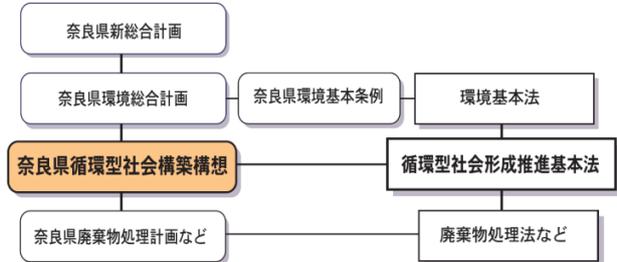
#### 構想の目的：

地域の特性を活かした奈良県がめざすべき循環型社会の姿を明らかにして、県民・事業者・行政が、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するという共通の認識を持って、一体的な取組が進められることを目的として策定する。

#### 計画の位置づけ：

循環型社会形成推進基本法、奈良県新総合計画、奈良県環境基本条例及び奈良県環境総合計画を上位計画におき、奈良県の特徴を活かした循環型社会の構築を進めるための基本的な方向を提示する。

奈良県循環型社会構築構想の位置づけ



#### 本県における循環型社会のあるべき姿

[基本目標] 県民・事業者・行政の連携でゴミゼロ奈良へ

[基本方針]

- 1 6つの「R」の推進
- 2 都市と農山村の交流を通じた循環型社会の構築
- 3 地場産業の振興とともに進めるゼロ・エミッション
- 4 世界に誇る歴史・文化遺産と豊かな自然環境の保全

### (2) 新奈良県廃棄物処理計画

#### 計画の位置づけ：

- 3R推進
- 県と市町村が連携・協働して各種施策を推進
- 法定計画

**計画期間：**平成25年度～平成29年度までの5年間

#### 基本目標：

未来に生きる「ゴミゼロ奈良県」の実現

一般廃棄物の数値目標：

- ①最終処分目標値 最終処分量 46千トン/年 最終処分率 10.3%
- ②排出抑制目標値 排出利用 446千トン/年 一人1日当たり 870g
- ③再生利用目標値 再生利用率 25% 再生利用量 113千トン

#### 施策・事業

- (1) 廃棄物排出抑制の促進
- (2) 廃棄物循環的利用の促進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進
- (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
- (5) 災害廃棄物処理対策の推進
- (6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

### (3) 奈良県災害廃棄物処理計画

#### 策定趣旨：

- ・各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備推進等を促進するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画作成に資することを目的とする。
- ・奈良県地域防災計画等との整合を図り、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示す。

#### 計画の基本的事項：

##### 1. 想定する最大規模の災害

最も被害の大きい災害とされている奈良盆地東縁断層帯地震を想定する。

災害名	地震規模	災害廃棄物発生量	地震発生確率(30年以内)
奈良盆地東縁断層帯地震	最大震度:7 M7.5	最大約1,700万トン(県内) ※建物倒壊数:最大約20万棟	0~5%
南海トラフ地震	最大震度:7 M9.1	最大約500万トン(県内) ※全国で約2.5億t~3.5億t	70%程度

出所)第2次奈良県地震被害想定調査報告書(H16)、南海トラフ巨大地震の被害想定(H25内閣府)、「長期評価結果」地震調査研究推進本部

##### 2. 処理期間の設定

最大でも3年以内の処理完了を目指す。

##### 3. 処理方針

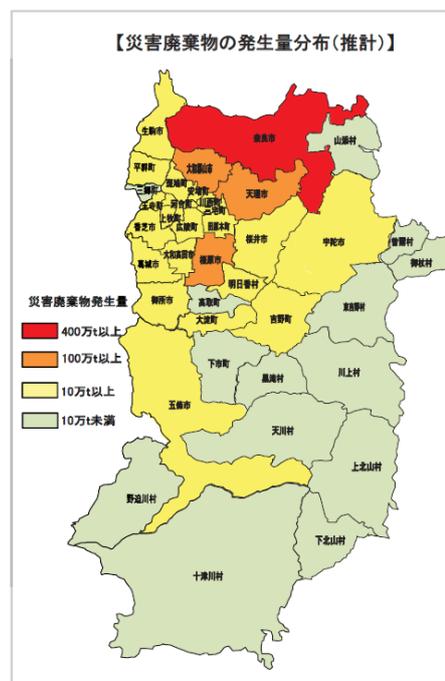
被災した市町村等では行政機能やごみの処理力が低下することも考えられることから、通常時とは異なる緊急かつ広域の体制を構築し、処理を行う必要がある。

#### 災害廃棄物発生量の推計(奈良盆地東縁断層帯地震を想定)：

最大約1700万トン

#### 大規模な災害に備えた取組：

1. 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営
2. 教育・訓練の実施
3. 災害廃棄物の仮置場の確保対策
4. 広域相互支援協定締結の促進



## 6 構成市町村の状況

構成市町村の沿革を表 2-8 に示します。

表 2-8 構成市町村の沿革 (1/2)

	年月		市町村名	沿革
	年	月		
昭和	2	8	大和高田市	北葛城郡高田町が同郡土庫村・松塚村を編入
	16	1	大和高田市	北葛城郡高田町が同郡浮孔村・磐園村を編入
	23	1	大和高田市	北葛城郡高田町が市制施行して大和高田市となる
	29	4	天理市	市制施行
	31	9	大和高田市	北葛城郡陵西村を編入
			広陵町	箸尾町が広陵町へ編入
			山添村	山添村誕生(東山村・波多野村・豊原村の三村合併)
	32	3	大和高田市	高市郡天満村を編入
	32	7	大和高田市	北葛城郡広陵町の一部(大字池尻および藤森の一部)を編入
			広陵町	池尻・藤森が分町、大和高田市へ編入合併
	37	-	広陵町	ごみ焼却処理開始
	41	4	三郷町	町制施行
	45	10	天理市	機械式バッチ炉(旧炉)完成
	46	4	大和高田市	大和高田市清掃センター 一般焼却炉完成(旧炉)
			上牧町	焼却場稼働開始
	46	9	天理市	天理市・都祁村・山添村・月ヶ瀬村の一市三村で「山辺広域市町村圏」の指定を受ける
			山添村	
	46	12	河合町	町制施行
	47	10	天理市	事務委託によるごみ処理開始
			山添村	
			川西町	
			三宅町	
	47	12	上牧町	上牧村が町制施行して上牧町になる
	49	4	天理市	天理市・都祁村・山添村・月ヶ瀬村・川西町・三宅町・田原本町の一市三町三村で山辺広域消防組合を設立
			山添村	
			川西町	
			三宅町	
49	4	三宅町	町制施行	
50	4	川西町	町制施行	
52	3	河合町	河合町清掃工場完成	
54	2	広陵町	清掃センター操業開始(焼却)	
57	7	天理市	ごみ処理センター完成	
58	6	大和高田市	粗大ごみ処理施設完成	
61	4	大和高田市	大和高田市クリーンセンター 一般焼却炉完成	
		安堵町	町制施行	
62	3	山添村	山添村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行	

表 2-8 構成市町村の沿革 (2/2)

平成	年月		市町村名	沿革
	年	月		
平成	2	3	天理市	山辺広域消防組合を解散
			山添村	
			川西町	
			三宅町	
	2	4	天理市	天理市・都祁村・山添村・月ヶ瀬村・川西町・三宅町・田原本町の一市三町三村で山辺広域行政事務組合を設立
			山添村	
			川西町	
			三宅町	
	2	9	安堵町	安堵町環境美化センター(建物)の着工
	2	10	三郷町	三郷町清掃センター(新設)
	3	3	河合町	粗大ごみ処理施設完成
	3	10	安堵町	安堵町環境美化センター(建物)の竣工
			山添村	廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例 交付
	4	1	山添村	廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例 施行
	4	11	三宅町	三宅町再生資源回収団体に対する助成金を交付
	6	7	広陵町	プラスチック分別収集開始
	7	4	大和高田市	カン・ビン処理施設完成
			三宅町	一般廃棄物の収集運搬業務を直営により実施
	9	4	山添村	容器包装等分別回収開始
	10	7	広陵町	リサイクル素材分別収集開始
			三宅町	家庭系ごみの指定ごみ袋制度による分別収集を開始
	11	3	安堵町	環境美化センター施設におけるダイオキシン類対策工事の着工
	11	4	川西町	資源ごみ分別開始
	12	8	天理市	新焼却炉完成(ダイオキシン類対策による焼却炉の入替え)
	12	2	安堵町	環境美化センター施設におけるダイオキシン類対策工事の竣工
	12	-	上牧町	排ガス高度処理施設、灰固形化施設 建設工事を行う。
	13	2	三郷町	排ガス高度処理施設及び灰固形化施設整備工事竣工
13	11	河合町	排ガス高度処理施設整備工事	
14	4	河合町	指定ごみ袋による分別収集全町実施	
14	10	大和高田市	一般焼却炉ダイオキシン対策工事完成	
15	-	上牧町	焼却施設改良工事	
18	4	天理市	ごみの排出を新分別方法に変更	
		大和高田市	ごみ有料化	
		河合町	指定ごみ袋有料化	
18	8	上牧町	ごみ処理の有料化開始	
19	2	広陵町	クリーンセンター広陵竣工	
19	8	川西町	プラスチック容器分別開始	
19	10	三宅町	家庭系ごみの有料指定ごみ袋制度を開始	
20	4	広陵町	ごみ有料化開始	
		三宅町	家庭系ごみ(粗大ごみ)の有料粗大ごみ処理券制度を開始	
21	10	川西町	可燃・不燃ごみ袋の有料化開始	
23	4	大和高田市	ペットボトル処理施設完成	
24	10	天理市	粗大ごみの収集をリクエスト方式に変更	
26	9	上牧町	可燃ごみ袋に20ℓを追加	
27	8	上牧町	使用済み小型家電の収集を開始	

## 7 構成市町村の関係法令等

構成市町村の廃棄物に関する法令等を表 2-9 に示します。

表 2-9 構成市町村の関係法令等

構成市町村名	ごみ処理に係る条例
大和高田市	大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例
天理市	天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
山添村	山添村廃棄物の処理及び清掃に関する条例
三郷町	三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
安堵町	安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
川西町	川西町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
三宅町	三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
上牧町	上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
広陵町	広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例
河合町	河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

# 第3章 ごみ処理の現状

## 第1節 ごみ処理システムの現状

### 1 用語の定義

本計画における用語の定義を図 3-1 に示します。

本計画では、家庭から排出される一般廃棄物を「家庭系ごみ」と呼び、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、ごみ排出量に集団回収（町内会や子供会等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」と呼びます。

本組合では、基本的には家庭系ごみと事業系ごみを処理・処分する予定としていますが、事業系ごみの受入れについては、構成市町村ごとに異なります。

ごみ排出量については、一部、構成市町村で分別区分や品目の名称は異なっているものの、処理形態により、大きく可燃ごみ、不燃ごみ（有害ごみ含む）、粗大ごみ（可燃性、不燃性）、資源物（プラスチック製容器包装、ペットボトル、ビン、カン、紙類、古着、小型家電製品）の4種類に分けられます。

また、家庭系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた量を資源化量と呼び、ごみ総排出量に対する資源化量の割合を資源化率と呼びます。

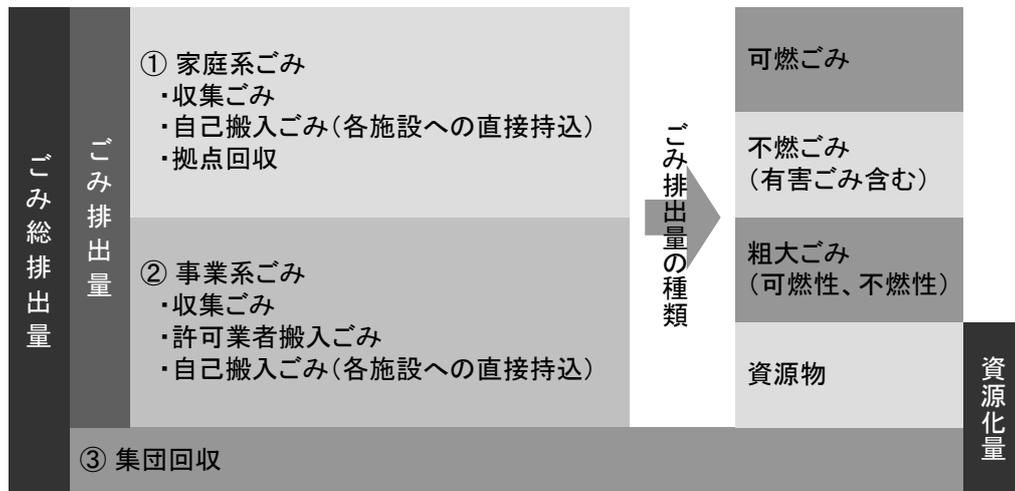


図 3-1 本計画における用語の定義

## 2 ごみの分別区分等

平成 27 年度時点の各構成市町村のごみの分別区分等を表 3-1～表 3-10 に示します。

表 3-1 大和高田市のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

		分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	燃えるごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず、落葉や草(少量)、小さなぬいぐるみ(2個程度)、衣類(3枚程度)、くつ(2足程度)、シーツ(1枚)、ビデオテープ(3本まで)、その他小さなプラスチック製品(少量)、マヨネーズ等接着剤の容器で汚れが取れないものなど	・有料指定袋に入れる	週2回	戸別
	われたもの	われたもの(コップ、ビン、ガラス、せともの、かがみ)、ほ乳ビン、耐熱ガラス、化粧品(ビン(どうしても中が洗えないもの)など)	・分別収集かご ・透明の袋に入れる	年数回 (第5水曜)	戸別
	ペットボトル	マークのついた飲料用・酒類用・しょうゆ用のペットボトル	・分別収集かご	月1回	戸別
	カン・ビン	・飲料用のカン、缶詰のカン、赤ちゃんのミルクの缶、小さなお菓子のカン、穴を開けたスプレー缶やカセットボンベ ・飲料用のビン、ワインのビン、薬のビン、化粧品のビン	・分別収集かご	2週に1回	戸別
	有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計	・分別収集かご ・買ったときの箱に入れる等して割れにくくして出す ・透明の袋に入れる	月2回	戸別
	新聞	新聞	・ひもでしばって出す	月2回	戸別
	紙類	雑誌、段ボール、牛乳パック、新聞紙以外の紙	・品物ごとにひもでしばって出す	週1回	戸別
	粗大ごみ (小さな金属類含む)	・家電製品等(リサイクル法対象物品を除く)、家具類、自転車、ふとん類、かさ、マット・じゅうたん(1m四方に切って)など ・小さななべ、スプーン、ハンガー、包丁、はさみ、ラップの切り口、プラスチックのおもちゃ、金属製のビンのふた、金属製の文房具など	・粗大ごみ処理券を貼って出す(物品により枚数が異なる) ・小さな金属類等は段ボール箱に入れて出す	電話申込	戸別
	ハッピーサンダルくず	ハッピーサンダルくず	-	-	-
拠点回収	その他プラスチック製容器包装	食品トレイ、カップめん(容器)、発泡スチロール製の箱、洗剤・シャンプー・食用油のボトル、お惣菜が入っていたプラスチック製容器包装、たまごパックなど	・透明の袋に入れて所定の場所に持って行く	月2回	拠点
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、小型ビデオカメラ、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、電子辞書、ICレコーダー、USBメモリ、PCメモリなど	-	-	拠点
	廃食用油	廃食用油	-	-	拠点
集団回収	古新聞	古新聞	-	-	-
	古雑誌	古雑誌	-	-	-
	段ボール	段ボール	-	-	-
	牛乳パック	牛乳パック	-	-	-
	古布	古布	-	-	-
	スチール缶	スチール缶	-	-	-
	アルミ缶	アルミ缶	-	-	-
	ビン	ビン	-	-	-

※「ハッピーサンダルくず」は事業系ごみのみ対象

表 3-2 天理市のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

		分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	燃やせるごみ	生ごみ、マヨネーズ、紙くず、紙コップ、剪定枝、皮革、落ち葉・草、おもちゃ(プラ製)など	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	ステーション
	燃やせないごみ	金属類、せともの類、ガラス製品、油のびん、割れた空きびん、スプレー缶、小型電化製品	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	プラスチック製容器包装	卵パック、弁当の容器、シャンプー容器、レジ袋、カップ麺容器、プラスチックトレイ、プリン・ヨーグルト容器	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	発泡スチロール	梱包用スチロール、発泡スチロールトレイ	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	飲料用ペットボトル	飲料用ペットボトル	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	飲食用びん	調味料、びん詰め(のびん)、酒類ビン	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	飲料カン	ジュース・飲料用カン	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	有害ごみ(体温計、鏡、電池など)	体温計、鏡、乾電池など	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	新聞	新聞紙	・ひもでしばる	月2回	ステーション
	ダンボール	ダンボール	・ひもでしばる	月2回	ステーション
	雑誌類	本・ノート、辞典、週刊誌、マンガ類、カタログ	・ひもでしばる	月2回	ステーション
	牛乳パック	牛乳パック	・ひもでしばる	月2回	ステーション
	古着類	古着類	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	粗大ごみ	袋に入らないもの、重量があり袋が耐え切れないもの、雨戸、自転車など	-	電話申込	戸別
	有害ごみ(蛍光灯)	蛍光管	・袋に入れる	電話申込	戸別
	集団回収	新聞紙	新聞紙	-	-
雑誌類		本・ノート、辞典、週刊誌、マンガ類、カタログ	-	-	-
ダンボール		ダンボール	-	-	-
牛乳パック		牛乳パック	-	-	-
古着類		古着類	-	-	-

表 3-3 山添村のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	燃えるごみ	紙くず、台所ごみ類(料理くず、残飯、茶かすなど)、カセットテープ、ビデオテープ、皮製品、紙おむつ、ふとん、毛布	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	ステーション
	燃えないごみ	スプレー缶、化粧品ビン、金属くず、せとの、ガラスくず、フライパン、傘、ドライヤー、時計、ポット、割れたビン、油のビン	・透明・半透明の袋に入れる	月1回	ステーション
	有害ごみ	蛍光灯、体温計(水銀)、鏡、乾電池	・透明・半透明の袋に入れる	年3回	ステーション
	粗大ごみ	電子レンジ、自転車、ストーブ、電化製品、コンロ、イス、電気毛布	・灯油・乾電池等を抜く	年3回	ステーション
拠点回収	プラスチック製の容器類	インスタントラーメンの袋、レジ袋、納豆容器、卵パック、カップラーメンの容器類、油・マヨネーズ等の容器類など	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点
	発泡スチロール類	白色食用トレイ、色付・柄付の食用トレイ、家電・魚用梱包スチロール	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点
	ペットボトル	飲料用・酒類用(日本酒・焼酎・みりん等)・しょうゆ用のもの	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点
	ガラスビン	食べ物・飲み物・化粧品の入っていたビン	・コンテナ	年6回	拠点
	スチール缶・アルミ缶	菓子等の食用缶	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点
	新聞	新聞紙	・ひもでしばる	年6回	拠点
	段ボール	段ボール	・ひもでしばる	年6回	拠点
	雑誌	雑誌、菓子箱、上質紙、包装紙	・ひもでしばる	年6回	拠点
	牛乳・ジュース等パック	牛乳・ジュース等パック	・ひもでしばる	年6回	拠点
	古着	古着	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点

表 3-4 三郷町のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	可燃ごみ	生ごみ・貝殻、紙おむつ、廃食油、革製品、ゴム製品、保冷剤など、枝葉、汚れの落ちないトレイなど、燃やせる粗大ごみ(破砕)	・基本は汎用の袋に入れる	週2回	ステーション
	剪定枝	剪定枝	・ひもでしばる	週2回	ステーション
	不燃ごみ	食器・刃物、フライパン・なべ・やかん、飲料用・食品用以外のビン・ガラス製品、スプレー缶、ミルク缶・菓子缶、日用品、掃除機、スポーツ用品、燃やせない粗大ごみ	・基本は汎用の袋に入れる	月1回	ステーション
	廃プラスチック	ボトル類、チューブ類、ネット類、キャップ類、カップ・パック類、ポリ袋・ラップ類、色付きトレイ	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	ステーション
	白色トレイ	白色トレイ	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	ペットボトル	ペットボトル	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	ガラスビン	ドリンクのビン、一升ビンなど	・透明・半透明の袋に入れる	月1回	ステーション
	アルミ缶・スチール缶	アルミ缶・スチール缶	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、水銀式体温計・温度計	・透明・半透明の袋に入れる	3~4ヶ月に1回	ステーション
	古紙類・古布類	新聞紙、雑誌、広告・チラシ、紙箱・紙袋、紙パック、ダンボール、古布類	・ひもでしばる ・透明・半透明の袋に入れる	月1回	ステーション
拠点回収	小型家電	携帯電話、ノートパソコン、ファックス、ファクシミリ、デジタルカメラ、映像機器、DVDプレーヤー、BDレコーダ・プレーヤー、チューナー、音響機器、ラジオ、CDプレーヤー、ラジカセ、カセットデッキ、ヘッドフォン、イヤホン、補助装置、マウス、充電器、リモコン、テレビゲーム機、メモリーカード、ドライヤー、電子辞書・手帳、電気カミソリ等	-	-	拠点 (持ち込みのみ)
	廃食用油	廃食用油	-	-	拠点
集団回収	新聞	新聞紙	-	-	-
	雑誌	雑誌	-	-	-
	段ボール	段ボール	-	-	-
	紙パック	紙パック	-	-	-
	古布	古布類	-	-	-
	アルミ缶	アルミ缶	-	-	-
	スチール缶	スチール缶	-	-	-

※モデル地区で生ごみを分別回収（家庭系ごみは収集、事業系ごみは自己搬入）

表 3-5 安堵町のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	回収回数	収集体制等
収集・自己搬入	燃えるごみ	生ごみ、紙くず類、トレイ・ポリ容器・ペットボトル	週2回	ステーション
	燃えないごみ	カン・金属類、ビン・ガラス類(各種かん類、コーラびん、ジュース、ガラスの花びん類)	月1回 (カン・金属類とビン・ガラス類は別日)	ステーション
	粗大ごみ	フuton、カーペット、家具類、電気製品、建具類、自転車・三輪車、ゴムホースなど	年2回	ステーション
集団回収	紙類	ダンボール、新聞チラシ、雑誌	-	-
	布類	古着、衣類、ボロ布、綿入りふとん、毛布	-	-

表 3-6 川西町のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	回収回数	収集体制等	
収集・自己搬入	燃やすごみ	生ごみ、ビデオテープ・CD、マヨネーズ・醤油などの容器、衣類・布類、プラスチック製おもちゃ・バケツ、くつ・バッグ、草・枝木、座布団、汚れの落ちないプラスチックトレイ	指定袋に入れる	週2回	ステーション
	燃やさないごみ	ガラス、陶器類、カン類、ビン類、有害ごみ(乾電池、蛍光灯)、金属類なべ・フライパン、スプレー缶	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	プラスチック類(容器包装)	プラスチック製トレイ、キャップ、包装フィルム、カップ麺の容器(プラ製)、ラベル	指定袋に入れる	月2回	ステーション
	発泡スチロール類	発泡スチロール、発泡スチロール製トレイ	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	ペットボトル類	飲料用ペットボトル	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	飲料缶類	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶	指定袋に入れる	月2回	ステーション
	段ボール	ダンボール箱	ひもでしばる	月1回	ステーション
	粗大ごみ	タンス、ストーブ、テーブル、ベット、自転車、ソファ、ガスコンロ、スキー板	指定収集シートを貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込	戸別
拠点回収	廃食用油	-	-	拠点	
集団回収	段ボール	ダンボール	-	-	
	段ボール以外の古紙類	新聞、紙パック、雑誌	-	-	
	古布類	衣類	-	-	
	飲料缶	アルミ缶	-	-	

表 3-7 三宅町のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	回収回数	収集体制等	
収集・自己搬入	燃えるごみ	生ごみ、紙ごみ、文房具、CD、MD、DVD、ビデオテープ、カセットテープ(ケース含む)、くつ、はきもの(スニーカー・サンダル・長靴など)、ぬいぐるみ、プラスチック製おもちゃ、木製おもちゃ、紙おむつ、生理用品、ばんそうこう、薬用品、よごれた布(靴下・下着など)、調味料のチューブ、バターやマーガリンの容器、油分のついた菓子の袋や箱、洗剤のボトル	指定袋に入れる	週2回	ステーション
	燃えないごみ	調理器具、包丁(ナイフ)、カミソリ、割れたガラス、画びょう、釘、クリップ、縫い針、かき、食器(せともの・ガラス・金属製)、指定袋に入る大きさの電気製品、工具類、金属が含まれるおもちゃ、文房具、飲料用以外のカン、びん類、電球・蛍光灯	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	プラスチック製の容器類	カップ麺、コンビニやスーパー等の弁当容器、卵のパック、プリンやヨーグルトのカップ、総菜のトレイ、色つきトレイ、商品の袋、レジ袋	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	白色トレイ・発泡スチロール類	家電等の梱包用スチロール、食品用トレイ	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	飲料用ペットボトル	飲料用ペットボトル	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	飲料缶	飲料用の缶	指定袋に入れる	月1回	ステーション
	粗大ごみ	テーブル、いすなど	粗大ごみ処理券を貼って出す(1点に1枚)	4ヶ月に1回	ステーション
	新聞	新聞・チラシ	ひもでしばる	月1回	ステーション
	段ボール	段ボール	ひもでしばる	月1回	ステーション
	雑誌	雑誌	ひもでしばる	月1回	ステーション
	集団回収	新聞紙	新聞・チラシ	-	-
雑誌類		雑誌	-	-	
段ボール		段ボール	-	-	
牛乳パック		牛乳パック	-	-	

※平成28年4月より飲食用びんの分別を開始

表 3-8 上牧町のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	可燃ごみ(もえるごみ)	生ごみ、紙くず、木くず、草類	指定袋に入れる	週2回	ステーション
	不燃ごみ(もえないごみ)	金属類、陶磁器類、ガラス類、皮・ゴム・布類、プラスチック、発泡スチロール、電池(水銀電池、乾電池、ボタン電池)、体温計、蛍光灯	指定袋に入れる	週1回	ステーション
	粗大ごみ	町指定袋に入らない大型の不燃ごみ	・粗大ごみ収集利用券を貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込	戸別
拠点回収	小型家電	携帯電話・PHS、パソコン、電話機(ファクシミリ含む)、携帯型ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器(ヘアドライヤー等)、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品(カーナビ・VICSユニット等)、その他の付属品	-	-	拠点
	食品トレイ	白色トレイのみ	・水で洗い資源物置場に出す	月1回	拠点
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、酒類ペットボトル、調味料ペットボトル	・水で洗い資源物置場に出す	月2回	拠点
	ビン類(白・茶・その他)	飲料ビン、調味料ビン、薬ビン、化粧品ビン	・水で洗い資源物置場に出す	月2回	拠点
	カン類(アルミ・スチール)	スチール缶、アルミ缶	・水で洗い資源物置場に出す	月2回	拠点
集団回収	古紙類	古新聞紙、古雑誌、ダンボール、紙パック	-	-	-
	古布類	古布、古着	-	-	-

表 3-9 広陵町のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	燃やすごみ	台所ごみ類(生ごみ(調理くず、残飯、茶かす等))、紙くず類(ちり紙、油紙、タバコの吸い殻)、その他のごみ(割り箸、鉛筆、乾燥した細い枝、葉、草等)	指定袋に入れる	週2回	戸別
	その他プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ以外のプラスチック製品・ゴム製品(おもちゃ、洗面器、バケツ、定規、計量カップ、弁当箱、CDやカセットテープ(ケースも)、ポリタンク、長靴、プランター、ゴムホース等)、商品でないものの容器や包装(クリーニングの袋等)、プラマークがあっても中の遺物が付着して洗えないもの(歯磨き粉、わさび、練り辛子、ケチャップ等)、医療用廃棄物でプラマークがあるもの(薬液パック、チューブ類等)	指定袋に入れる	週2回	戸別
	燃やさないごみ	金属類(フライパン、鍋、スプーン等、リサイクルマークのない缶類、食油等の缶、汚れたある缶等)、ガラス類・陶器類(茶碗、ガラスコップ、皿等、植木鉢、葉等のビン等、耐熱ガラス、リサイクルマークのないビン類)、小型家電	指定袋に入れる	月1回	戸別
	容器包装プラスチックごみ	カップ・トレイ・パック類(食料品や日用品の容器等)、ネット(玉ねぎ・みかん等が入っていたネット)、チューブ型容器(マヨネーズ・ケチャップ等の容器・ふた)、ふくろ類(食料品や日用品の袋及びラップ類)、その他(空気の入ったシート・発泡スチロール製品)	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	戸別
	ペットボトル	ペットボトル	・リサイクルネット	月2回	ステーション
	空きビン(白・茶・その他)	空きビン(3色分別)	・コンテナ	月2回	ステーション
	空き缶(アルミ・スチール)	空き缶(アルミ・スチール分別)	・リサイクルネット	月2回	ステーション
	有害ごみ	電球・蛍光灯類、LED電球、電池類(乾電池、ボタン電池等)、水銀体温計、水銀温度計	・透明・半透明の袋に入れる	第5水曜日(年4、5回)	戸別
	粗大ごみ	家財類(タンス、机、椅子、布団、自転車、じゅうたん、ベビーカー等)、小型家電類・その他(ストーブ、電子レンジ、トースター、インクジェットプリンター、直径5cmまで、長さ1mまでの葉を取った剪定枝等)	・ひもでしばる、若しくは「不用品」の貼り紙をずる	月2回	戸別
	紙類	紙類(新聞紙、雑誌、段ボール等)、紙パック類	・ひもでしばる、もしくは透明・半透明の袋に入れる	月2回	戸別
集団回収	不要な衣類	古着・布類	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	戸別
	新聞紙	新聞紙	-	-	-
	雑誌	雑誌	-	-	-
	段ボール	段ボール	-	-	-
	牛乳パック	牛乳パック	-	-	-
	古着類	古着類	-	-	-
	アルミ製品	アルミ製品	-	-	-

表 3-10 河合町のごみの分別区分等（平成 27 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	もやすごみ	生ごみ(野菜・魚・肉類の調理くず、茶殻等)、紙くず(雑がみ、ティッシュペーパー、紙おむつ等)、木くず(落ち葉、木片、草剪定枝)、布くず(布きれ、靴下等)、布団類(ふとん、毛布、ざぶとん等)	指定袋に入れる	週2回	ステーション
	もやさないごみ	プラスチック・ビニール類(プラスチック容器、トレイ等)、ガラス・瀬戸物類(陶器、ガラス、コップ等)、金属類(鍋、刃物類、小型家電製品等)	指定袋に入れる	週1回	ステーション
	ペットボトル	飲料用、酒類、調味料用のペットボトル	指定袋に入れる	月2回	ステーション
	びん	飲み物等のびん	指定袋に入れる	月2回	ステーション
	かん	スチール缶、アルミ缶	指定袋に入れる	月2回	ステーション
	有害ごみ	電池(水銀電池、乾電池、ボタン電池)、体温計、蛍光管電球	分別し、適宜汎用の袋に入れる	年4回	ステーション
粗大ごみ	家電製品・家具類・建具類(電子レンジ、掃除機等、たんす、机、ベッド等、ふすま、障子等)	粗大シールを貼って出す	週1回	ステーション	
集団回収	紙類	新聞、本、雑誌、広告紙、チラシ、ダンボール、紙パック	-	-	-
	布類	古布、古着	-	-	-

### 3 ごみの処理主体

平成 27 年度時点の各構成市町村のごみ処理主体を表 3-11～表 3-20 に示します。

表 3-11 大和高田市のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分		
家庭系ごみ	燃えるごみ	直営/委託/自己搬入	委託		
	われたもの	直営/委託	委託		
	その他プラスチック製容器包装	委託	委託	資源化	
	ペットボトル	直営/委託	直営	資源化	
	カン・ビン	委託	直営	資源化	
	有害ごみ	直営/委託	委託	委託	
	小型家電	直営	委託	資源化	
	粗大ごみ(小さな金属類含む)	直営/委託/自己搬入	直営	資源化/委託	
	新聞	直営/委託	委託	資源化	
	紙類	直営/委託	委託	資源化	
	廃食用油	委託	委託	資源化	
	事業系ごみ	燃えるごみ	許可業者/自己搬入	直営	委託
		われたもの	-	-	-
		その他プラスチック製容器包装	-	-	-
ペットボトル		-	-	-	
カン・ビン		-	-	-	
有害ごみ		-	-	-	
小型家電		-	-	-	
粗大ごみ(小さな金属類含む)		許可業者/自己搬入	直営	資源化/委託	
新聞		-	-	-	
紙類		-	-	-	
廃食用油		-	-	-	
ヘップサンダルくず		自己搬入	直営	委託	

表 3-12 天理市のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	委託/自己搬入	直営	直営/委託	
	燃やせないごみ	委託/自己搬入	直営	直営	
	プラスチック製容器包装	委託/自己搬入	委託	資源化	
	発泡スチロール	委託/自己搬入	委託	資源化	
	飲料用ペットボトル	委託/自己搬入	委託	資源化	
	飲食用びん	委託/自己搬入	直営	資源化/委託※	
	飲料カン	委託/自己搬入	直営	資源化	
	有害ごみ(体温計、鏡、電池など)	委託/自己搬入	委託	委託	
	有害ごみ(蛍光灯)	委託/自己搬入	委託	委託	
	粗大ごみ	委託/自己搬入	直営	直営	
	新聞	委託/自己搬入	直営	資源化	
	ダンボール	委託/自己搬入	直営	資源化	
	雑誌類	委託/自己搬入	直営	資源化	
	牛乳パック	委託/自己搬入	直営	資源化	
	古着類	委託/自己搬入	直営	資源化	
	事業系 ごみ	燃やせるごみ	許可業者/自己搬入	直営	直営
		燃やせないごみ	許可業者/自己搬入	直営	直営
プラスチック製容器包装		自己搬入	委託	資源化	
発泡スチロール		自己搬入	委託	資源化	
飲料用ペットボトル		自己搬入	委託	資源化	
飲食用びん		自己搬入	直営	資源化/委託※	
飲料カン		自己搬入	直営	資源化	
有害ごみ(体温計、鏡、電池など)		自己搬入	委託	委託	
有害ごみ(蛍光灯)		自己搬入	委託	委託	
粗大ごみ		許可業者/自己搬入	直営	直営	
新聞		自己搬入	直営	資源化	
ダンボール		自己搬入	直営	資源化	
雑誌類		自己搬入	直営	資源化	
牛乳パック		自己搬入	直営	資源化	
古着類		自己搬入	直営	資源化	

※その他色のみ処理委託

表 3-13 山添村のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系 ごみ	燃えるごみ	委託/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)	
	燃えないごみ	委託/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)	
	プラスチック製の容器類	委託	委託	資源化	
	発泡スチロール類	委託	委託	資源化	
	ペットボトル	委託	委託	資源化	
	ガラスビン	委託	委託	資源化	
	スチール缶・アルミ缶	委託	委託	資源化	
	有害ごみ	委託	委託	委託	
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)	
	新聞	委託	委託	資源化	
	段ボール	委託	委託	資源化	
	雑誌	委託	委託	資源化	
	牛乳・ジュース等パック	委託	委託	資源化	
	古着	委託	委託	資源化	
	事業系 ごみ	燃えるごみ	-	-	-
		燃えないごみ	-	-	-
		プラスチック製の容器類	-	-	-
発泡スチロール類		-	-	-	
ペットボトル		-	-	-	
ガラスビン		-	-	-	
スチール缶・アルミ缶		-	-	-	
有害ごみ		-	-	-	
粗大ごみ		-	-	-	
新聞		-	-	-	
雑誌		-	-	-	

※燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの中間処理、最終処分は天理市に委託

表 3-14 三郷町のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営/自己搬入	直営	委託/一部資源化	
	剪定枝	直営/自己搬入	委託	資源化	
	不燃ごみ	直営/自己搬入	直営	委託	
	廃プラスチック	直営/自己搬入	委託	資源化	
	白色トレイ	直営/自己搬入	委託	資源化	
	ペットボトル	直営/自己搬入	直営	資源化	
	ガラスビン	直営/自己搬入	委託	資源化	
	アルミ缶・スチール缶	直営/自己搬入	直営	資源化	
	古紙類・古布類	直営/自己搬入	委託	資源化	
	有害ごみ	直営/自己搬入	委託	委託	
	小型家電	直営/自己搬入	委託	資源化	
	廃食用油	直営	委託	資源化	
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	直営	委託/一部資源化
		剪定枝	許可業者/自己搬入	委託	資源化
不燃ごみ		許可業者/自己搬入	直営	委託	
廃プラスチック		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
白色トレイ		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
ペットボトル		許可業者/自己搬入	直営	資源化	
ガラスビン		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
アルミ缶・スチール缶		許可業者/自己搬入	直営	資源化	
古紙類・古布類		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
有害ごみ		許可業者/自己搬入	委託	委託	
小型家電		自己搬入	委託	資源化	
廃食用油		自己搬入	委託	資源化	

※「可燃ごみ」については、モデル地区で回収した生ごみを資源化している。

表 3-15 安堵町のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	燃えるごみ	直営/自己搬入	直営	委託
	燃えないごみ	直営/自己搬入	直営	資源化
	粗大ごみ	委託	委託	委託
事業系ごみ	燃えるごみ	直営	直営	委託
	燃えないごみ	-	-	-
	粗大ごみ	-	-	-

※事業系ごみに関しては、原則、各事業所の責任で処理をすることとしているが、一部家庭系ごみと同様に収集し、焼却している。

表 3-16 川西町のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	燃やすごみ	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	燃やさないごみ	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	プラスチック類(容器包装)	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	発泡スチロール類	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	ペットボトル類	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	飲料缶類	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	段ボール	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	廃食用油	委託	委託	資源化
	事業系ごみ	燃やすごみ	許可業者/自己搬入	委託(天理市)
燃やさないごみ		許可業者/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
プラスチック類(容器包装)		許可業者	委託(天理市)	委託(天理市)
発泡スチロール類		許可業者	委託(天理市)	委託(天理市)
ペットボトル類		許可業者	委託(天理市)	委託(天理市)
飲料缶類		許可業者	委託(天理市)	委託(天理市)
粗大ごみ		許可業者	委託(天理市)	委託(天理市)
段ボール		許可業者	委託(天理市)	委託(天理市)
廃食用油		-	-	-

※中間処理、最終処分はすべて天理市に委託

表 3-17 三宅町のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	燃えるごみ	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	燃えないごみ	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	プラスチック製の容器類	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	白色トレー・発泡スチロール類	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	飲料用ペットボトル	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	飲料缶	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	新聞	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	段ボール	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	雑誌	直営/自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
事業系ごみ	燃えるごみ	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	燃えないごみ	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	プラスチック製の容器類	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	白色トレー・発泡スチロール類	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	飲料用ペットボトル	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	飲料缶	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	粗大ごみ	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	新聞	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	段ボール	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)
	雑誌	自己搬入	委託(天理市)	委託(天理市)

※中間処理、最終処分はすべて天理市に委託  
 ※平成28年4月より飲食用びんの分別を開始

表 3-18 上牧町のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	可燃ごみ(もえるごみ)	直営/自己搬入	直営	委託	
	不燃ごみ(もえないごみ)	直営/自己搬入	委託	委託	
	食品トレイ	直営	委託	資源化	
	ペットボトル	直営/自己搬入	直営	資源化	
	ビン類(白・茶・その他)	直営/自己搬入	直営	資源化	
	カン類(アルミ・スチール)	直営/自己搬入	直営	資源化	
	小型家電	委託	委託	資源化	
	粗大ごみ	直営/自己搬入	直営/委託	委託	
	事業系ごみ	可燃ごみ(もえるごみ)	許可業者/自己搬入	直営	直営
		不燃ごみ(もえないごみ)	許可業者/自己搬入	委託	委託
食品トレイ		-	-	-	
ペットボトル		許可業者/自己搬入	直営	資源化	
ビン類(白・茶・その他)		許可業者/自己搬入	直営	資源化	
カン類(アルミ・スチール)		許可業者/自己搬入	直営	資源化	
有害ごみ		-	-	-	
小型家電		委託	委託	資源化	
粗大ごみ		-	-	-	

※このごみ処理主体は平成27年度時点のものであり、平成28年11月に上牧町塵芥焼却場が廃止してからは、すべての品目の中間処理を民間事業者に委託している。

表 3-19 広陵町のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	燃やすごみ	委託/自己搬入	委託	資源化/委託	
	その他プラスチックごみ	委託/自己搬入	委託	委託	
	燃やさないごみ	委託/自己搬入	委託	資源化/委託	
	容器包装プラスチックごみ	委託/自己搬入	委託	資源化	
	ペットボトル	委託/自己搬入	委託	資源化	
	空きビン(白・茶・その他)	委託/自己搬入	委託	資源化	
	空き缶(アルミ・スチール)	委託/自己搬入	委託	資源化	
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託	委託	
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託	資源化/委託	
	紙類	委託/自己搬入	委託	資源化	
	不要な衣類	委託/自己搬入	委託	資源化	
	事業系ごみ	燃やすごみ	許可業者/自己搬入	委託	資源化/委託
		その他プラスチックごみ	-	-	-
燃やさないごみ		-	-	-	
容器包装プラスチックごみ		-	-	-	
ペットボトル		-	-	-	
空きビン(白・茶・その他)		-	-	-	
空き缶(アルミ・スチール)		-	-	-	
有害ごみ	-	-	-		
粗大ごみ	-	-	-		
紙類	-	-	-		
不要な衣類	-	-	-		

表 3-20 河合町のごみ処理主体（平成 27 年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	もやすごみ	委託/自己搬入	直営	委託
	もやさないごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	ペットボトル	委託/自己搬入	委託	資源化
	びん	委託/自己搬入	委託	資源化
	かん	委託/自己搬入	委託	資源化
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
事業系ごみ	もやすごみ	許可業者/自己搬入	直営	委託
	もやさないごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託
	ペットボトル	許可業者/自己搬入	委託	資源化
	びん	許可業者/自己搬入	委託	資源化
	かん	許可業者/自己搬入	委託	資源化
	有害ごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託
	粗大ごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託

#### 4 ごみの処理手数料

平成 27 年度時点の各構成市町村のごみ処理手数料を表 3-21～表 3-30 に示します。

表 3-21 大和高田市のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類			手数料	備考
収集	家庭系ごみ	燃えるごみ	45ℓのごみ袋 10枚 450円、30ℓのごみ袋 10枚 300円、 15ℓのごみ袋 10枚 150円	-
		粗大ごみ	収集シール 1枚300円(品目により枚数は異なる)	-
	事業系ごみ	-	-	収集なし
自己搬入	家庭系ごみ	燃えるごみ	67円/5kg	-
		粗大ごみ	67円/5kg	-
	事業系ごみ	ヘップサンダルくず以外	67円/5kg	-
		ヘップサンダルくず	75円/5kg	-

表 3-22 天理市のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類			手数料	備考
収集	家庭系ごみ	-	-	手数料なし
	事業系ごみ	全種類	小規模事業者の2袋まで無料	小規模事業者のみ収集
自己搬入	家庭系ごみ	全種類	100kg未満は無料、100kg以上から80円/10kg	-
	事業系ごみ	全種類	160円/10kg	-

表 3-23 山添村のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類			手数料	備考
収集	家庭系ごみ	-	-	手数料なし
	事業系ごみ	-	-	収集なし
自己搬入	家庭系ごみ	-	-	手数料なし
	事業系ごみ	-	-	受入れなし

表 3-24 三郷町のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類		手数料	備考	
収集	家庭系ごみ	-	手数料なし	
	事業系ごみ	-	収集なし	
自己搬入	家庭系ごみ	可燃ごみ	50kg未満は無料、50kg以上から5.4円/kg	-
		不燃ごみ	50kg未満は無料、50kg以上から5.4円/kg	-
		資源ごみ (缶類、ペットボトル、白色トレイ)	50kg未満は無料、50kg以上から5.4円/kg	-
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 14円/kg、個人業者 7円/kg	-
		不燃ごみ	許可業者 14円/kg、個人業者 7円/kg	-

表 3-25 安堵町のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類		手数料	備考
収集	家庭系ごみ	-	手数料なし
	事業系ごみ	-	一部収集、手数料なし
自己搬入	家庭系ごみ	-	受入れなし
	事業系ごみ	-	受入れなし

表 3-26 川西町のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類		手数料	備考	
収集	家庭系ごみ	燃やすごみ	45ℓのごみ袋 10枚 450円、30ℓのごみ袋 10枚 300円、 10ℓのごみ袋 10枚 100円	-
		燃やさないごみ	30ℓのごみ袋 10枚 300円	-
		粗大ごみ	収集シール 1枚200円(品目により枚数は異なる)	-
	事業系ごみ	-	-	収集なし
自己搬入	家庭系ごみ	全種類	一月に一世帯あたり100kg未満は無料、100kg以上からは60円/10kg	-
	事業系ごみ	燃やすごみ	18円/kg	-
		燃やさないごみ	37円/kg	-
		飲料缶類	17円/kg	-
		プラスチック類・ペットボトル類・飲料缶類・発泡スチロール類	37円/kg	-

表 3-27 三宅町のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類			手数料	備考
収集	家庭系ごみ	燃えるごみ	45ℓのごみ袋 1枚 45円、30ℓのごみ袋 1枚 30円	-
		燃えないごみ	30ℓのごみ袋 1枚 30円	-
		プラスチック製容器包装、白色トレー・発泡スチロール、飲料缶(アルミ缶・スチール缶)、飲料用ペットボトル、新聞・雑誌・段ボール	45ℓのごみ袋 1枚 20円	-
		粗大ごみ	粗大ごみ処理券 1枚100円(1点に1枚)	-
	事業系ごみ	-	-	収集なし
自己搬入	家庭系ごみ	燃えるごみ	100kg未満は無料、100kg以上から60円/10kg	10kg未満は10kgとみなす
		燃えないごみ	100kg未満は無料、100kg以上から60円/10kg	10kg未満は10kgとみなす
		プラスチック製容器包装、白色トレー・発泡スチロール、飲料缶(アルミ缶・スチール缶)、飲料用ペットボトル、新聞・雑誌・段ボール	100kg未満は無料、100kg以上から60円/10kg	10kg未満は10kgとみなす
		粗大ごみ	100kg未満は無料、100kg以上から60円/10kg	10kg未満は10kgとみなす
	事業系ごみ	燃えるごみ	160円/10kg	-
		燃えないごみ	160円/10kg	-
		プラスチック製容器包装、白色トレー・発泡スチロール類、飲料缶(アルミ缶・スチール缶)、飲料用ペットボトル	160円/10kg	-

※平成28年4月より飲食用びんの分別を開始

表 3-28 上牧町のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類			手数料	備考
収集	家庭系ごみ	可燃ごみ	45ℓのごみ袋 1枚 45円、20ℓのごみ袋 1枚 20円、10ℓのごみ袋 1枚 10円	-
		不燃ごみ	45ℓのごみ袋 1枚 45円、30ℓのごみ袋 1枚 30円	-
		粗大ごみ	粗大ごみ収集利用券1枚200円(品目により枚数は異なる)	-
	事業系ごみ	-	-	収集なし
自己搬入	家庭系ごみ	可燃ごみ	袋に入らないものに限り 15円/kg	-
		不燃ごみ	袋に入らないものに限り 15円/kg	-
	事業系ごみ	可燃ごみ	15円/kg	-
		不燃ごみ	15円/kg	-

表 3-29 広陵町のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類			手数料	備考
収集	家庭系ごみ	燃やすごみ	45ℓのごみ袋 1枚 45円、30ℓのごみ袋 1枚 30円、20ℓのごみ袋 1枚 20円、10ℓのごみ袋 1枚 10円	-
		燃やさないごみ	45ℓのごみ袋 1枚 45円、30ℓのごみ袋 1枚 30円、20ℓのごみ袋 1枚 20円	-
		その他プラスチックごみ	45ℓのごみ袋 1枚 45円、30ℓのごみ袋 1枚 30円、20ℓのごみ袋 1枚 20円	-
	事業系ごみ	-	-	収集なし
自己搬入	家庭系ごみ	燃やすごみ	50円/10kg	-
		燃やさないごみ	50円/10kg	-
		その他プラスチックごみ	50円/10kg	-
		容器包装プラスチックごみ	50円/10kg	-
		粗大ごみ	50円/10kg	-
	事業系ごみ	事業所から出る紙類等のごみ	150円/10kg	-

表 3-30 河合町のごみ処理手数料（平成 27 年度時点）

対象のごみの種類		手数料	備考	
収集	家庭系ごみ	もやすごみ	45ℓのごみ袋 1枚 40円、30ℓのごみ袋 1枚 30円、 20ℓのごみ袋 1枚 20円	-
		もやすごみダストシュート	1枚 10円	-
		もやさないごみ	45ℓのごみ袋 1枚 40円	-
	事業系ごみ	-	-	収集なし
自己搬入	家庭系ごみ	もやすごみ	100円/10kg	-
		もやさないごみ	100円/10kg	-
		粗大ごみ	100円/10kg	-
	事業系ごみ	もやすごみ	150円/10kg	-
		もやさないごみ	150円/10kg	-

## 5 ごみ処理・処分の流れ

平成 27 年度時点の各構成市町村のごみの処理フローを図 3-2～図 3-11 に示します。

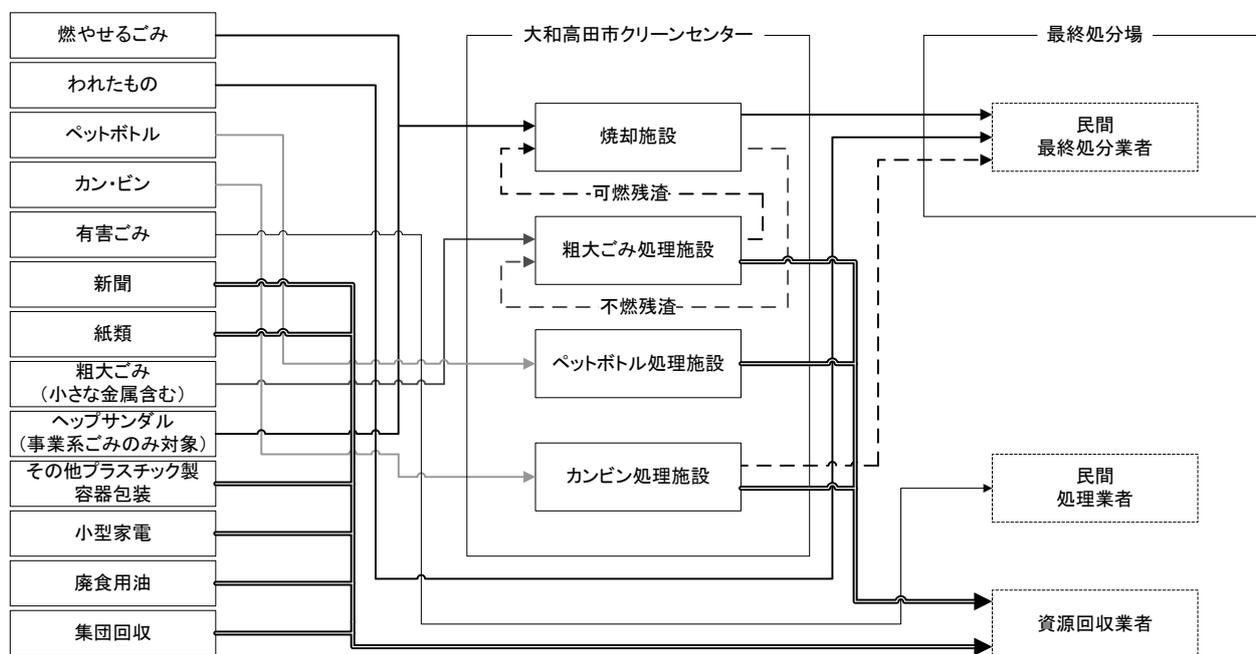


図 3-2 大和高田市のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

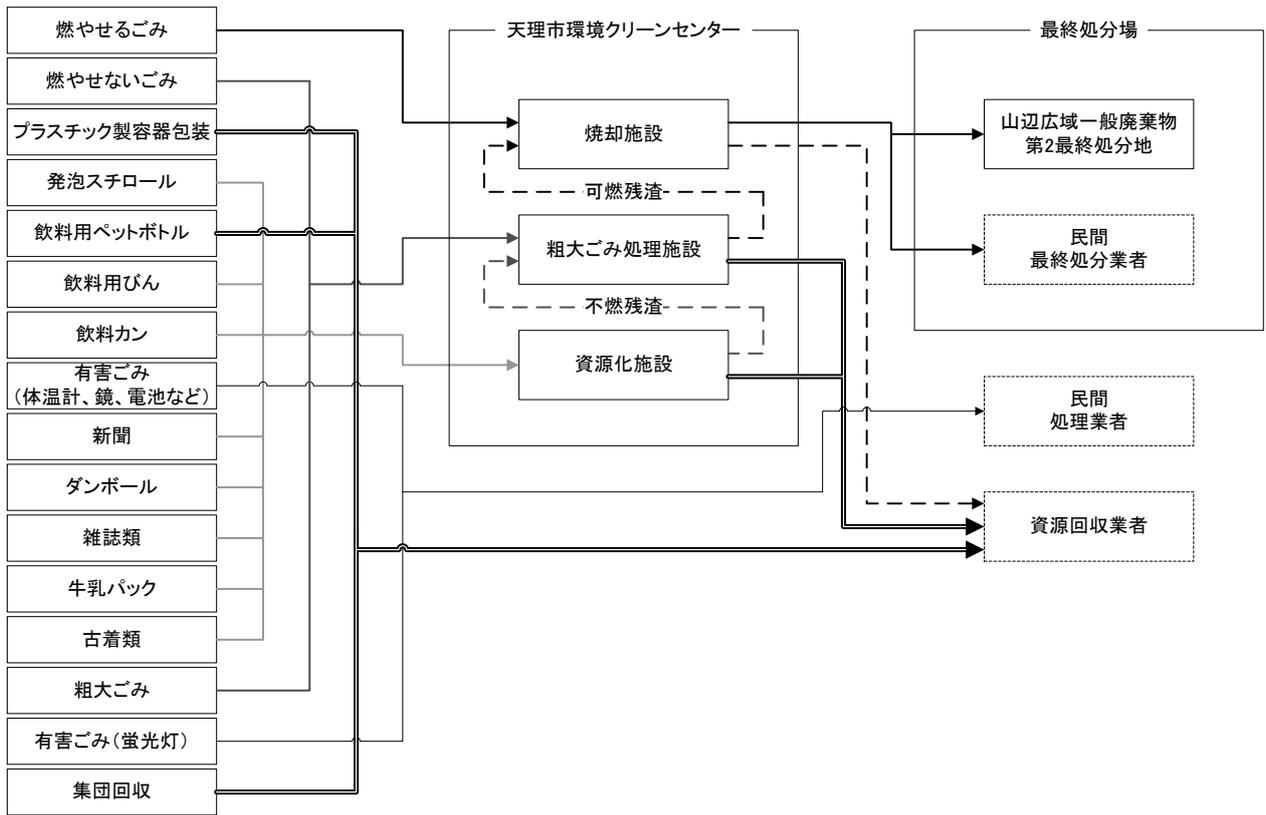


図 3-3 天理市のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

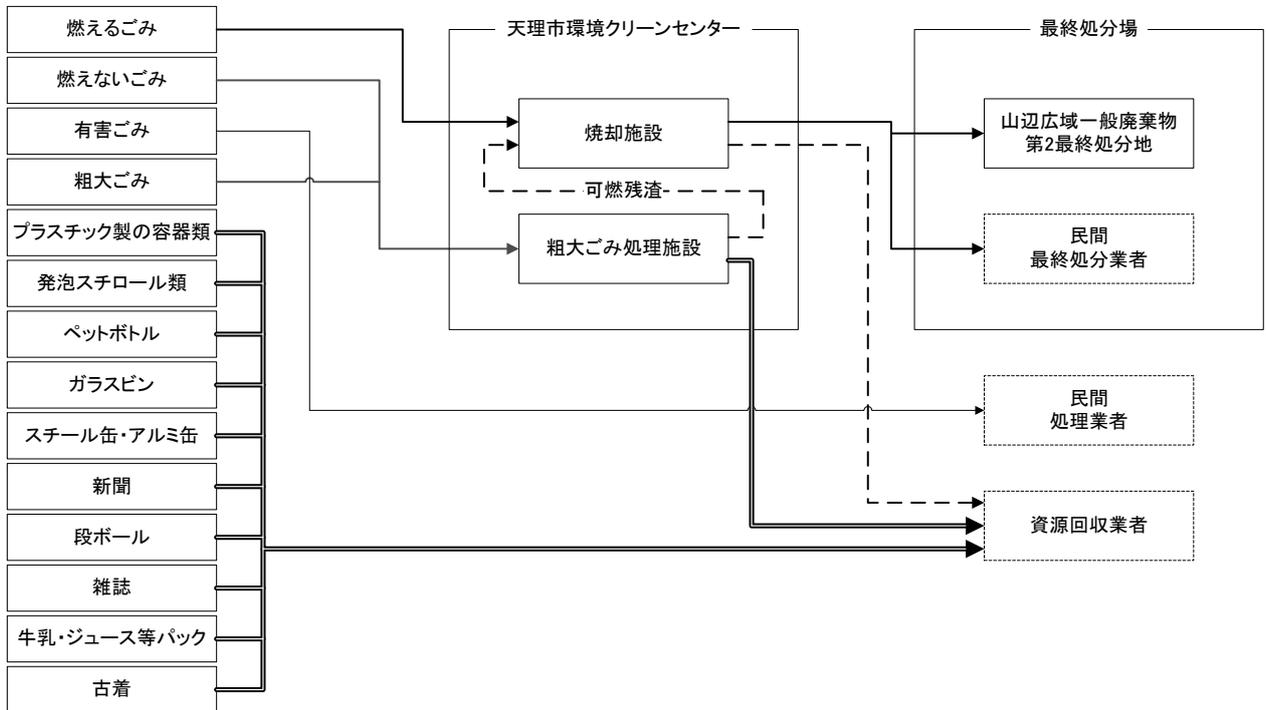


図 3-4 山添村のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

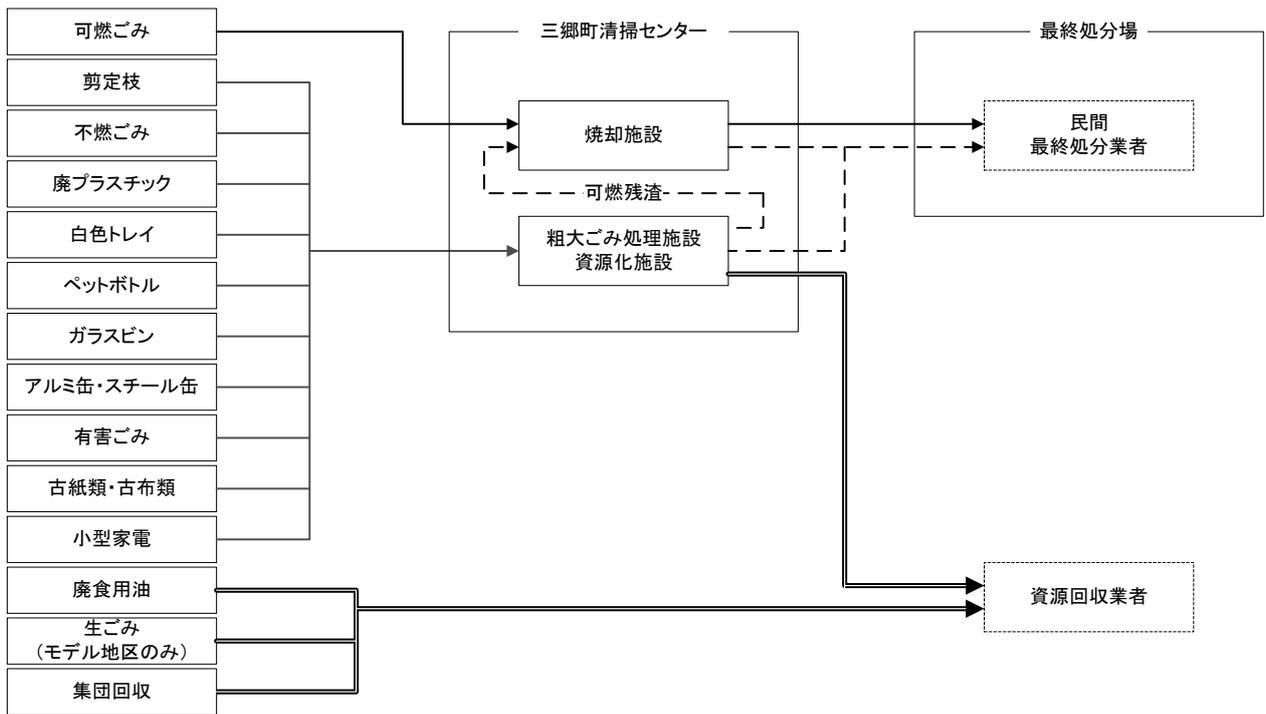


図 3-5 三郷町のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

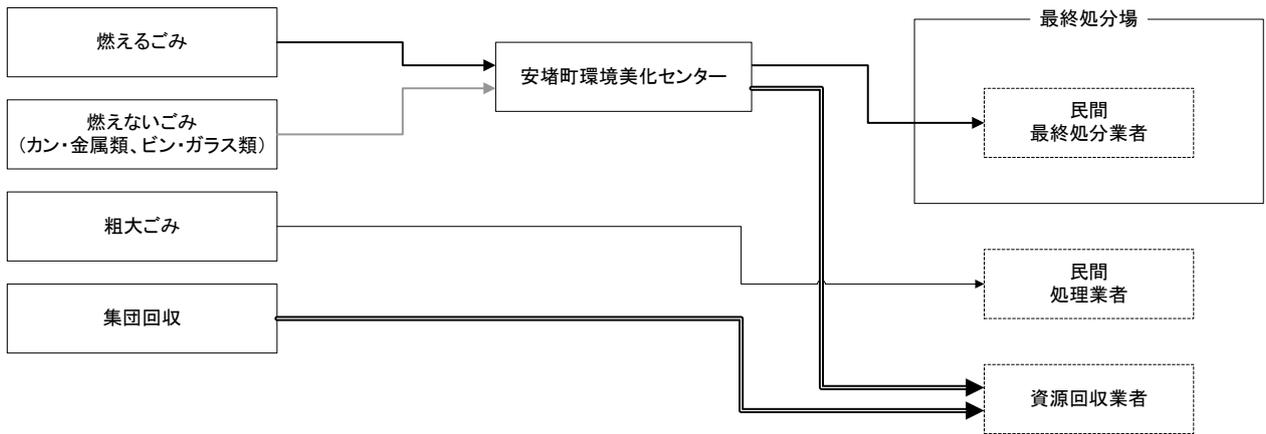


図 3-6 安堵町のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

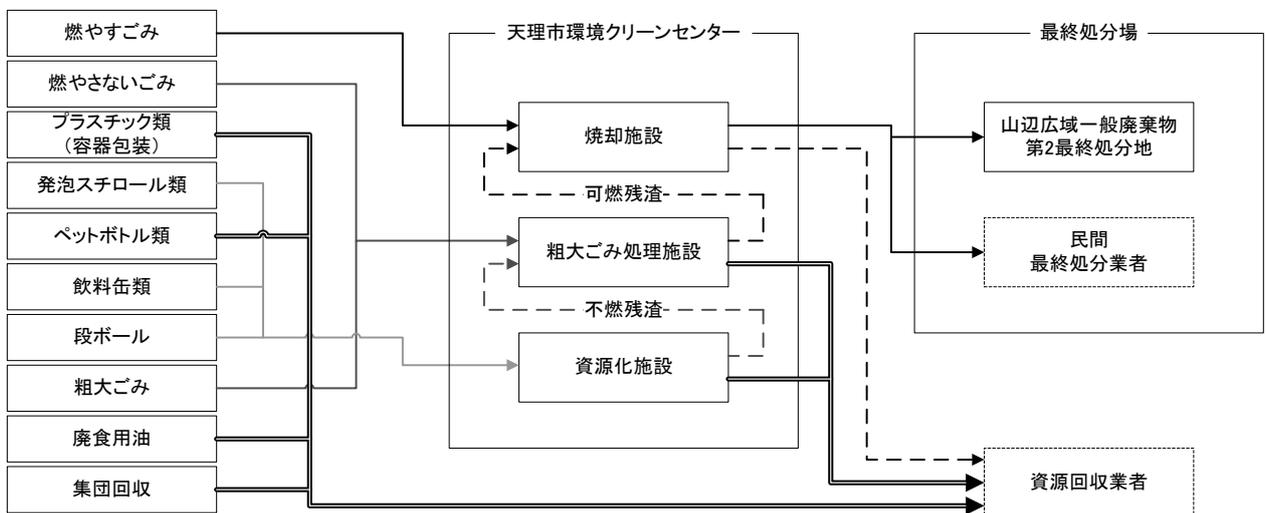
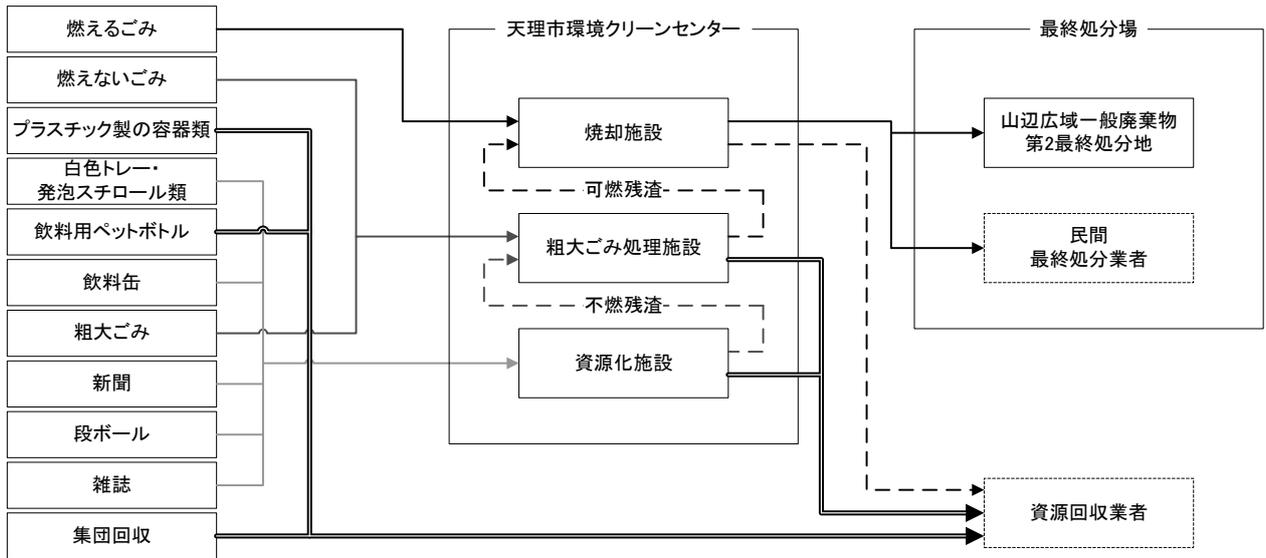
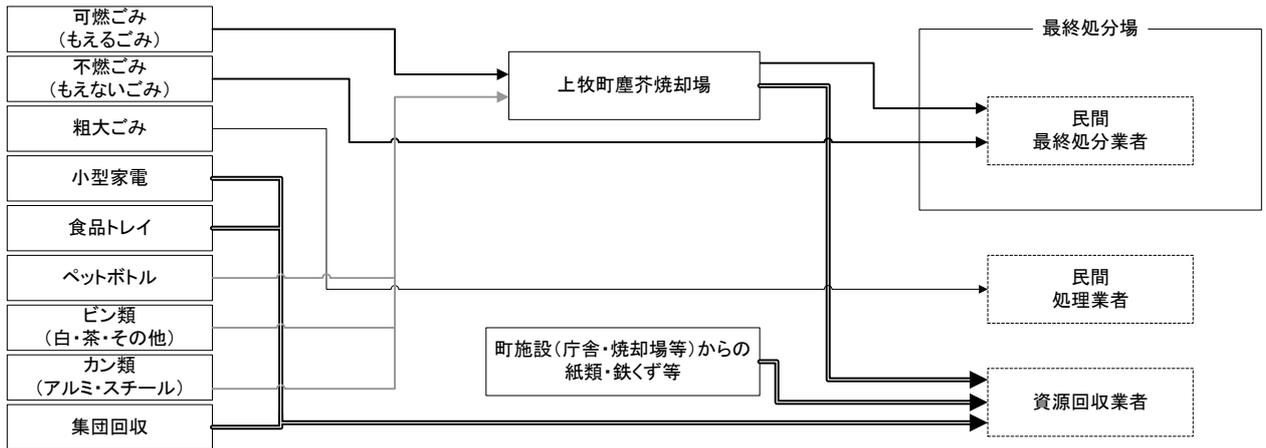


図 3-7 川西町のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）



※この処理フローは平成27年度時点のものであり、平成28年4月より飲食用びんの分別を開始している。

図 3-8 三宅町のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）



※この処理フローは平成27年度時点のものであり、平成28年11月に上牧町塵芥焼却場が廃止してからは、すべての品目の処理を民間事業者へ委託している。

図 3-9 上牧町のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

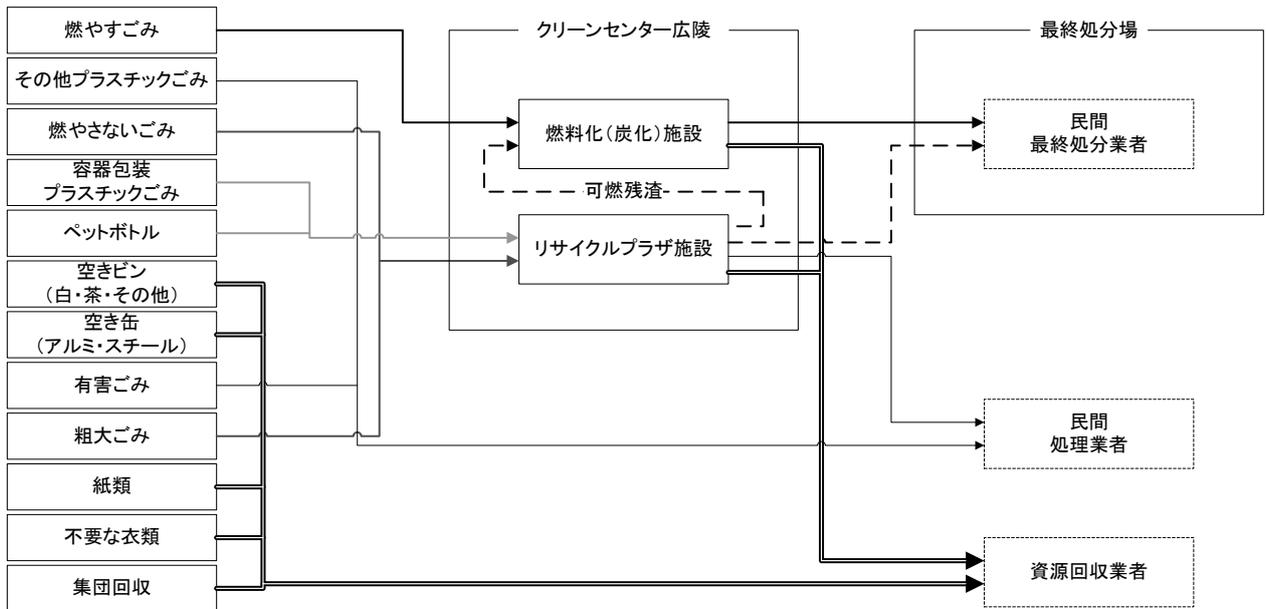


図 3-10 広陵町のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

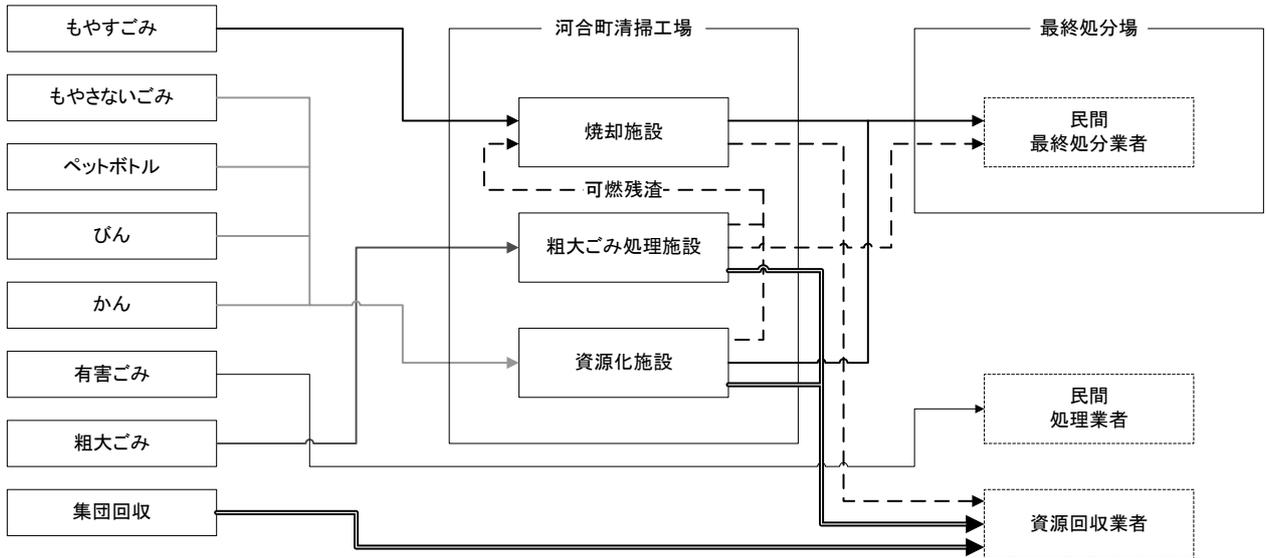


図 3-11 河合町のごみ処理フロー（平成 27 年度時点）

## 6 中間処理施設の概要

本地域の中間処理施設の概要を表 3-31～表 3-47 に示します。

天理市環境クリーンセンターでは天理市だけでなく、山添村、川西町、三宅町のごみの処理を行っています。また、大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町はそれぞれが所有している中間処理施設で処理を行っています。

表 3-31 大和高田市クリーンセンター（焼却施設）

実施主体	大和高田市
施設名	大和高田市クリーンセンター(焼却施設)
所在地	大和高田市今里川合方23番地
竣工年月	昭和61年3月
処理能力	150t/日(75t/24×2炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

表 3-32 天理市環境クリーンセンター（焼却施設）

実施主体	天理市
施設名	天理市環境クリーンセンター(焼却施設)
所在地	天理市嘉幡町180番地
竣工年月	昭和57年3月
処理能力	220t/日(110t/24h×2炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

表 3-33 三郷町清掃センター（焼却施設）

実施主体	三郷町
施設名	三郷町清掃センター(焼却施設)
所在地	生駒郡三郷町勢野2141番地
竣工年月	平成2年4月
処理能力	40t/日(20t/16h×2炉)
処理方式	准連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

表 3-34 安堵町環境美化センター

実施主体	安堵町
施設名	安堵町環境美化センター
所在地	生駒郡安堵町笠目326番地の1
竣工年月	平成3年
処理能力	20t/日(10t/16h×2炉)
処理方式	准連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)
処理対象物	可燃ごみ

表 3-35 上牧町塵芥焼却場

実施主体	上牧町
施設名	上牧町塵芥焼却場
所在地	香芝市上中511-1番地
竣工年月	昭和47年(平成28年11月稼働停止)
処理能力	15t/日(7.5t/8h×2炉)
処理方式	機械化バッチ式
処理対象物	可燃ごみ

表 3-36 クリーンセンター広陵(燃料化(炭化)施設)

実施主体	広陵町
施設名	クリーンセンター広陵(燃料化(炭化)施設)
所在地	北葛城郡広陵町大字古寺81番地
竣工年月	平成19年2月
処理能力	35t/8h
処理方式	ごみ燃料化(炭化)方式
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

表 3-37 河合町清掃工場(焼却施設)

実施主体	河合町
施設名	河合町清掃工場(焼却施設)
所在地	北葛城郡河合町大字山坊683番地1
竣工年月	昭和52年4月
処理能力	30t/日(15t/8h×2炉)
処理方式	機械化バッチ式
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

表 3-38 大和高田市粗大ごみ処理施設

実施主体	大和高田市
施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	大和高田市今里川合方23番地
竣工年月	昭和58年3月
処理能力	30t/5h
処理方式	衝撃圧縮せん断式
処理対象物	粗大ごみ

表 3-39 大和高田市カンビン処理施設

実施主体	大和高田市
施設名	カンビン処理施設
所在地	大和高田市今里川合方23番地
竣工年月	平成4年9月
処理能力	0.4~0.6t/h
処理方式	破碎、選別、圧縮
処理対象物	カン、ビン

表 3-40 大和高田市ペットボトル処理施設

実施主体	大和高田市
施設名	ペットボトル処理施設
所在地	大和高田市今里川合方23番地
竣工年月	平成23年3月
処理能力	0.3t/h
処理方式	圧縮、梱包
処理対象物	ペットボトル

表 3-41 天理市環境クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）

実施主体	天理市
施設名	天理市環境クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
所在地	天理市嘉幡町180番地
竣工年月	昭和52年5月
処理能力	50t/5h
処理方式	せん断、回転破碎方式
処理対象物	粗大ごみ

表 3-42 天理市環境クリーンセンター（資源化施設）

実施主体	天理市
施設名	天理市環境クリーンセンター（資源化施設）
所在地	天理市嘉幡町180番地
竣工年月	平成10年12月
処理能力	2.1/5h
処理方式	選別、圧縮、貯留
処理対象物	資源ごみ

表 3-43 三郷町清掃センター（粗大ごみ処理施設）

実施主体	三郷町
施設名	三郷町清掃センター（粗大ごみ処理施設）
所在地	生駒郡三郷町勢野2141番地
竣工年月	平成2年3月
処理能力	9t/5h
処理方式	破碎
処理対象物	不燃ごみ

表 3-44 三郷町清掃センター（資源化施設）

実施主体	三郷町
施設名	三郷町清掃センター（資源化施設）
所在地	生駒郡三郷町勢野2141番地
竣工年月	平成2年3月
処理能力	4t/5h
処理方式	選別、圧縮、梱包
処理対象物	ペットボトル

表 3-45 クリーンセンター広陵（リサイクルプラザ施設）

実施主体	広陵町
施設名	クリーンセンター広陵(リサイクルプラザ施設)
所在地	北葛城郡広陵町大字古寺81番地
竣工年月	平成19年2月
処理能力	9.9t/5h
処理方式	破碎、選別、圧縮、梱包
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

表 3-46 河合町清掃工場（粗大ごみ処理施設）

実施主体	河合町
施設名	河合町清掃工場(粗大ごみ処理施設)
所在地	北葛城郡河合町大字山坊683番地1
竣工年月	平成3年4月
処理能力	6t/5h
処理方式	破碎、選別
処理対象物	粗大ごみ

表 3-47 河合町清掃工場（資源化施設）

実施主体	河合町
施設名	河合町清掃工場(資源化施設)
所在地	北葛城郡河合町大字山坊683番地1
竣工年月	平成15年
処理能力	4t/5h
処理方式	破袋、選別、圧縮、梱包
処理対象物	資源ごみ

## 7 最終処分場の概要

本地域では、ごみ焼却施設から出る焼却残渣や不燃物を埋立処分しています。

天理市環境クリーンセンターから排出される焼却残渣については、山辺広域一般廃棄物第2最終処分地及び大阪湾フェニックスにて埋立処分を行っています。また、大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町から排出される不燃物や各焼却施設からの焼却残渣等については、大阪湾フェニックス、またはその他の民間業者の最終処分場にて埋立処分を行っています。

山辺広域一般廃棄物第2最終処分地の概要を表 3-48 に示します。

表 3-48 山辺広域一般廃棄物第2最終処分地

実施主体	天理市
施設名	山辺広域一般廃棄物第2最終処分地
所在地	山辺郡山添村中峰山地内
竣工年月	平成6年3月
埋立面積	10,500m <sup>2</sup>
埋立容量	94,500m <sup>3</sup>
埋立対象物	焼却残渣(残灰)
浸出水処理能力	50m <sup>3</sup> /日
浸出水処理方式	前処理調整+Ca除去+生物学的脱窒処理+凝集沈殿処理+砂ろ過・活性炭吸着処理+滅菌処理

## 第2節 ごみ処理の実績

### 1 ごみ排出量の実績

#### (1) 家庭系ごみ排出量（集団回収含む）

本組合の過去5年間の家庭系ごみ排出量（集団回収含む）を表 3-49 及び図 3-12 に示します。

表 3-49 家庭系ごみ排出量（集団回収含む）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	17,351	16,969	852	6,665	2,329	2,349	2,172	5,820	9,131	5,465	69,102
H24	17,317	16,895	860	7,005	2,369	2,374	2,022	5,622	8,967	5,627	69,059
H25	17,021	16,778	897	7,217	2,413	2,280	1,948	5,321	9,142	5,306	68,323
H26	17,098	16,209	884	7,018	2,456	2,261	1,782	5,264	9,154	5,162	67,289
H27	16,713	16,099	894	6,981	2,553	2,242	1,795	5,209	9,021	4,922	66,429

単位:t/年

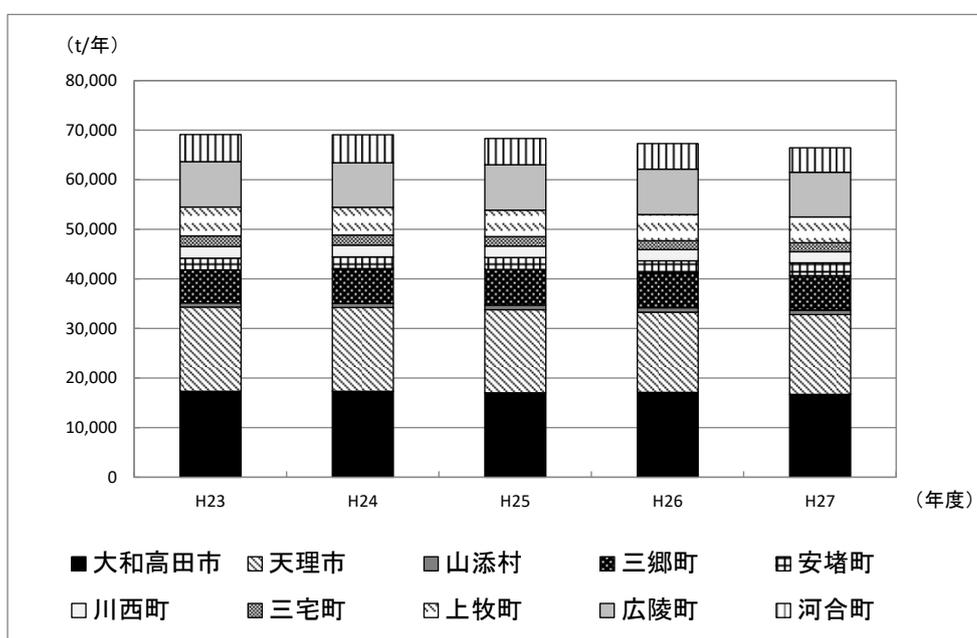


図 3-12 家庭系ごみ排出量（集団回収含む）の推移

#### (2) 事業系ごみ排出量

本組合の過去5年間の事業系ごみ排出量を表 3-50 及び図 3-13 に示します。

表 3-50 事業系ごみ排出量の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	9,715	8,193	0	1,624	0	487	199	1,739	1,646	2,036	25,639
H24	10,542	7,622	0	1,498	0	346	145	1,839	1,666	2,129	25,787
H25	11,186	7,990	0	1,527	0	357	150	2,071	1,630	1,951	26,863
H26	8,985	8,358	0	1,559	63	431	250	2,243	1,521	1,955	25,365
H27	8,540	8,749	0	1,457	60	394	206	2,234	1,531	2,006	25,177

単位:t/年

※山添村：事業系ごみを受け入れていない。

※安堵町：基本的に事業系ごみを受け入れていないが、一部収集を行っている。

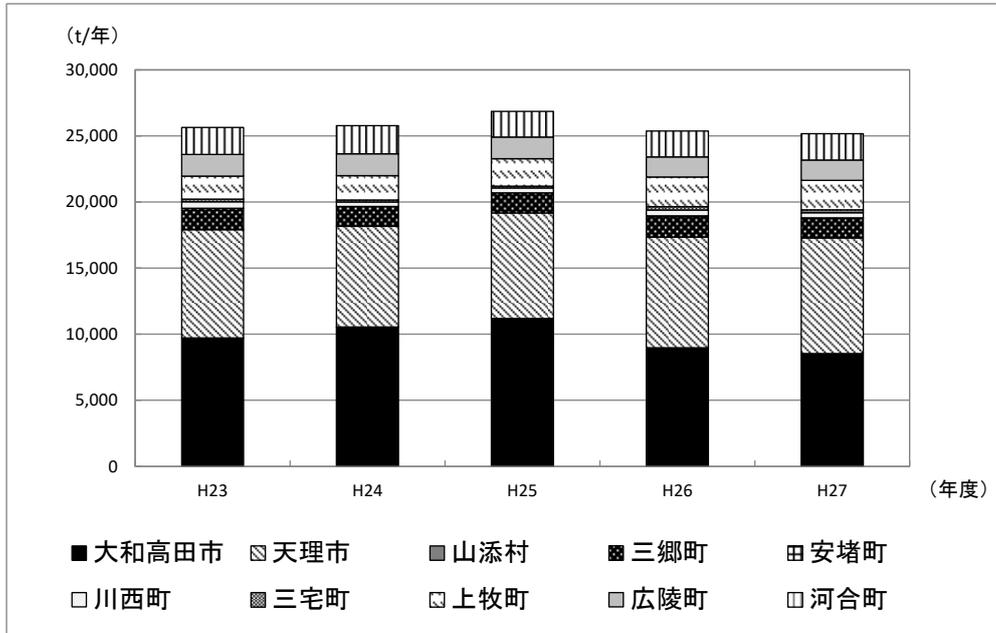


図 3-13 事業系ごみ排出量の推移

(3) ごみ総排出量

本組合の過去 5 年間のごみ総排出量を表 3-51 及び図 3-14 に示します。

表 3-51 ごみ総排出量の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	27,066	25,162	852	8,289	2,329	2,836	2,371	7,559	10,777	7,501	94,741
H24	27,859	24,517	860	8,503	2,369	2,719	2,167	7,461	10,633	7,757	94,846
H25	28,207	24,768	897	8,744	2,413	2,637	2,098	7,392	10,772	7,258	95,186
H26	26,083	24,567	884	8,577	2,519	2,692	2,032	7,507	10,675	7,117	92,654
H27	25,253	24,848	894	8,438	2,613	2,636	2,001	7,443	10,552	6,928	91,606

単位:t/年

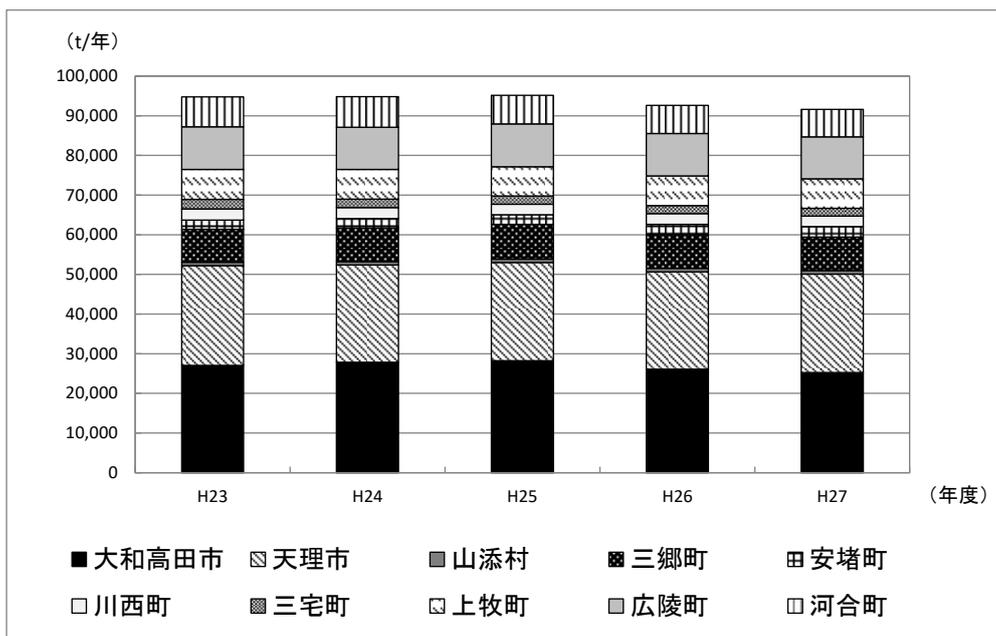


図 3-14 ごみ総排出量の推移

(4) 一人1日当たりのごみ総排出量

本組合の過去5年間の一人1日当たりのごみ総排出量（以下「ごみ総排出量原単位」という。）を表 3-52 及び図 3-15 に示します。

表 3-52 ごみ総排出量原単位の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	1,050.71	998.67	553.27	980.01	798.49	875.64	866.99	868.32	857.42	1,069.48	966.22
H24	1,094.31	983.65	573.14	1,005.30	823.62	837.20	806.98	869.32	846.13	1,118.21	975.77
H25	1,121.18	1,000.88	609.51	1,033.78	847.72	817.80	790.86	866.08	853.72	1,053.31	985.45
H26	1,047.70	995.50	614.65	1,014.10	888.89	839.59	774.18	891.59	840.78	1,046.47	964.51
H27	1,021.58	1,010.13	634.10	997.65	933.68	819.76	770.36	882.37	825.52	1,029.96	956.23

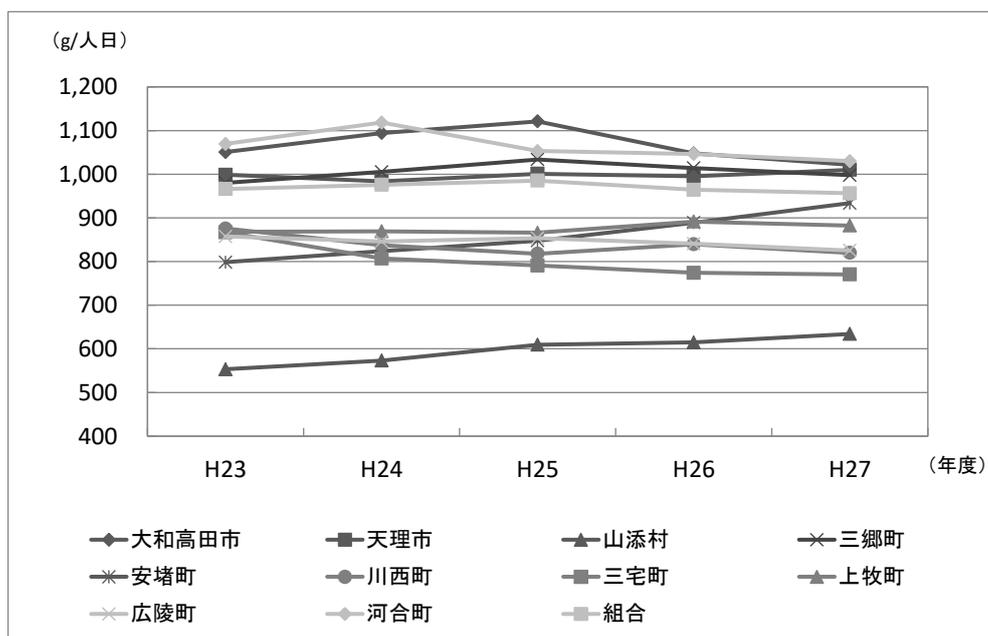


図 3-15 ごみ総排出量原単位の推移

2 ごみ処理・処分量

(1) 中間処理量

1) 可燃ごみ（焼却量または炭化量）

本組合の過去5年間の可燃ごみの処理量（処理量ベース）を表 3-53 及び図 3-16 に示します。

表 3-53 可燃ごみの処理量（処理量ベース）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	23,157	22,370	664	7,033	1,927	2,330	2,007	5,384	7,534	5,754	78,160
H24	23,953	22,000	690	7,322	1,845	2,221	1,907	5,362	7,513	6,143	78,956
H25	24,317	22,161	742	6,799	1,857	2,171	1,790	5,457	7,532	5,717	78,543
H26	21,772	22,270	721	6,618	1,903	2,271	1,769	5,630	7,389	5,618	75,962
H27	21,161	22,625	728	6,285	2,307	2,206	1,715	5,561	7,278	5,437	75,304

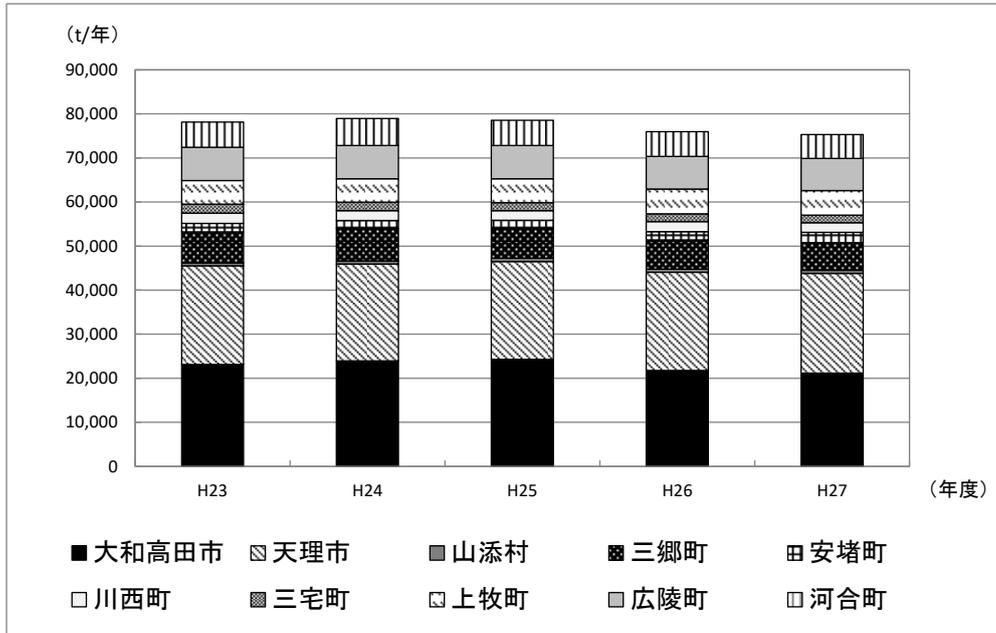


図 3-16 可燃ごみの処理量 (処理量ベース) の推移

また、本組合の過去5年間の可燃ごみの処理量(収集量ベース)を表 3-54 及び図 3-17 に示します。

表 3-54 可燃ごみの処理量 (収集量ベース) の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	22,426	21,223	600	7,007	2,020	2,204	1,872	5,384	6,812	5,728	75,277
H24	23,268	20,853	623	7,294	2,022	2,087	1,793	5,362	6,795	6,070	76,168
H25	23,601	21,174	674	6,770	2,083	2,039	1,669	5,457	6,792	5,672	75,931
H26	21,081	21,368	655	6,589	2,198	2,153	1,662	5,630	6,644	5,599	73,580
H27	20,497	21,764	664	6,259	2,307	2,096	1,609	5,561	6,576	5,396	72,730

※河合町：粗大ごみ処理施設からの残渣量を含む。

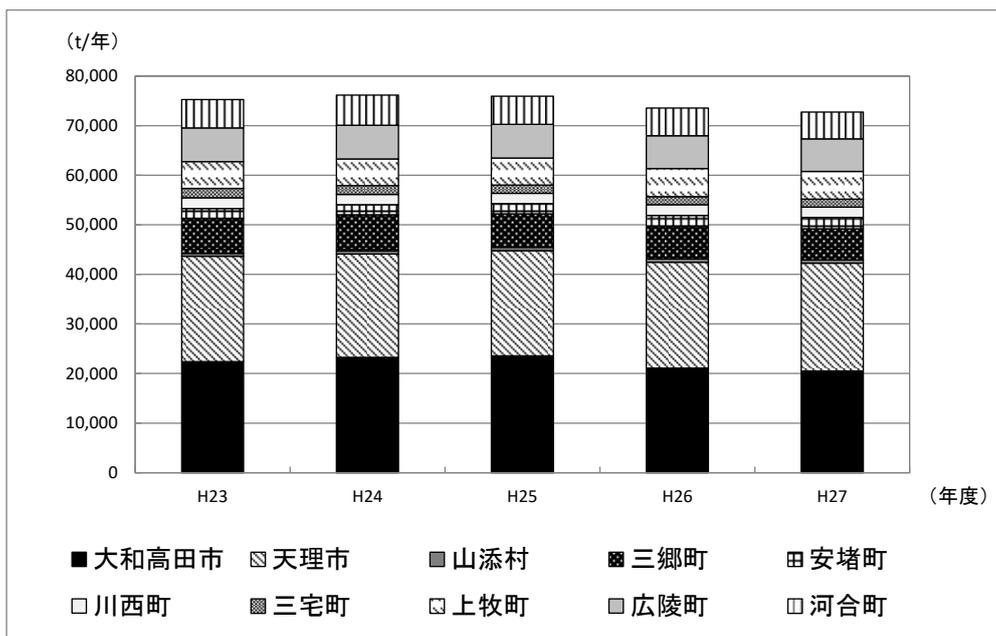


図 3-17 可燃ごみの処理量 (収集量ベース) の推移

2) 可燃ごみ以外

本組合の過去5年間の可燃ごみ以外の処理量（処理量ベース）を表 3-55 及び図 3-18 に示します。

表 3-55 可燃ごみ以外の処理量（処理量ベース）の推移

	単位:t/年										
	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	1,852	2,935	90	446	177	209	210	270	1,730	916	8,835
H24	1,951	2,737	86	1,045	211	201	169	251	1,749	901	9,301
H25	2,023	2,678	85	1,170	203	189	170	226	1,815	843	9,402
H26	2,137	2,272	84	1,220	198	172	156	212	1,744	802	8,997
H27	2,097	2,223	87	1,396	184	168	162	203	1,787	815	9,122

※安堵町：平成23年度の実績については、過去データ破棄のため、不燃粗大ごみ量を含んでいない。

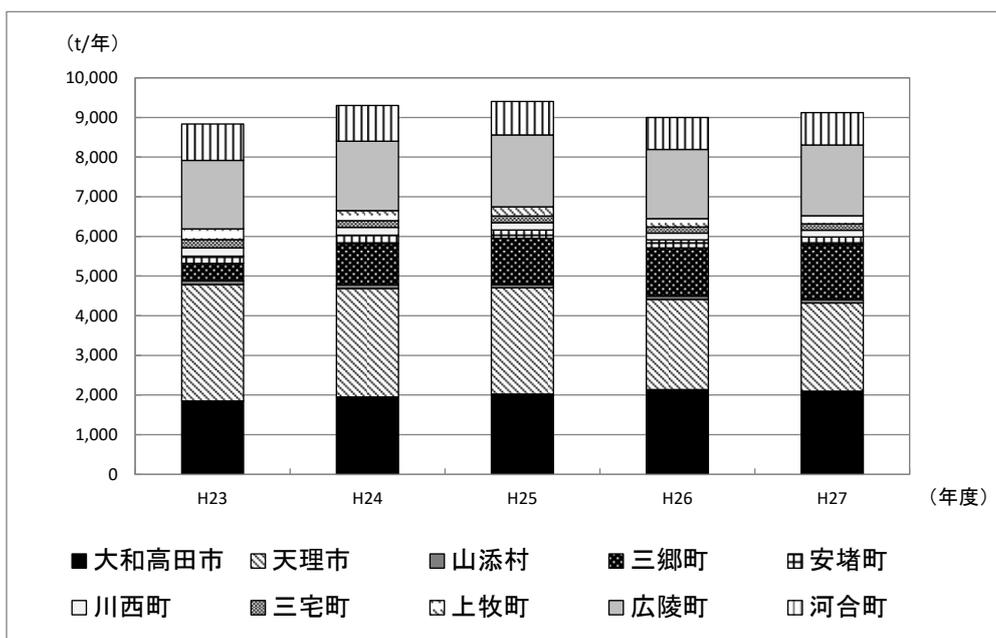


図 3-18 可燃ごみ以外の処理量（処理量ベース）の推移

また、本組合の過去5年間の可燃ごみ以外の処理量（収集量ベース）を表 3-56 及び図 3-19 に示します。

表 3-56 可燃ごみ以外の処理量（収集量ベース）の推移

	単位:t/年										
	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	1,613	2,764	90	446	177	206	206	270	1,601	916	8,289
H24	1,692	2,557	86	1,045	211	198	165	251	1,596	901	8,702
H25	1,727	2,529	85	1,169	203	187	167	226	1,696	843	8,832
H26	1,838	2,252	84	1,220	198	172	156	212	1,646	802	8,580
H27	1,856	2,201	87	1,396	184	168	161	203	1,655	815	8,726

※安堵町：平成23年度の実績については、過去データ破棄のため、不燃粗大ごみ量を含んでいない。

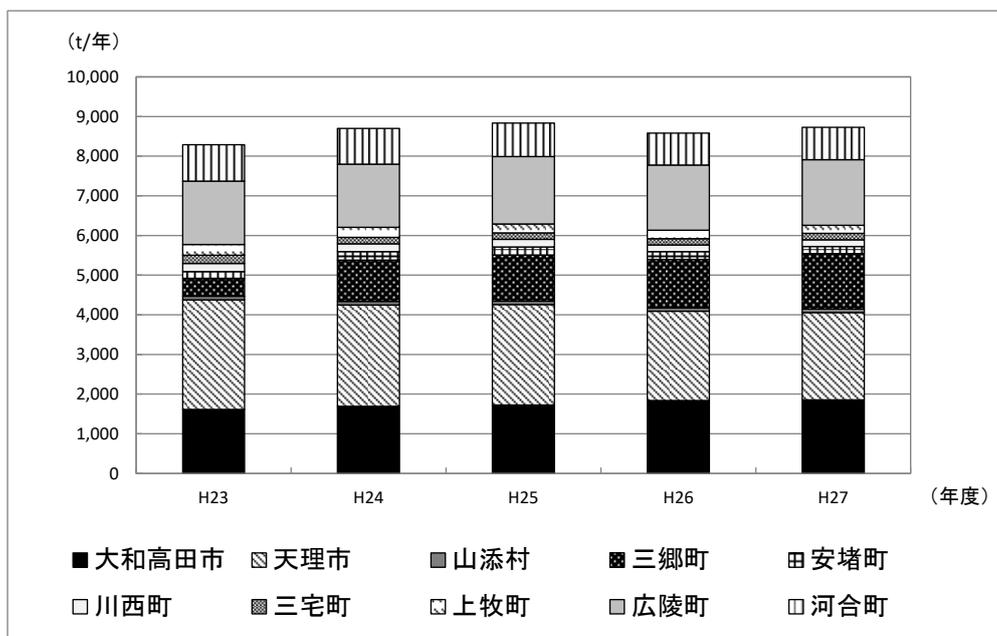


図 3-19 可燃ごみ以外の処理量（収集量ベース）の推移

(2) 資源化量及び資源化率

1) 資源化量

本組合の過去5年間の資源化量（処理量ベース）を表 3-57 及び図 3-20 に示します。

資源化量（処理量ベース）には、可燃ごみ処理施設からの資源化量、可燃ごみ以外の処理施設からの資源化量、紙類等の資源回収業者に直接搬入する資源化量（以下「直接資源化量」という。）、集団回収を含みます。

表 3-57 資源化量（処理量ベース）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	3,859	2,872	191	1,037	308	515	382	1,335	2,788	1,163	14,450
H24	3,744	2,557	171	1,536	302	503	264	1,248	2,683	1,085	14,093
H25	3,703	2,651	157	1,701	286	471	312	1,162	2,763	1,033	14,239
H26	3,985	2,338	164	1,720	283	425	266	1,136	2,818	1,007	14,141
H27	3,653	2,257	167	1,806	268	434	289	1,101	2,767	971	13,713

※上牧町：町施設（庁舎・焼却場等）からの資源化量も含む。

※広陵町：炭化施設からの炭化物を除いた資源化量とする。

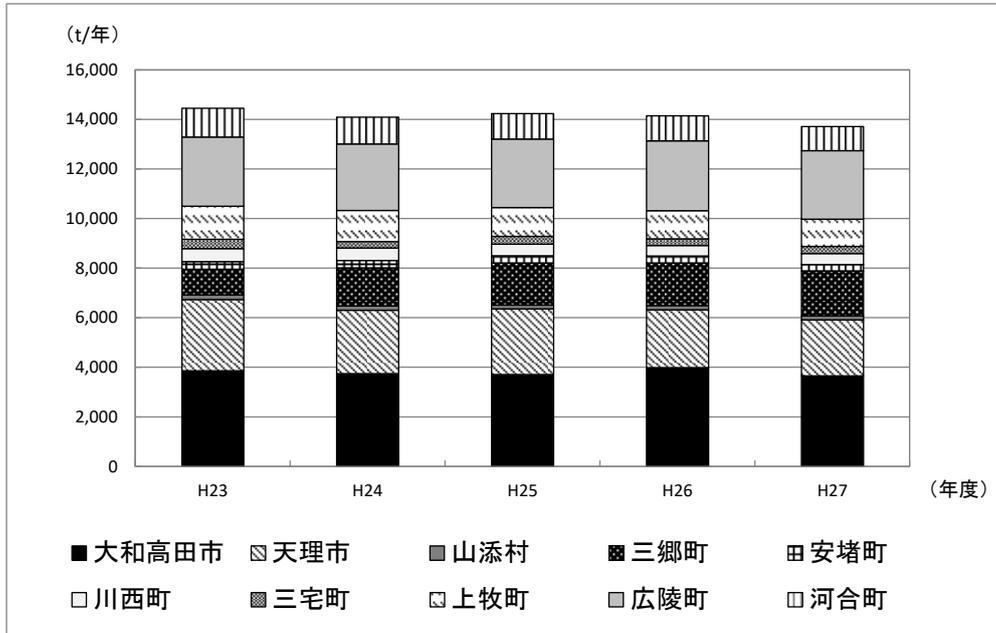


図 3-20 資源化量（処理量ベース）の推移

また、本組合の過去5年間の資源化量（収集量ベース）を表 3-58 及び図 3-21 に示します。

資源化量（収集量ベース）には、家庭系の行政収集及び自己搬入される資源化物、事業系の行政収集及び自己搬入される資源物、集団回収、拠点回収を含みます。

表 3-58 資源化量（収集量ベース）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合	単位:t/年
H23	3,716	2,477	162	916	308	458	314	1,409	2,928	1,113	13,801	
H24	3,608	2,271	151	1,417	302	462	230	1,323	2,798	1,059	13,622	
H25	3,593	2,330	138	1,572	286	436	282	1,213	2,850	998	13,697	
H26	3,914	2,075	145	1,588	283	389	234	1,170	2,933	955	13,685	
H27	3,632	1,933	143	1,776	268	391	249	1,137	2,855	936	13,321	

※上牧町：町施設（庁舎・焼却場等）からの資源化量も含む。

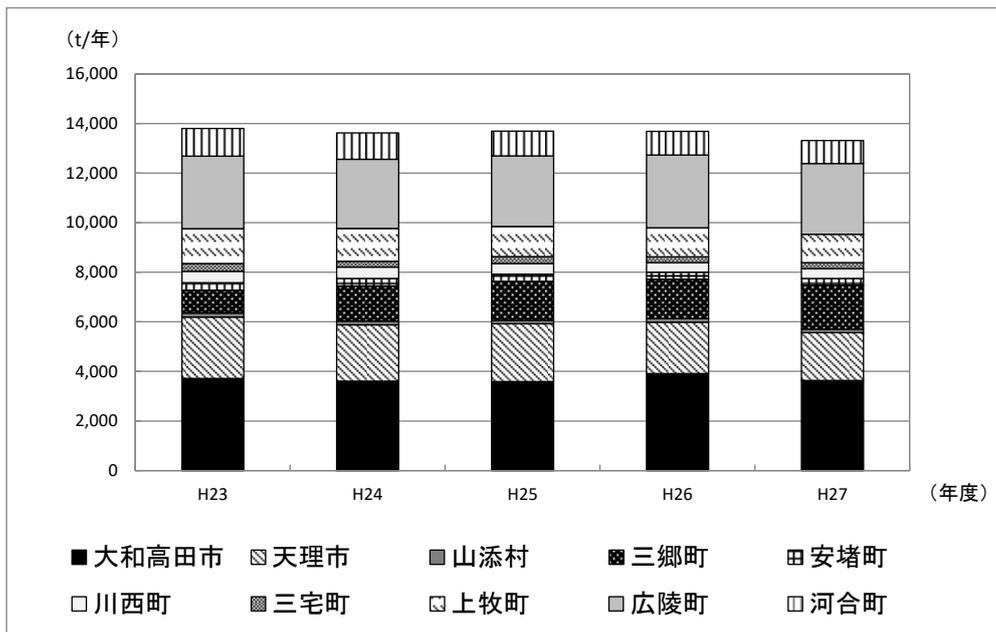


図 3-21 資源化量（収集量ベース）の推移

## 2) 資源化率

本組合の過去5年間の資源化率（処理量ベース）を表 3-59 及び図 3-22 に示します。

表 3-59 資源化率（処理量ベース）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合	単位:%
H23	14.3	11.4	22.4	12.5	13.2	18.1	16.1	17.7	25.9	15.5	15.3	
H24	13.4	10.4	19.9	18.1	12.7	18.5	12.2	16.7	25.2	14.0	14.9	
H25	13.1	10.7	17.5	19.5	11.8	17.9	14.9	15.7	25.6	14.2	15.0	
H26	15.3	9.5	18.5	20.1	11.2	15.8	13.1	15.1	26.4	14.1	15.3	
H27	14.5	9.1	18.7	21.4	10.3	16.5	14.4	14.8	26.2	14.0	15.0	

※資源化率（処理量ベース）＝資源化量（処理量ベース）/総排出量

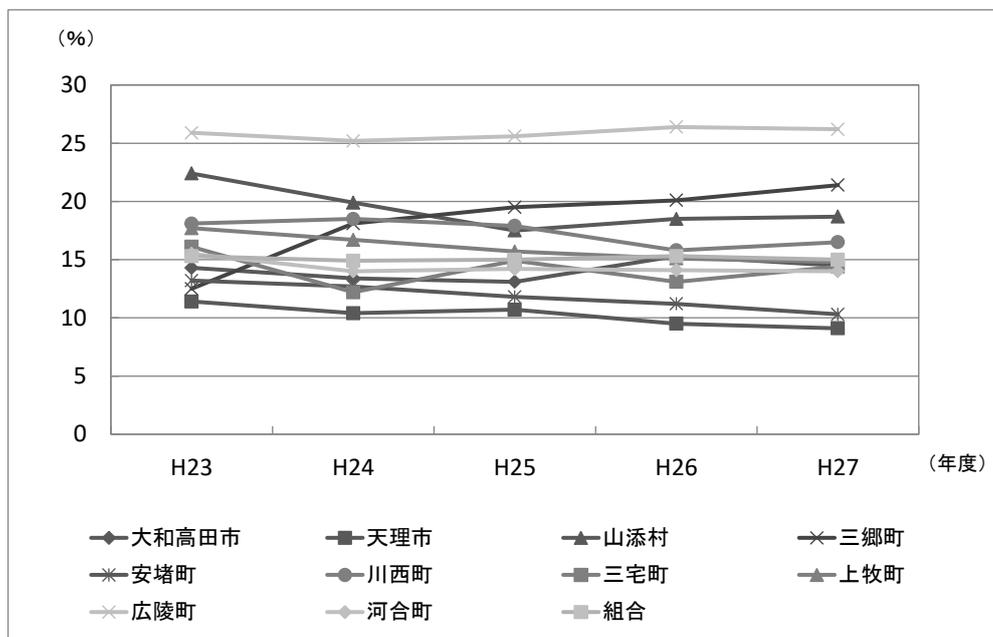


図 3-22 資源化率（処理量ベース）の推移

また、本組合の過去5年間の資源化率（収集量ベース）を表 3-60 及び図 3-23 に示します。

表 3-60 資源化率（収集量ベース）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合	単位:%
H23	13.7	9.8	19.0	11.1	13.2	16.2	13.2	18.6	27.2	14.8	14.6	
H24	13.0	9.3	17.6	16.7	12.7	17.0	10.6	17.7	26.3	13.7	14.4	
H25	12.7	9.4	15.4	18.0	11.8	16.5	13.4	16.4	26.5	13.8	14.4	
H26	15.0	8.4	16.4	18.5	11.2	14.4	11.5	15.6	27.5	13.4	14.8	
H27	14.4	7.8	16.0	21.1	10.3	14.8	12.4	15.3	27.1	13.5	14.5	

※資源化率（収集量ベース）＝資源化量（収集量ベース）/総排出量

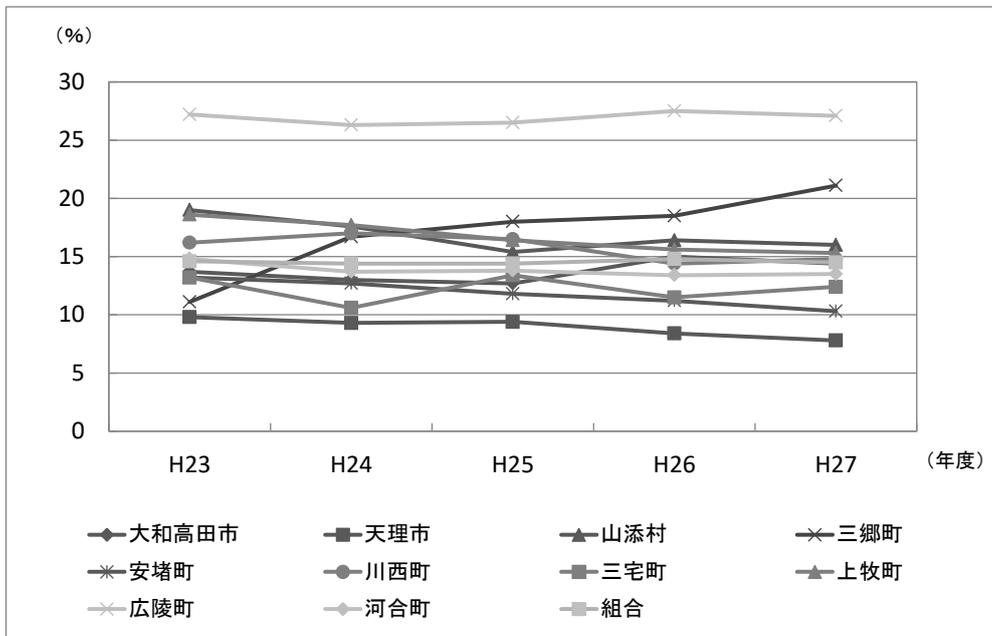


図 3-23 資源化率（収集量ベース）の推移

(3) 最終処分量

本組合の過去5年間の最終処分量（処理量ベース）を表 3-61 及び図 3-24 に示します。

最終処分量（処理量ベース）には、可燃ごみ処理施設からの焼却灰等の残渣、直接埋立ごみ、可燃ごみ以外の処理施設からの残渣を含みます。

表 3-61 最終処分量（処理量ベース）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	3,571	3,558	106	1,932	281	373	322	1,369	469	1,580	13,561
H24	3,723	3,499	110	2,000	286	356	305	1,396	449	1,663	13,787
H25	3,902	3,401	113	1,891	291	333	275	1,235	512	1,515	13,467
H26	3,626	3,346	108	1,346	301	341	266	1,332	523	1,453	12,641
H27	3,250	3,525	114	1,457	321	344	267	1,368	627	1,204	12,478

単位:t/年

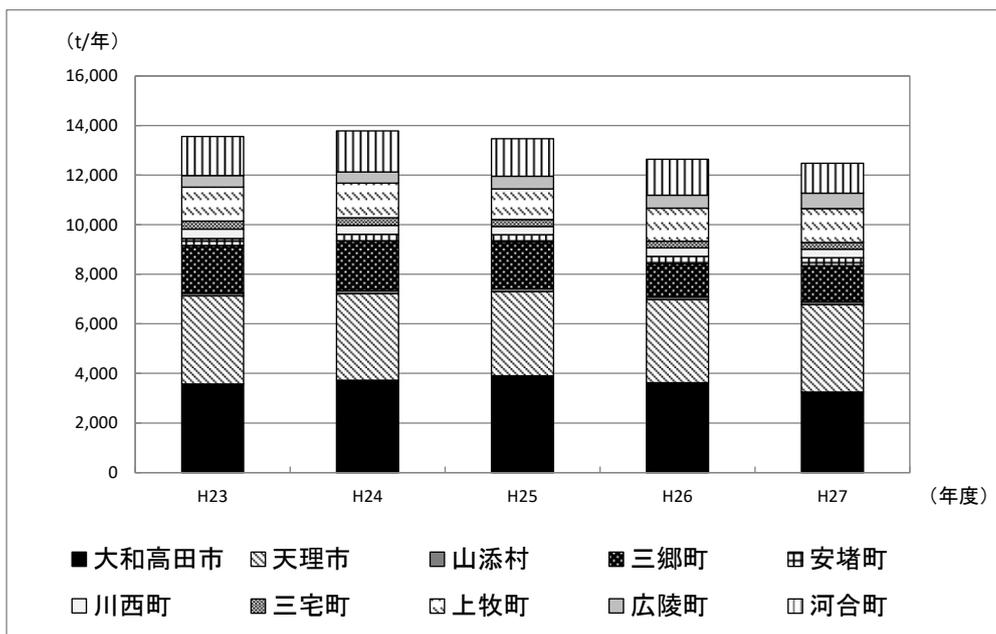


図 3-24 最終処分量（処理量ベース）の推移

また、本組合の過去5年間の最終処分量（収集量ベース）を表 3-62 及び図 3-25 に示します。

最終処分量（収集量ベース）には、可燃残渣等を除く可燃ごみのみを処理した場合の可燃ごみ処理施設からの焼却灰等の残渣と直接埋立ごみを含みます。

表 3-62 最終処分量（収集量ベース）の推移

	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
H23	3,390	3,376	96	1,710	281	353	300	1,369	256	949	12,080
H24	3,555	3,317	99	1,573	286	335	287	1,396	252	1,063	12,163
H25	3,669	3,250	103	1,667	291	313	256	1,235	294	954	12,032
H26	3,400	3,211	98	1,209	301	323	250	1,332	295	915	11,334
H27	3,102	3,391	104	1,219	321	327	251	1,368	370	660	11,113

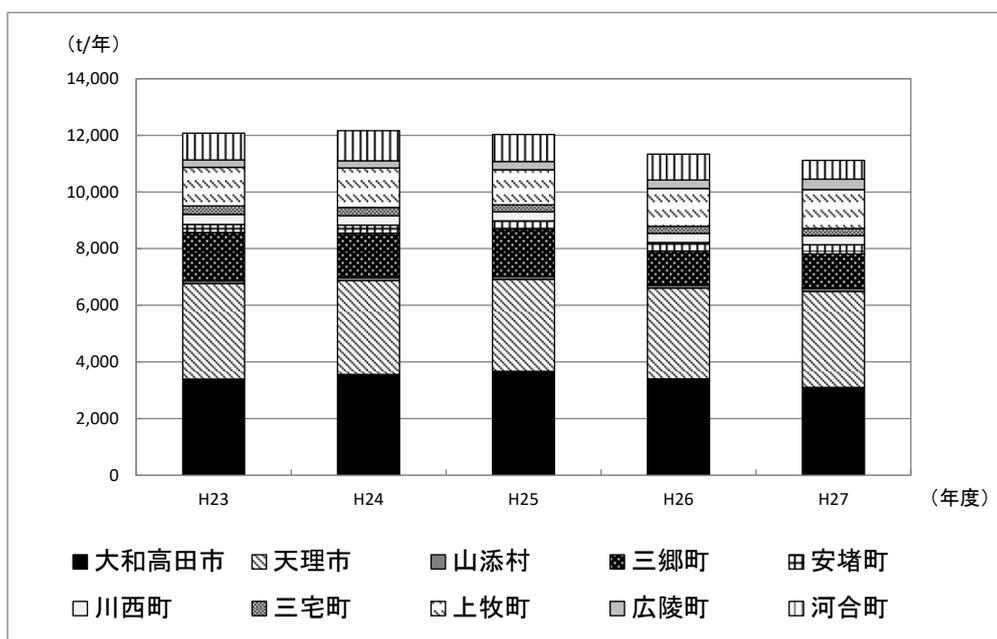


図 3-25 最終処分量（収集量ベース）の推移

(4) ごみの組成割合

本地域の焼却施設におけるごみ組成割合を表 3-63～表 3-69 に示します。

表 3-63 大和高田市クリーンセンターのごみ組成割合

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量		(kJ/kg)	5,500	7,700	9,800
		(kcal/kg)	1,300	1,800	2,300
三成分	全水分	(%)	61.3	51.4	41.9
	可燃分	(%)	33.8	41.7	49.3
	灰分	(%)	4.9	6.9	8.8
	計	(%)	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		(t/m <sup>3</sup> )	0.20	0.16	0.13

(基準ごみ、可燃分ベース)

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分量
元素組成	57.2%	8.0%	1.6%	0.1%	0.9%	32.2%	100.0%

表 3-64 天理市環境クリーンセンターのごみ組成割合

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量		(kJ/kg)	5,700	7,700	9,800
		(kcal/kg)	1,400	1,800	2,300
三成分	全水分	(%)	54.2	43.8	32.9
	可燃分	(%)	37.7	46.8	56.3
	灰分	(%)	8.1	9.4	10.8
	計	(%)	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		(t/m <sup>3</sup> )	0.20	0.18	0.15

(基準ごみ、可燃分ベース)

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分量
元素組成	58.3%	8.2%	1.6%	0.1%	1.0%	30.9%	100.0%

表 3-65 三郷町清掃センターのごみ組成割合

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量		(kJ/kg)	5,100	7,300	9,600
		(kcal/kg)	1,200	1,700	2,300
三成分	全水分	(%)	57.4	48.5	39.1
	可燃分	(%)	35.7	44.0	52.7
	灰分	(%)	6.9	7.5	8.2
	計	(%)	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		(t/m <sup>3</sup> )	0.16	0.16	0.15

(基準ごみ、可燃分ベース)

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分量
元素組成	57.3%	8.0%	1.6%	0.1%	0.9%	32.1%	100.0%

表 3-66 安堵町環境美化センターのごみ組成割合

項目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		(kJ/kg)	4,600	6,900	9,200
		(kcal/kg)	1,100	1,600	2,200
三成分	全水分	(%)	58.7	50.4	42.1
	可燃分	(%)	32.7	43.3	53.9
	灰分	(%)	8.6	6.3	4.0
	計	(%)	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		(t/m <sup>3</sup> )	0.22	0.17	0.14

(基準ごみ、可燃分ベース)

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分量
元素組成	58.1%	8.2%	1.6%	0.1%	1.0%	31.2%	100.0%

表 3-67 上牧町塵芥焼却場のごみ組成割合

項目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		(kJ/kg)	4,700	7,000	9,300
		(kcal/kg)	1,100	1,700	2,200
三成分	全水分	(%)	61.8	50.2	38.6
	可燃分	(%)	33.3	43.7	54.2
	灰分	(%)	4.9	6.1	7.2
	計	(%)	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		(t/m <sup>3</sup> )	0.21	0.18	0.16

(基準ごみ、可燃分ベース)

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分量
元素組成	56.4%	7.8%	1.7%	0.1%	0.8%	33.2%	100.0%

表 3-68 クリーンセンター広陵（燃料化（炭化）施設）のごみ組成割合

項目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		(kJ/kg)	4,500	8,400	12,200
		(kcal/kg)	1,100	2,000	2,900
三成分	全水分	(%)	58.7	45.5	32.6
	可燃分	(%)	36.0	47.0	57.7
	灰分	(%)	5.3	7.5	9.7
	計	(%)	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		(t/m <sup>3</sup> )	0.22	0.18	0.14

(基準ごみ、可燃分ベース)

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分量
元素組成	58.3%	8.2%	1.6%	0.1%	1.0%	30.9%	100.0%

表 3-69 河合町清掃工場のごみ組成割合

項目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量		(kJ/kg)	6,000	7,100	8,200	
		(kcal/kg)	1,400	1,700	2,000	
三成分	全水分	(%)	54.7	49.5	44.3	
	可燃分	(%)	39.3	44.4	49.6	
	灰分	(%)	6.0	6.1	6.1	
	計	(%)	100.0	100.0	100.0	
単位容積重量			(t/m <sup>3</sup> )	0.19	0.19	0.19

(基準ごみ、可燃分ベース)

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分量
元素組成	55.5%	7.7%	1.7%	0.1%	0.8%	34.3%	100.0%

### 3 ごみ処理経費

本組合における過去5年間のごみ処理経費を表 3-70 に示します。

表 3-70 ごみ処理経費

単位:千円

歳出		H23	H24	H25	H26	H27		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	50,223	46,875	0	53,964	0	
		中間処理施設	156,149	53,323	56,462	91,963	122,756	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費	0	561	561	577	577		
小計		206,372	100,759	57,023	146,504	123,333		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	508,393	438,552	455,367	519,055	421,573	
		技能職	収集運搬	326,429	340,210	419,284	410,118	316,181
			中間処理	230,435	222,842	217,115	207,635	189,256
			最終処分	10,360	10,544	9,945	10,516	13,455
	処理費	収集運搬費	108,685	112,708	98,779	127,952	183,716	
		中間処理費	804,577	912,467	993,305	1,012,416	883,457	
		最終処分費	26,881	24,062	26,777	25,703	25,054	
	車両等購入費		29,942	40,684	36,623	15,742	9,024	
	委託費	収集運搬費	493,240	531,768	523,881	597,548	577,121	
		中間処理費	427,512	451,677	491,952	529,375	510,645	
		最終処分費	185,667	176,865	183,537	191,481	190,188	
		その他	72,326	74,753	58,670	124,062	74,754	
	調査研究費		0	0	5,901	3,921	3,223	
小計		3,224,448	3,337,132	3,521,135	3,775,524	3,397,647		
その他		273,226	302,011	178,072	148,298	180,927		
合計		3,704,045	3,739,902	3,756,230	4,070,326	3,701,907		

※出典：三郷町 H27/未確定のため含んでいない  
 上牧町 H23～H27/歳出予算差引簿（各年度より抜粋）  
 安堵町 H27/一般会計歳出執行状況  
 その他の構成市町村 一般廃棄物処理事業実態調査

## 第4章 ごみ処理技術の動向

### 第1節 燃やせるごみ等の中間処理施設の技術動向

燃やせるごみ等の中間処理施設の技術を図 4-1 に示します。

燃やせるごみ等の中間処理技術には様々な種類のものが存在し、体系ごとに分類すると、燃焼熱分解技術、バイオマスの利活用技術、その他のリサイクル等の技術となります。

燃焼熱分解技術は、我が国における中心的なごみ処理技術の一つで、「減量・減容化効果が高い」、「燃焼による病原菌等の滅菌効果が高い」、「処理の実績が多く安定している」等多くの効果があげられます。さらに、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収して有効活用することができます。

バイオマスの利用技術には、主として厨芥等の生ごみ類を対象としたものと、木質系や紙類等の有機物を対象とした技術があり、これら双方に適用可能な技術もあります。

その他のリサイクル等の技術は、循環型社会形成推進交付金制度において、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルに分類されます。

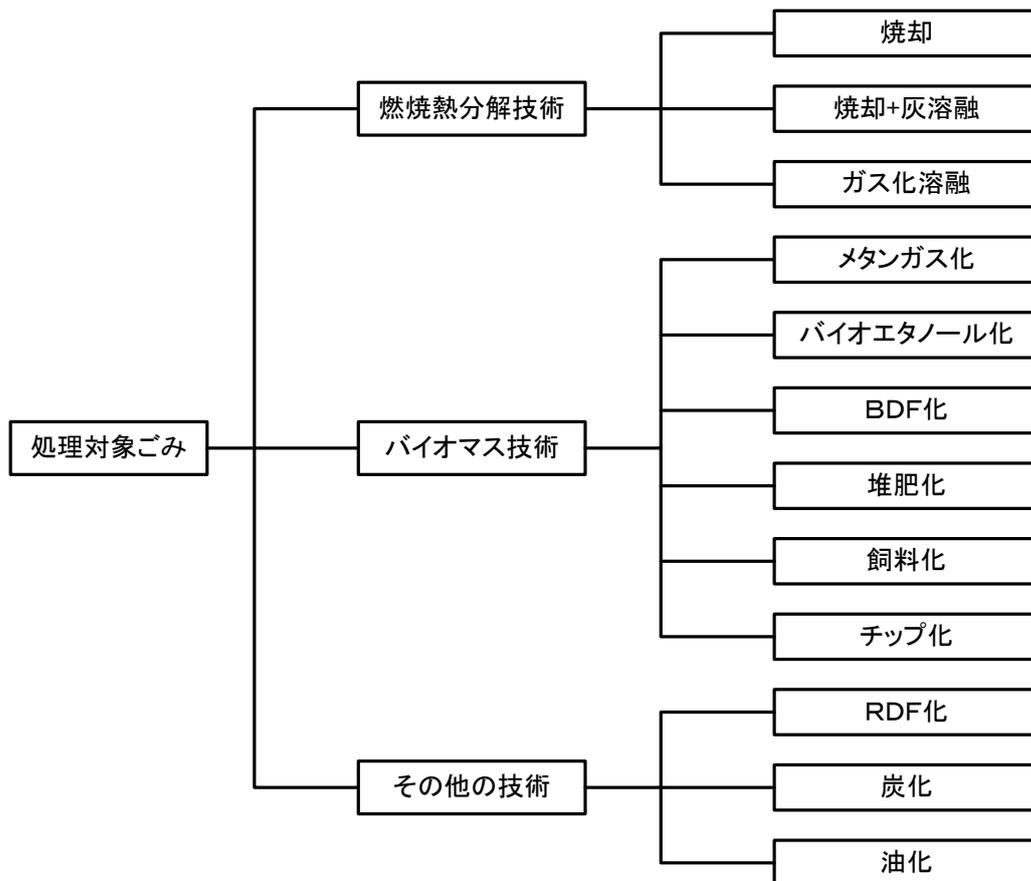


図 4-1 燃やせるごみ等の中間処理施設の技術

## 第2節 マテリアルリサイクル施設の技術動向

マテリアルリサイクル施設の技術を図 4-2 に示します。

マテリアルリサイクルとは、主に資源物を人力、または機械等によって選別し、資源化する処理です。選別された後の資源化物については、引き取りの方法により圧縮、梱包等を行うことが一般的です。選別対象品目等については、本組合の分別収集品目と照らし合わせて設定する必要があります。

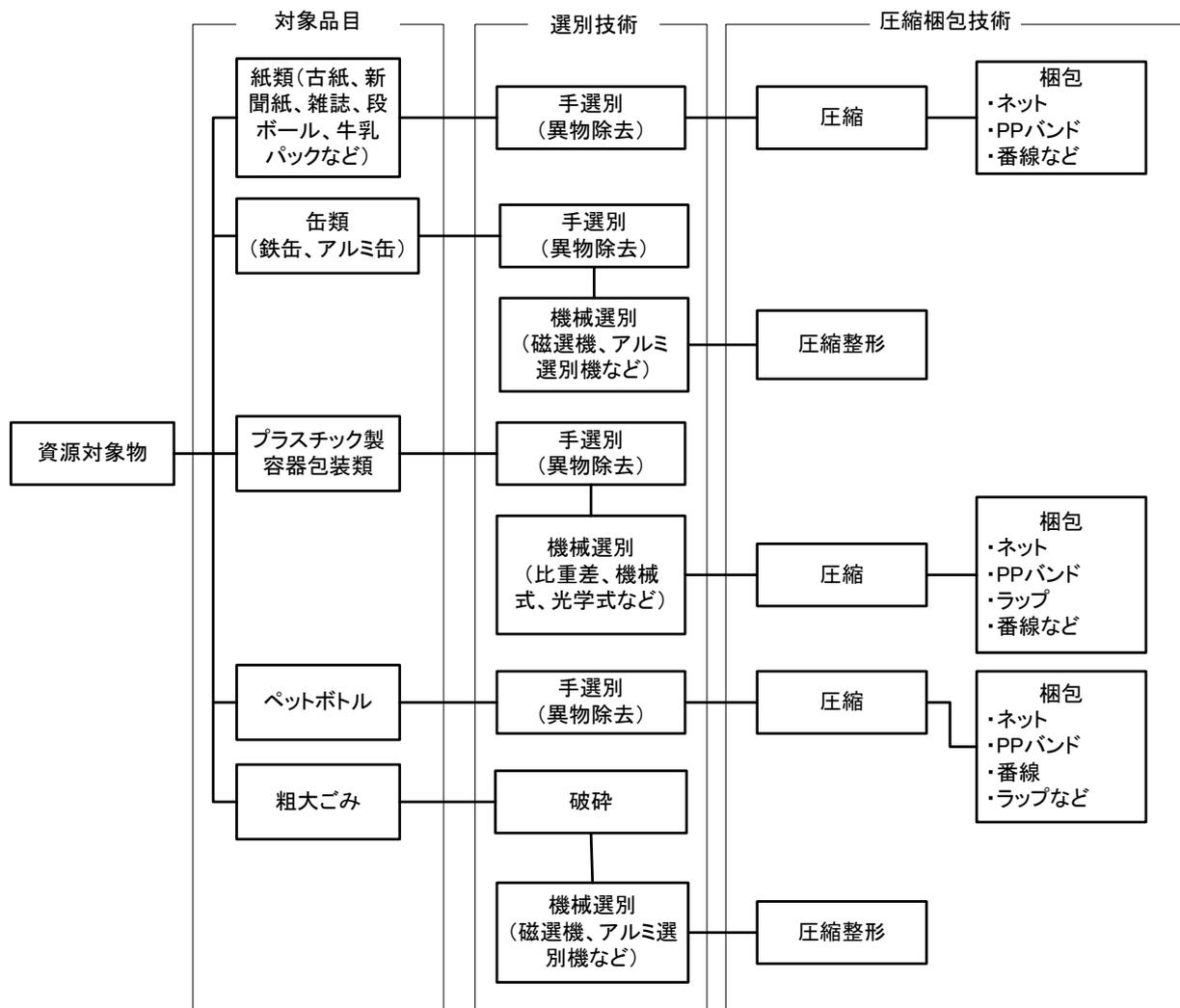


図 4-2 マテリアルリサイクル施設の技術

### 第3節 中継施設の技術動向

---

ごみ収集区域が拡大する場合、ごみを小型・中型車から大型輸送車に積み替え、広域的に輸送することで収集運搬作業の効率化を図ることが可能となります。そして、積み替えの際には「中継施設」を整備することが一般的であり、運搬・輸送システムの基幹となります。

中継施設の処理フローを図 4-3 に示します。

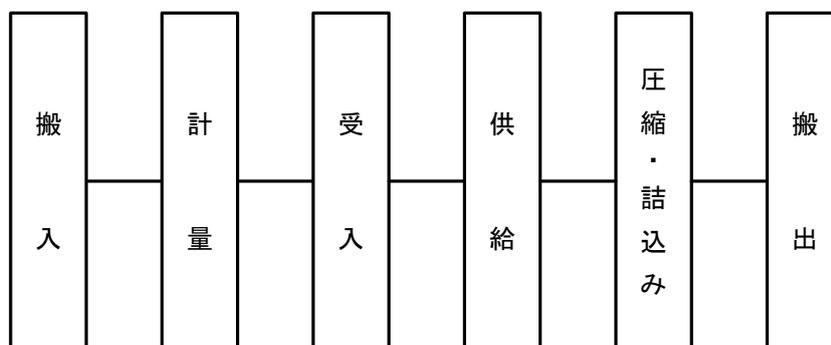


図 4-3 中継施設の処理フロー

## 第5章 ごみ処理の現況評価と課題

### 第1節 現況評価

環境省による「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」等に基づき、平成26年度実績による構成市町村の標準的な指標の評価を行った結果を図5-1～図5-10及び表5-1～表5-10に示します。比較する類型都市は都市形態、人口規模、産業構造が同じ都市を全国から設定します。

なお、本評価のデータは環境省一般廃棄物実態調査によるため、他章等で、実績整理した構成市町村のデータと一致しない場合があります。

#### 1 大和高田市

##### [市の概要]

人口	68,207人	人口区分	Ⅱ
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 99.0%	Ⅲ次人口比率	68.9%

##### [類型都市の概要]

都市形態	都市	
産業構造	3	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上
人口区分	60,000人以上～80,000人未満	
類似都市数	40	

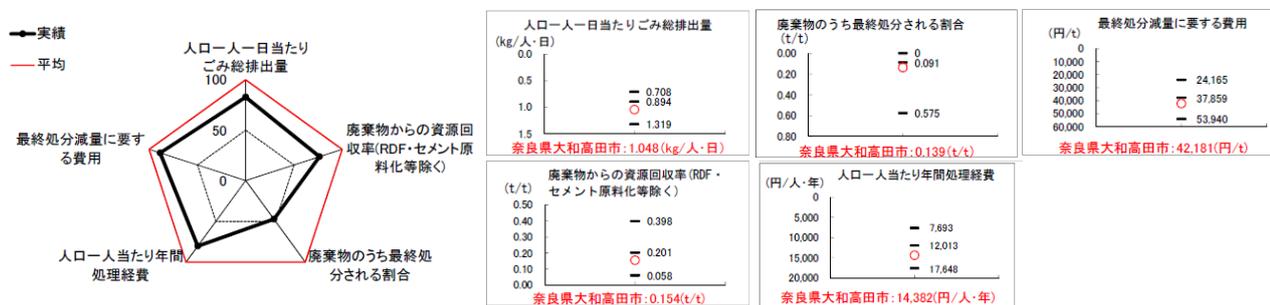


図 5-1 大和高田市の一般廃棄物処理システム評価

表 5-1 大和高田市の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.894	0.201	0.091	12,013	37,859
最大	1.319	0.398	0.575	17,648	53,940
最小	0.708	0.058	0	7,693	24,165
標準偏差	0.129	0.081	0.096	2663	8180
当該市町村実績	1.048098747	0.153766094	0.138926149	14,382	42,181
指数値	82.8	76.5	47.3	80.3	88.6

## 2 天理市

### [市の概要]

人口	67,611 人	人口区分	Ⅱ	
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	94.8%	Ⅲ次人口比率	74.0%

### [類型都市の概要]

都市形態	都市	
産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%未満、Ⅲ次人口比 55%以上
人口区分	60,000 人以上～80,000 人未満	
類似都市数	43	

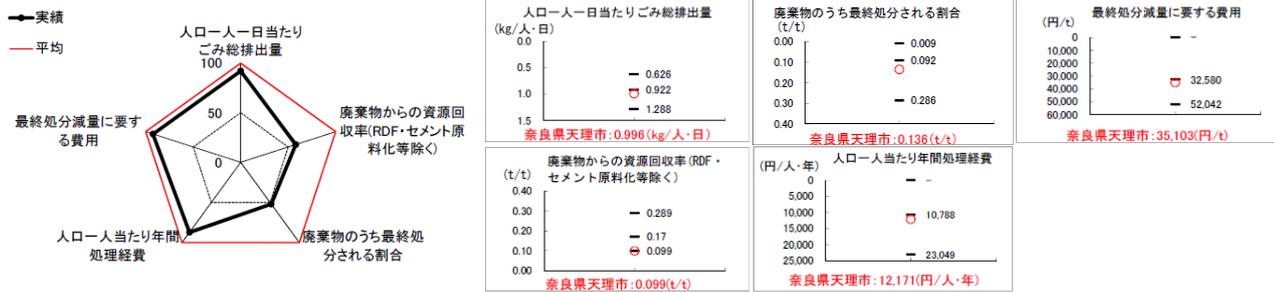


図 5-2 天理市の一般廃棄物処理システム評価

表 5-2 天理市の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.922	0.17	0.092	10,788	32,580
最大	1.288	0.289	0.286	23,049	52,042
最小	0.626	0.099	0.009	0	0
標準偏差	0.146	0.048	0.054	3742	10903
当該市町村実績	0.995501462	0.098538368	0.136198966	12,171	35,103
指数値	92.0	58.0	52.0	87.2	92.3

## 3 山添村

### [市の概要]

人口	3,939 人	人口区分	I	
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	80.1%	Ⅲ次人口比率	51.4%

### [類型都市の概要]

都市形態	町村	
産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%未満
人口区分	3,000 人以上～10,000 人未満	
類似都市数	56	

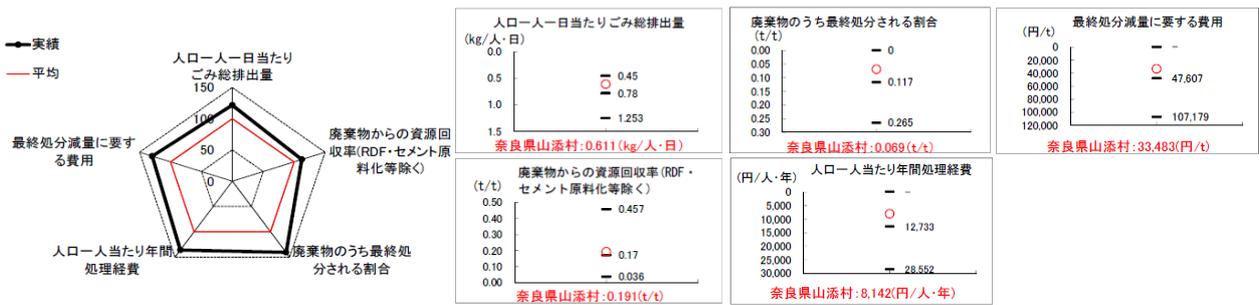


図 5-3 山添村の一般廃棄物処理システム評価

表 5-3 山添村の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.78	0.17	0.117	12,733	47,607
最大	1.253	0.457	0.265	28,552	107,179
最小	0.45	0.036	0	0	0
標準偏差	0.183	0.092	0.055	5421	20127
当該市町村実績	0.610682775	0.191075515	0.069476082	8,142	33,483
指数値	121.7	112.4	140.6	136.1	129.7

#### 4 三郷町

##### [市の概要]

人口	23,202 人	人口区分	I
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 99.3%	Ⅲ次人口比率	75.0%

##### [類型都市の概要]

都市形態	町村
産業構造	2 Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上
人口区分	20,000 人以上～30,000 人未満
類似都市数	76

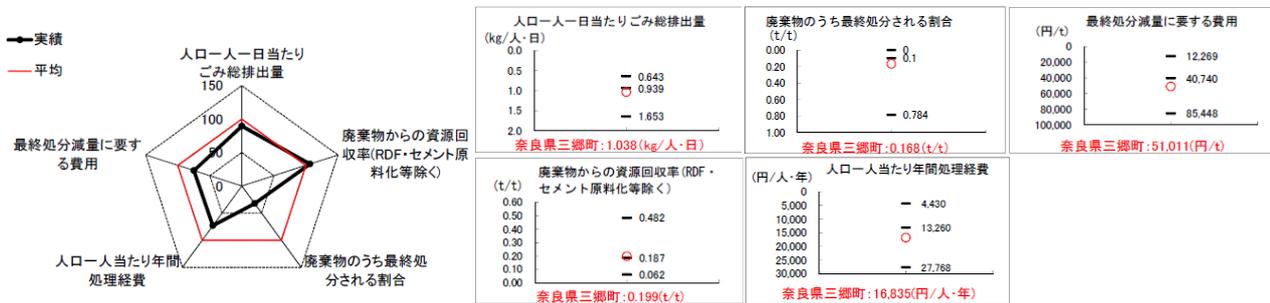


図 5-4 三郷町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-4 三郷町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当 たりごみ総排出 量	廃棄物からの資 源回収率 (RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.939	0.187	0.1	13,260	40,740
最大	1.653	0.482	0.784	27,768	85,448
最小	0.643	0.062	0	4,430	12,269
標準偏差	0.198	0.076	0.101	4976	14952
当該市町村実績	1.037581786	0.198788867	0.167634005	16,835	51,011
指数値	89.5	106.3	32.4	73.0	74.8

5 安堵町

[市の概要]

人口	7,707 人	人口区分	Ⅱ
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 97.5%	Ⅲ次人口比率	66.3%

[類型都市の概要]

都市形態	町村
産業構造	2 Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上
人口区分	7,000 人以上～10,000 人未満
類似都市数	67

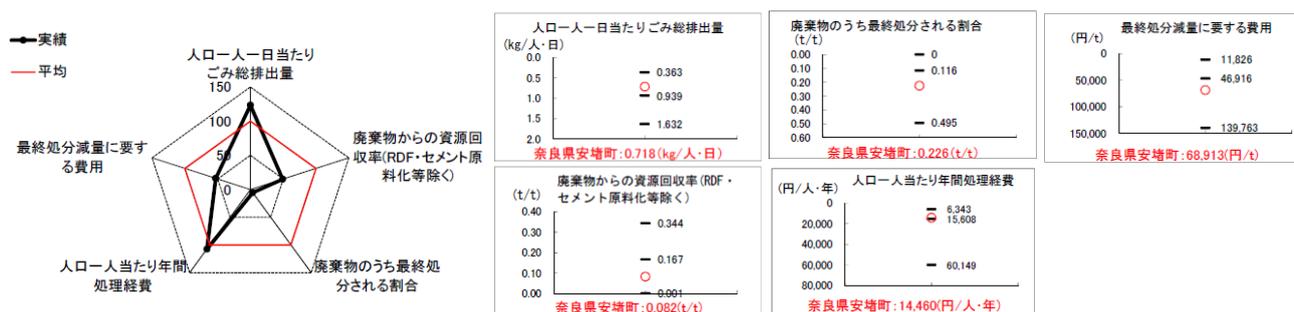


図 5-5 安堵町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-5 安堵町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当 たりごみ総排出 量	廃棄物からの資 源回収率 (RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.939	0.167	0.116	15,608	46,916
最大	1.632	0.344	0.495	60,149	139,763
最小	0.363	0.001	0	6,343	11,826
標準偏差	0.25	0.077	0.075	8412	19278
当該市町村実績	0.718436006	0.082157258	0.225630876	14,460	68,913
指数値	123.5	49.2	5.5	107.4	53.1

## 6 川西町

### [市の概要]

人口	8,784 人	人口区分	Ⅱ	
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	97.6%	Ⅲ次人口比率	66.8%

### [類型都市の概要]

都市形態	町村		
産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上	
人口区分	8,000 人以上～10,000 人未満		
類似都市数	42		

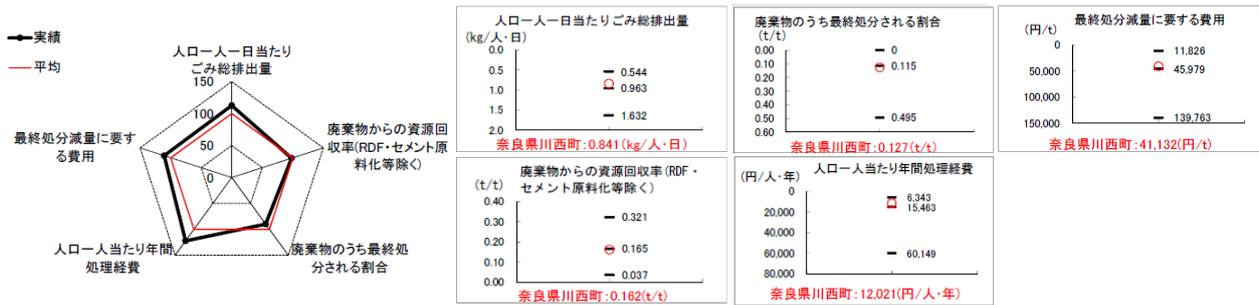


図 5-6 川西町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-6 川西町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.963	0.165	0.115	15,463	45,979
最大	1.632	0.321	0.495	60,149	139,763
最小	0.544	0.037	0	6,343	11,826
標準偏差	0.253	0.074	0.086	8645	20308
当該市町村実績	0.840569404	0.161841128	0.126530612	12,021	41,132
指数値	112.7	98.1	90.0	122.3	110.5

## 7 三宅町

### [市の概要]

人口	7,191 人	人口区分	Ⅱ	
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	98.4%	Ⅲ次人口比率	65.9%

### [類型都市の概要]

都市形態	町村		
産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上	
人口区分	7,000 人以上～10,000 人未満		
類似都市数	67		

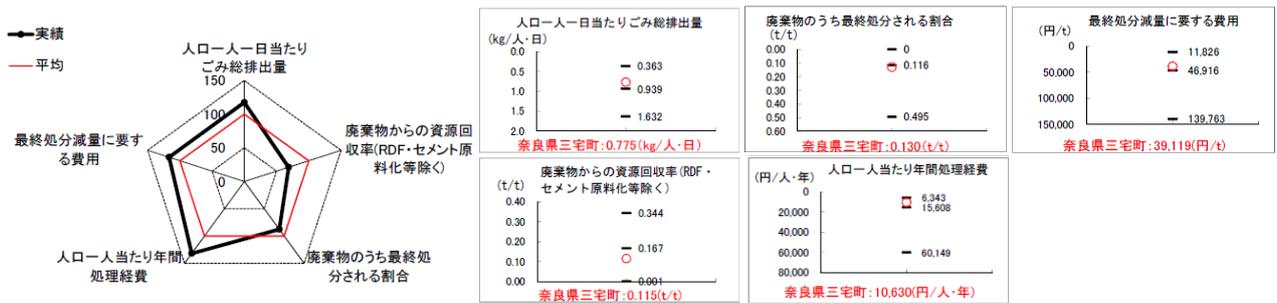


図 5-7 三宅町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-7 三宅町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.939	0.167	0.116	15,608	46,916
最大	1.632	0.344	0.495	60,149	139,763
最小	0.363	0.001	0	6,343	11,826
標準偏差	0.25	0.077	0.075	8412	19278
当該市町村実績	0.774560286	0.114649682	0.130349238	10,630	39,119
指数値	117.5	68.7	87.6	131.9	116.6

## 8 上牧町

### [市の概要]

人口	23,308 人	人口区分	V
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 99.3%	Ⅲ次人口比率	72.7%

### [類型都市の概要]

都市形態	町村
産業構造	2 Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上
人口区分	20,000 人以上～30,000 人未満
類似都市数	76

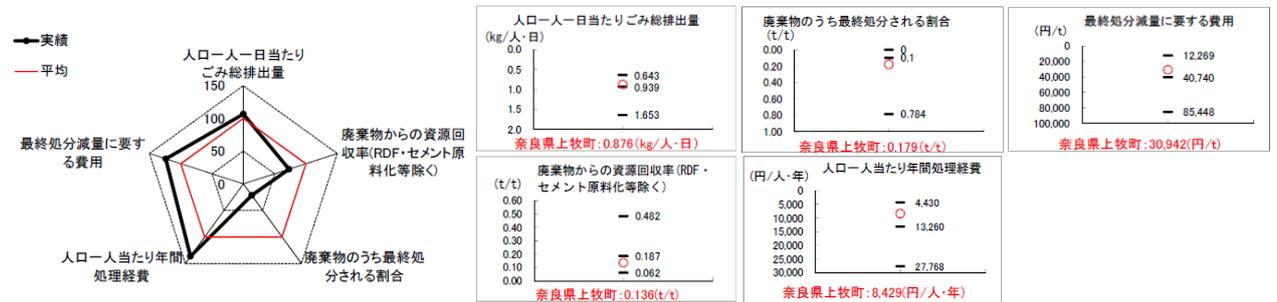


図 5-8 上牧町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-8 上牧町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当 たりごみ総排出 量	廃棄物からの資 源回収率 (RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.939	0.187	0.1	13,260	40,740
最大	1.653	0.482	0.784	27,768	85,448
最小	0.643	0.062	0	4,430	12,269
標準偏差	0.198	0.076	0.101	4976	14952
当該市町村実績	0.876411415	0.136425648	0.178648069	8,429	30,942
指数値	106.7	73.0	21.4	136.4	124.0

9 広陵町

[市の概要]

人口	34,785 人	人口区分	V
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 98.2%	Ⅲ次人口比率	70.0%

[類型都市の概要]

都市形態	町村		
産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上	
人口区分	20,000 人以上～30,000 人未満		
類似都市数	60		

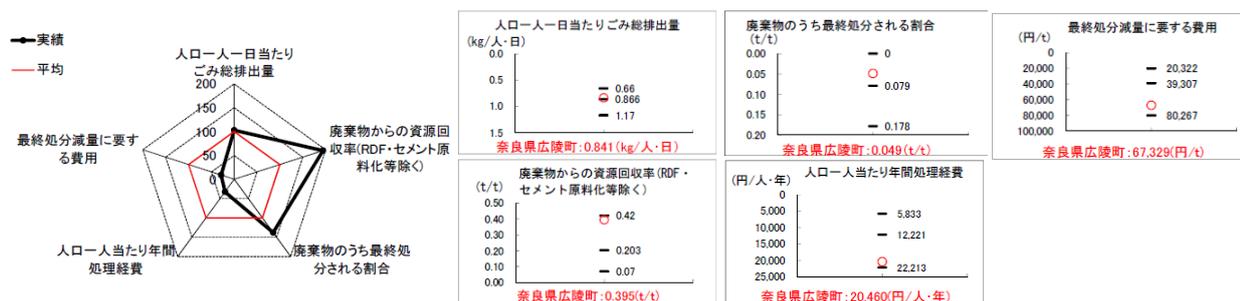


図 5-9 広陵町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-9 広陵町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当 たりごみ総排出 量	廃棄物からの資 源回収率 (RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.866	0.203	0.079	12,221	39,307
最大	1.17	0.42	0.178	22,213	80,267
最小	0.66	0.07	0	5,833	20,322
標準偏差	0.107	0.074	0.046	4084	14002
当該市町村実績	0.840781237	0.394653796	0.048992974	20,460	67,329
指数値	102.9	194.4	138.0	32.6	28.7

10 河合町

[市の概要]

人口	18,634 人	人口区分	IV
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 98.7%	Ⅲ次人口比率	74.3%

[類型都市の概要]

都市形態	町村	
産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上
人口区分	10,000 人以上～30,000 人未満	
類似都市数	245	

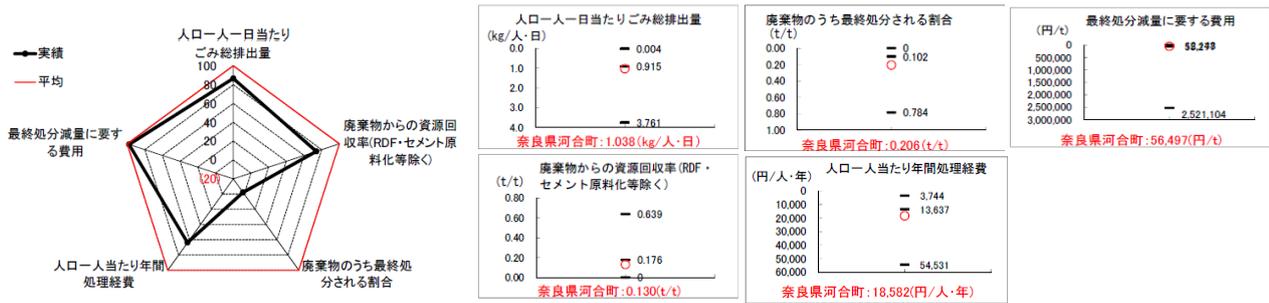


図 5-10 河合町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-10 河合町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.915	0.176	0.102	13,637	55,277
最大	3.761	0.639	0.784	54,531	2,521,104
最小	0.004	0	0	3,744	12,148
標準偏差	0.291	0.082	0.081	5938	160192
当該市町村実績	1.038461143	0.130103122	0.206286281	18,582	56,497
指数値	86.5	73.9	-2.2	63.7	97.8

## 第2節 課題の整理

---

### 1 大和高田市

#### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価をみると、平成26年度のごみ総排出量原単位は、1,048 g/人日と、類型都市の平均値(894 g/人日)を大幅に上回っています。
- ・平成18年度に開始したごみ有料化の影響もあって、家庭系の収集ごみは減少傾向にありましたが、平成23年度より増加傾向に転じており、さらに、粗大ごみの持込み量は、平成20年度より増加しています。
- ・平成28年度に実施したごみ組成分析調査(以下「ごみ組成分析調査」という。)の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率(湿ベース重量百分率)は、高い順に、生ごみ(約29.1%)、リサイクルできない発泡トレイ類(約9.2%)、その他可燃物(約8.2%)となっていることから、特に生ごみの減量が家庭系ごみの排出量原単位(以下「家庭系ごみ排出量原単位」という。)の削減に効果的であると考えられます。
- ・不燃ごみについては、瀬戸物(約67.4%)とその他のガラス類(約28.3%)が大部分を占めており、今後、排出抑制を進めていく必要があります。
- ・また、搬入ごみの中に、他市のごみや処理不適物が見受けられるため、許可業者への搬入監視や搬入指導等の強化が必要です。

#### (2) 資源化

- ・大和高田市の資源化率は類似都市に比べ低い状況にあります。
- ・家庭系ごみと比べて、事業系ごみの資源化が進んでいないため、事業所の意識改革と啓発が必要です。
- ・家庭系収集ごみについて、ペットボトル処理施設が稼働を開始した平成23年4月から、家庭系収集ごみのペットボトル排出量が増加傾向にあり、また、平成26年度から紙類の排出量が増加しています。
- ・一方で、少子化等の影響により、集団資源回収団体(子供会等)が減少しているため、集団資源回収量が減少しています。
- ・また、業者等による紙ごみの抜き取りが横行しており、その対策が必要となっています。
- ・資源化率を上げるためには、ごみ分別種類の細分化が効果的と考えますが、処理施設の整備や引き取り業者の確保等の課題が挙げられます。

#### (3) 収集・運搬

- ・ごみの有料化以降、市民のごみの分別意識は向上していますが、無料である「その他プラスチック製容器包装」において処理不適物が混入する等、マナーが守られていない場合があります。
- ・商業地におけるごみ収集において、家庭系ごみに事業系ごみが混在しているため、事業者へ事業系ごみの適正処理を啓発する必要があります。
- ・細い路地の地区や集合住宅では、戸別収集ではなく、ごみ集積場所にて回収を行っている

ますが、分別のマナーが守られていない場合があるため、広報紙等により継続的に協力を呼びかけていく必要があります。

- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、住民及び事業者に対して、情報提供や分別指導等を行っていく必要があります。

#### (4) 中間処理

- ・大和高田市では、燃えるごみのみ組合で処理を行う予定としています。
- ・既存のごみ焼却施設の老朽化により、修繕や補修等の整備の頻度が増加しています。また、それに伴い、維持管理費が増加していることから、今後、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。
- ・粗大ごみ処理施設の老朽化により、修繕や補修等の整備の頻度が増加していますが、処理能力に比較して処理量は少ない状況にあります。
- ・資源化施設のペットボトル処理施設は、近年のペットボトルの増加により、ストックヤードが不足気味となっています。

#### (5) 最終処分

- ・大和高田市の廃棄物のうち最終処分される割合（以下「最終処分率」という。）は、類似都市に比べ高い状況にあります。
- ・大和高田市内に最終処分場を建設することは現実的に不可能であるため、現在処分を委託している大阪湾フェニックス事業に頼るほかない状況にあります。今後は、最終処分量の削減に取り組むとともに、排出者の責任として排出基準遵守のため、監視強化と対策を図る必要があります。

## 2 天理市

### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価をみると、平成 26 年度のごみ総排出量原単位は、996 g/人日と類型都市の平均値（922 g/人日）より大きくなっています。また、平成 27 年度のごみ総排出量原単位は 1,010 g/人日と、平成 26 年度と比較して増加しており、その原因としては事業系ごみの増加が考えられます。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率（湿ベース重量百分率）は、高い順に、生ごみ（約 40.7%）、手付かずの食品類（約 9.8%）、紙おむつ（約 6.0%）となっていることから、特に生ごみの減量が家庭系ごみ排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・また、不燃ごみについては、飲食用・薬・化粧品のガラス類（約 25.1%）、小型家電製品（約 11.2%）、瀬戸物（約 11.0%）、プラスチック製等商品（約 11.0%）の順番となっており、今後は、飲食用びんの分別の徹底を図るとともに、小型家電製品等の資源化を促進する必要があります。

## (2) 資源化

- ・天理市の資源化率は類似都市に比べ低い状況にあります。
- ・天理市環境クリーンセンターに搬入される飲食用びん及び飲料カンの量は、横ばい状態が続いています。
- ・一方で、プラスチック製容器包装、発泡スチロール（白色トレイ含む）、飲料用ペットボトル、紙類、古着類等の直接資源化量及び集団回収量は減少傾向にあります。

## (3) 収集・運搬

- ・平成 23 年度に実施した市民アンケート調査によると、現状の分別区分、収集頻度等について、概ね満足しているとの回答が過半数を占めていました。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供や分別指導等を行っていく必要があります。

## (4) 中間処理

- ・天理市が所有する中間処理施設はごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設の 3 施設となっており、ごみ焼却施設は昭和 57 年に、粗大ごみ処理施設は昭和 52 年に稼働開始し、老朽化が進んでいます。そのため、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。

## (5) 最終処分

- ・天理市の最終処分率は、類似都市に比べ高い状況にあります。
- ・天理市では、ごみの直接埋立は行っておらず、燃やせないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎・選別処理を行ない、残渣については、燃やせるごみと併せて焼却し、埋立てを行っています。最終処分率が類似都市に比べ高いのは、中間処理による減量効果が期待できないごみの割合が高いことが要因と考えられます。
- ・最終処分場については、現状、山辺広域一般廃棄物第 2 最終処分地及び大阪湾フェニックスの 2 つを利用していますが、今後、本組合の地域内に新たな最終処分場を建設することは非常に困難と予測されるため、将来については、大阪湾フェニックス事業等の民間業者に処分を頼るほかない状況にあります。しかし、大阪湾フェニックスは、平成 38 年頃をもって受入終了となる見込みであることから、以降の対応については、新ごみ処理施設稼働予定の平成 35 年度までには、本組合の中で検討しておく必要があります。

## 3 山添村

### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成 26 年度のごみ総排出量原単位は、611 g/人日と類型都市の平均値（780 g/人日）より小さくなっていますが、過去の推移をみると、平成 23 年度より増加傾向にあり、ごみ総排出量も増加しています。

- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率（湿ベース重量百分率）は、高い順に、生ごみ（約37.7%）、手付かずの食品類（約8.6%）、紙おむつ（約8.4%）となっていることから、特に生ごみの減量をごみ総排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・また、不燃ごみについては、飲食用・薬・化粧品のガラス類（約24.5%）、その他の金属製品（約12.1%）、プラスチック製等商品（約11.8%）の順番となっており、飲食用・薬・化粧品のガラス類の資源化の徹底が必要です。
- ・ごみ排出量の減量に対し、住民の理解を得るのが難しく、また、ごみ袋の有料化等の施策については、高齢化が進行していく村で実行するには、住民の負担が大きいと考えられます。
- ・新ごみ処理施設の稼働に合わせて、事業系ごみの受入れ範囲を拡大する予定であるため、事業者に対する適正排出及び抑制排出の指導等を行う必要があります。

## （2）資源化

- ・山添村の資源化率は類似都市に比べ高い状況にありますが、ごみ総排出量が増加傾向にあるにも関わらず、資源化率は減少または横ばいとなっているため、分別の徹底を行う等して、資源化を促進する必要があります。

## （3）収集・運搬

- ・資源化物については、基本的に2ヶ月に1回のペースで拠点回収を行っていますが、村民の高齢化に伴い、現在の回収形態での継続が難しくなっています。
- ・収集することができない廃棄物の混入やごみ集積所への不法投棄が課題となっています。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、住民及び事業者に対して、情報提供や分別指導等を行っていく必要があります。

## （4）中間処理

- ・山添村では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみについては、天理市環境クリーンセンターにて、処理を行っており、その他の品目については、民間業者に処理を委託したり、資源化を行っています。天理市環境クリーンセンターの老朽化を受けて、負担とならないよう、排出量の削減や適正分別を行う必要があります。

## （5）最終処分

- ・焼却残渣の処分は天理市に委託しているため、天理市同様、ごみの直接埋立は行っておらず、燃えないごみ及び粗大ごみは天理市の粗大ごみ処理施設にて破碎・選別処理を行わない、残渣については、燃えるごみと併せて焼却し、山辺広域一般廃棄物第2最終処分地及び大阪湾フェニックスにて埋立てを行っています。最終処分率は類似都市と比較して低いですが、最終処分場をできる限り長く使用するためにも、可燃ごみの排出量を削減する必要があります。

## 4 三郷町

### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価をみると、平成26年度のごみ総排出量原単位は、1,037 g/人日と、類型都市の平均値(939 g/人日)を大幅に上回っています。
- ・ここ数年においては、家庭系ごみ排出量原単位、事業系ごみ排出量、ごみ総排出量原単位それぞれにおいて、横ばい状態が続いています。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率(湿ベース重量百分率)は、高い順に、生ごみ(約32.2%)、紙おむつ(約13.1%)、ティッシュ・トイレットペーパー(約6.2%)となっています。三郷町では、生ごみの減量やリサイクルを目的に、生ごみ処理等の購入者にご購入費の一部を助成する「ごみ減量施設設置費補助金交付制度」を導入していますが、組成割合をみると、生ごみの割合がまだ多くなっていることから、制度の周知をする等、生ごみの減量に努める必要があります。
- ・不燃ごみについては、飲食用・薬・化粧品のガラス類(約21.2%)、小型家電製品(約16.5%)、その他の金属製品(約15.3%)が大部分を占めており、今後は、ガラスビン類及び小型家電製品の分別を啓発する必要があります。

### (2) 資源化

- ・三郷町では、小型家電製品や廃食用油の他、剪定枝の資源化を始めたことから、資源化率は年々増加傾向にあり、類似都市と比較してもやや高い状況にあります。
- ・しかし、「再生資源集団回収奨励金」を導入し、実施している集団回収については、回収量が年々減少傾向にあるため、今後は、集団回収への協力を呼びかけるとともに、集団回収のあり方についても検討する必要があります。

### (3) 収集・運搬

- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、必要に応じて収集・運搬体制の見直しを検討し、システムの効率化やサービスの均一化を図っていく必要があります。

### (4) 中間処理

- ・三郷町では、燃えるごみのみ組合で処理を行う予定としています。
- ・既存のごみ焼却施設の老朽化により、修繕や補修等の整備の頻度が増加し、それに伴い、維持管理費が増加していることから、今後、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。

### (5) 最終処分

- ・三郷町では、最終処分を大阪湾フェニックス及び民間事業者に委託しています。
- ・最終処分率は、類似都市に比べ高い状況にあるため、今後は、大阪湾フェニックスをできる限り長く使用するためにも、分別を徹底し、可燃ごみの排出量の削減に取り組む必要があります。

## 5 安堵町

### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成 26 年度のごみ総排出量原単位は、718 g/人日と類型都市の平均値 (939 g/人日) より小さくなっていますが、過去の推移をみると、平成 23 年度より増加傾向にあり、ごみ総排出量も増加しています。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率 (湿ベース重量百分率) は、高い順に、生ごみ (約 29.4%)、新聞紙・折込広告 (約 7.4%)、手付かずの食品類 (約 6.2%)、となっていることから、生ごみの減量を推進するとともに、新聞紙を含む紙類の分別の徹底が必要と考えます。
- ・不燃ごみ (カン・金属類) については、飲料缶 (約 53.5%)、その他の缶 (約 11.2%)、その他の金属製品 (約 8.85%)、の順番となっており、概ね分別はされていますが、段ボールが 5.5%含まれている等、まだ、分別指導の余地があります。
- ・また、不燃ごみ (ビン・ガラス類) については、飲食用・薬・化粧品ガラス類 (約 80.4%)、瀬戸物 (約 13.6%)、その他のガラス類 (約 4.7%) の順番となっており、概ね適正に分別はされています。
- ・新ごみ処理施設の稼働に合わせて、事業系ごみの受入れ範囲を拡大する予定であるため、事業者に対する適正排出及び抑制排出の指導等を行う必要があります。

### (2) 資源化

- ・安堵町の資源化率は類似都市に比べ低い状況にあります。
- ・現在、安堵町では、缶・金属類及びビン・ガラス類を不燃ごみとして分別収集しており、紙類、古着類は集団回収を行っていますが、ペットボトル、プラスチック製容器包装等のその他の資源物については、可燃ごみとして焼却処理されています。
- ・家庭系の可燃ごみの組成にもあるように、紙類については、可燃ごみに混在している割合が高く、集団回収での回収率はあまりよくないことから、今度は、集団回収への排出を呼びかけるとともに、集団回収のあり方についても検討が必要です。
- ・ごみ処理の広域化が始まる際には、紙類、古着類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電製品等の分別品目が追加されることから、住民及び事業者に対する分別の協力を仰ぎ、資源化率の向上を目指していく必要があります。

### (3) 収集・運搬

- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供や分別指導等を行っていく必要があります。

#### (4) 中間処理

- ・既存のごみ焼却施設の老朽化により、修繕や補修等の整備の頻度が増加し、それに伴い、維持管理費が増加していることから、今後、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。

#### (5) 最終処分

- ・安堵町では、最終処分を大阪湾フェニックスに委託しています。
- ・最終処分率は、類似都市に比べ高い状況にあり、その要因としては、紙類等の資源物を焼却処理していることが考えられます。今後は、大阪湾フェニックスをできる限り長く使用するためにも、集団回収等を活用する等し、可燃ごみに含まれる資源物の分別を徹底する必要があります。

### 6 川西町

#### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成 26 年度のごみ総排出量原単位は、841 g/人日と類型都市の平均値（963 g/人日）より小さくなっていますが、家庭系ごみが減少傾向にある一方で、事業系ごみの排出量が増加しているため、ごみ総排出量原単位は、平成 18 年度より横ばい状態が続いています。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率（湿ベース重量百分率）は、高い順に、生ごみ（約 28.2%）、紙おむつ（約 9.8%）、その他可燃物（約 7.6%）、手付かずの食品類（約 7.4%）となっていることから、手付かずの食品類を含む、生ごみの減量を進めることで、家庭系ごみ排出量原単位の削減につながります。
- ・また、不燃ごみについては、飲食用・薬・化粧品のガラス類（約 45.6%）、瀬戸物（約 11.2%）、小型家電製品（約 8.7%）の順番となっています。飲食用・薬・化粧品のガラス類の割合が高い理由としては、川西町では、不燃ごみ（燃やさないごみ）の分別区分にビン類が含まれているためであり、今後は広域化に伴う分別区分の変更を受け、ビン類や小型家電製品の分別を促進していく必要があります。

#### (2) 資源化

- ・川西町の資源化率は、類似都市と比較して、やや低い状況となっており、過去の推移をみると、わずかに減少傾向となっています。
- ・天理市の資源化施設で処理されている資源化物（飲料缶類）は平成 22 年度より増加傾向にありますが、集団回収量及びペットボトル類等の直接資源化量は減少傾向にあります。
- ・総排出量が減少傾向にある中で、資源化率を維持または向上させるためには、ビン類や小型家電製品の資源化（ビン類は平成 29 年 4 月実施予定）を促進するとともに、従来の資源化物の分別を徹底していく必要があります。

### (3) 収集・運搬

- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

### (4) 中間処理

- ・燃やすごみ、燃やさないごみ（ビン類、有害ごみ含む）、粗大ごみ、缶類については、天理市に委託しており、天理市環境クリーンセンターにて、処理を行っています。天理市環境クリーンセンターの老朽化を受けて、負担とならないよう、排出量の削減や適正分別を行う必要があります。

### (5) 最終処分

- ・焼却残渣の処分は天理市に委託しているため、天理市同様、ごみの直接埋立は行っておらず、燃やさないごみ（ビン類、有害ごみ含む）及び粗大ごみは天理市の粗大ごみ処理施設にて破碎・選別処理を行ない、残渣については、燃やすごみと併せて焼却し、山辺広域一般廃棄物第2最終処分地及び大阪湾フェニックスにて埋立てを行っています。最終処分率は類似都市と比較して高いことから、最終処分場をできる限り長く使用するためにも、可燃ごみの排出量の削減に取り組む必要があります。

## 7 三宅町

### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成26年度のごみ総排出量原単位は、775 g/人日と類型都市の平均値（939 g/人日）より小さくなっており、過去の推移をみても、減少傾向となっています。
- ・家庭系ごみ排出量原単位は、年々減少傾向にありましたが、平成26年度では679 g/人日だったのに対し、平成27年度では691 g/人日に増加しています。また、事業系ごみの排出量は、増減を繰り返しながら、増加傾向をたどっています。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率（湿ベース重量百分率）は、高い順に、生ごみ（約33.7%）、手付かずの食品類（約7.0%）、ティッシュ・トイレットペーパー（約7.0%）となっていることから、生ごみ及び手付かずの食品類の減量が家庭系排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・不燃ごみについては、飲食用・薬・化粧品のガラス類（約21.3%）、小型家電製品（約15.5%）、その他金属製品（約13.9%）、瀬戸物（約10.8%）の順番となっています。三宅町では、平成28年4月より、今まで不燃ごみ（燃えないごみ）に含まれていたびん類（飲食用びん）の分別収集を開始しましたが、組成割合をみても、まだ、びん類が多く含まれており、分別排出が浸透していない状況となっています。よって、今後はびん類の分別を啓発するとともに、広域処理に伴う分別区分の変更を受け、小型家電製品等の分別についても促進していく必要があります。

## (2) 資源化

- ・三宅町の資源化率は、類似都市と比較して低い状況にあり、近年においては、多少増減はあるものの、減少傾向にあります。
- ・平成 28 年 4 月からびん類の分別を開始しましたが、分別状況はあまりよくことから、住民への啓発を行い、分別の徹底を図る必要があります。
- ・総排出量が減少傾向にあるため、資源化率を維持または向上させるためには、びん類や小型家電製品の資源化を促進するとともに、従来の資源化物の分別を徹底する必要があります。

## (3) 収集・運搬

- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。
- ・収集・運搬は、ごみ処理行政において重要な住民との接点と位置づけられるものであることから、住民サービスと収集・運搬効率のバランスに配慮し、分別収集の進展にあわせて、収集方法の見直しや新たな住民サービス等、施策の検討をしていく必要があります。

## (4) 中間処理

- ・燃えるごみ、燃えないごみ（有害ごみ含む）、粗大ごみ、びん類、飲料缶については、天理市に委託しており、天理市環境クリーンセンターにて、処理を行っています。天理市環境クリーンセンターの老朽化を受けて、負担とならないよう、排出量の削減や適正分別を行う必要があります。

## (5) 最終処分

- ・焼却残渣の処分は天理市に委託しているため、天理市同様、ごみの直接埋立は行っておらず、燃えないごみ及び粗大ごみは天理市の粗大ごみ処理施設にて破砕・選別処理を行ない、残渣については、燃えるごみと併せて焼却し、山辺広域一般廃棄物第 2 最終処分地及び大阪湾フェニックスにて埋立てを行っています。最終処分率は類似都市と比較して高いことから、最終処分場をできる限り長く使用するためにも、可燃ごみの排出量の削減に取り組む必要があります。

## 8 上牧町

### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成 26 年度のごみ総排出量原単位は、876 g/人日と類型都市の平均値（939 g/人日）より小さくなっており、過去の推移をみても、減少傾向となっています。
- ・家庭系ごみについては、排出量原単位と排出量ともに、減少傾向にありますが、事業系

ごみについては、増加傾向にあります。

- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率（湿ベース重量百分率）は、高い順に、生ごみ（約 36.1%）、紙おむつ（約 11.5%）、ティッシュ・トイレットペーパー（約 7.9%）となっていることから、生ごみ及びティッシュ・トイレットペーパーの減量をごみ総排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・また、不燃ごみについては、リサイクルできない発泡トレイ類（約 12.3%）、リサイクルできないその他のプラスチック製容器包装類（約 12.2%）、プラスチック製等商品（約 12.1%）、飲食用・薬・化粧品のガラス類（約 10.1%）の順番となっています。上牧町については、プラスチック製の商品や容器包装類が不燃ごみ（もえないごみ）に含まれていることから、他の構成市町村と比較して、不燃ごみを占める割合が高くなっています。今後は広域化に伴う分別区分の変更により、容器包装プラスチックの分別品目が追加され、その他のプラスチック製品は可燃ごみに分別されることから、今後はプラスチック類の削減に努めるとともに、分別を促進していく必要があります。また、ビン類も、比較的多く含まれていることから、今後はより一層、分別を進めていく必要があります。

## （2）資源化

- ・上牧町の資源化率は、類似都市と比較して低い状況にあり、過去の推移をみても、減少傾向にあります。
- ・平成 27 年度より小型家電製品の拠点回収を開始し、ペットボトルについては、年々増加傾向にありますが、その他の資源物については、減少傾向にあります。
- ・総排出量が減少傾向にあるため、資源化率を維持または向上させるためには、資源化物の分別を徹底する必要があります。

## （3）収集・運搬

- ・資源化物については、基本的に月に 1~2 回のペースで拠点回収を行っていますが、資源物の回収率の向上を目指すためにも、収集形態について、検討する余地があります。
- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

## （4）中間処理

- ・既存のごみ焼却施設は、平成 28 年 11 月に稼働を停止したため、ごみ処理については、すべて民間業者に委託しています。新ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間処理委託費をできる限り削減するためにも、より一層の減量化に努めていく必要があります。

## (5) 最終処分

- ・平成 26 年度における最終処分率は、類似都市に比べやや高い状況にあります。
- ・ごみ処理を民間委託した場合においても、既存のごみ焼却施設で処理していた際とほぼ同量の灰等が発生するものと想定されることから、処分費の削減の観点からも、焼却対象ごみを減らし、最終処分量の削減に取り組む必要があります。

## 9 広陵町

### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成 26 年度のごみ総排出量原単位は、841 g/人日と類型都市の平均値 (866 g/人日) より小さくなっており、過去の推移をみても、減少傾向となっています。
- ・家庭系ごみについては、排出量原単位と排出量ともに、減少傾向にあり、事業系ごみについても、平成 24 年度をピークに年々減少しています。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率 (湿ベース重量百分率) は、高い順に、生ごみ (約 43.8%)、紙おむつ (約 8.9%)、その他の可燃物 (約 6.1%) となっていることから、特に生ごみの減量のごみ総排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・また、不燃ごみについては、飲食用・薬・化粧品のガラス類 (約 25.9%)、瀬戸物 (約 15.9%)、その他金属製品 (約 15.8%) の順番となっており、飲食用・薬・化粧品のガラス類の資源化の徹底が必要です。

### (2) 資源化

- ・広陵町の資源化率は、類似都市と比較して非常に高い状況にありますが、これは炭化処理により生成された炭化物を資源化量に含んでいるためであり、炭化物を除く、資源化率は、平成 26 年度の実績によると 26.4%と、類似都市と比較してやや高い結果となっています。
- ・炭化物を除く、資源化率は、総排出量が減少傾向にあるにも関わらず、30%~25%を推移しています。内訳をみると、集団回収が減少傾向にあることから、今後は、集団回収への協力を呼びかけるとともに、集団回収のあり方についても検討する必要があります。

### (3) 収集・運搬

- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

#### (4) 中間処理

- ・既存のごみ処理施設の老朽化により、修繕や補修等の整備の頻度が増加し、それに伴い、維持管理費が増加していることから、今後、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。

#### (5) 最終処分

- ・広陵町では、最終処分を大阪湾フェニックスで行っていますが、炭化処理を行っているため、処理量に対する最終処分量の割合は、焼却施設と比較して低く、最終処分率も類似都市と比較しても低い状況にあります。今後も引き続き、最終処分量の削減を行うとともに、広域処理を開始した際にも、新ごみ処理施設の処理方式に関わらず、現状の最終処分率を上回らないよう、排出抑制等を呼びかける必要があります。

### 10 河合町

#### (1) 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成26年度のごみ総排出量原単位は、1,038 g/人日と類型都市の平均値(915 g/人日)より大きくなっています。
- ・家庭系ごみについては、排出量原単位と排出量ともに、減少傾向にありますが、事業系ごみについては、年々増加していることから、事業者に対する啓発活動が必要です。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率(湿ベース重量百分率)は、高い順に、生ごみ(約27.9%)、紙おむつ(約13.6%)、ティッシュ・トイレットペーパー(約7.7%)となっていることから、生ごみ及びティッシュ・トイレットペーパーの減量のごみ総排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・また、不燃ごみについては、リサイクルできない発泡トレイ類(約26.0%)、リサイクルできないその他のプラスチック製容器包装類(約20.3%)、リサイクルできないその他のプラスチック製ボトル(約8.9%)の順番となっています。河合町については、プラスチック製の商品や容器包装類が不燃ごみ(もやさないごみ)に含まれていることから、他の構成市町村と比較して、不燃ごみを占める割合が高くなっており、今後は、このプラスチック類の減量を進めていく必要があります。

#### (2) 資源化

- ・河合町の資源化率は、類似都市と比較して低い状況にあり、過去の推移をみても、減少傾向にあります。
- ・総排出量が減少傾向にある上に、リサイクルセンターで処理される資源化物及び集団回収量も減少しているため、資源化率を維持または向上させるためには、分別の徹底や集団回収への協力の呼びかけを引き続き行う必要があります。

### (3) 収集・運搬

- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、もやすごみの分別区分等が変更となることから、住民及び事業者に対して、情報提供や分別指導等を行っていく必要があります。
- ・今後、容器包装廃棄物等の分別区分の細分化を検討する予定としていますが、細分化の方法によっては、収集形態が繁雑となったり、作業量が増大する懸念があります。また、業務委託料やストックヤードの整備等処理に係る費用等についても考慮した上で、検討を進めていく必要があります。

### (4) 中間処理

- ・既存の焼却施設は、全般的に各機器の老朽化が進んでおり、広域処理実施までの期間、定期的な部品交換、修繕及び清掃を行い施設の延命を図っていく必要があります。
- ・粗大ごみ処理施設も25年が経過し、各機器の老朽化が進んでいることから、施設の延命を図るために施設更新を検討していく必要があります。

### (5) 最終処分

- ・河合町では、容器包装廃棄物や破碎後の残渣等については、民間業者に処分を委託しており、焼却残渣等は大阪湾フェニックスに埋め立て処分を委託しています。
- ・最終処分率は、類似都市に比べ高い状況にあることから、今後は、大阪湾フェニックスをできる限り長く使用するためにも、排出抑制と資源化を推進し、最終処分量の削減に取り組む必要があります。

## 第6章 ごみ処理基本計画

### 第1節 人口の将来予測

#### 1 推計方法

本計画の人口の将来予測においては、トレンド推計法を用いて推計を行いました。

トレンド推計法とは、過去の実績を時系列的にならべ、その変化する状況が時間軸に対して一定の規則性を持っているとの仮定のもとに、理論的傾向線を当てはめて式をつくり、将来もその傾向が続くものと仮定して将来性を予測する方法です。

今回の将来予測においては、以下の推計式を用いることとし、トレンド推計法が適した場合は、種類別に最適な推計式を選択しました。なお、予測値には、トレンド推計法から得た推計値を平成27年度の実績値と推計値の差で補正した値を採用しています。

表 6-1 トренд推計式

推計式	数式	特徴
直線式	$y = a \cdot x + b$	傾き一定で単調に増加（減少）する場合を示す式
分数式	$y = a \left( \frac{1}{x} \right) + b$	他の推計式に比べて、増減傾向が小さい式
自然対数式	$y = a \cdot \ln x + b$	徐々に増加率（減少率）が穏やかになる曲線式
べき乗式	$y = a \cdot x^b$	徐々に増加率（減少率）が増加していく曲線式
指数式	$y = a \cdot b^x$	徐々に増加率（減少率）が増加していく曲線式
二次式	$y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	増減を大きく放物線で示す式
ロジスティック式	$y = K / (1 + a \cdot \exp(-b \cdot x))$	K値を上限として、上限と下限で左右対象となる推計式
ルート式	$y = a \sqrt{x} + b$	徐々に増加率（減少率）が増加していく曲線式

y：計画年度における予測値 x：計画年度（平成年度） a、b、c：定数 K：過去の実績値から求められる飽和値

#### 2 推計結果

本計画の人口の将来予測を表 6-2 及び図 6-1 に示します。

表 6-2 人口の将来予測

		単位:人										
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実績	H18	72,619	70,213	4,723	23,173	8,338	9,346	7,788	25,198	33,563	19,922	274,883
	H19	72,155	69,981	4,610	23,245	8,261	9,231	7,725	24,757	33,841	19,778	273,584
	H20	71,640	69,741	4,511	23,114	8,191	9,145	7,677	24,475	34,007	19,559	272,060
	H21	71,291	69,357	4,420	23,042	8,097	9,000	7,619	24,313	34,101	19,424	270,664
	H22	70,968	69,217	4,306	22,980	8,030	8,901	7,568	23,982	34,115	19,243	269,310
	H23	70,382	68,840	4,205	22,898	7,969	8,849	7,472	23,785	34,342	19,162	267,904
	H24	69,748	68,286	4,111	23,074	7,881	8,899	7,357	23,515	34,429	19,005	266,305
	H25	68,927	67,798	4,032	23,146	7,798	8,834	7,268	23,385	34,569	18,878	264,635
	H26	68,207	67,611	3,939	23,202	7,765	8,784	7,191	23,068	34,785	18,634	263,186
推計	H27	67,540	67,210	3,853	23,265	7,646	8,786	7,097	23,047	34,924	18,378	261,746
	H28	67,343	67,086	3,820	23,279	7,619	8,762	7,069	22,958	34,976	18,320	261,232
	H29	67,164	66,974	3,789	23,289	7,594	8,739	7,045	22,878	35,024	18,267	260,763
	H30	67,000	66,870	3,761	23,297	7,571	8,719	7,022	22,804	35,068	18,218	260,330
	H31	66,848	66,775	3,736	23,303	7,550	8,700	7,001	22,736	35,109	18,173	259,931
	H32	66,707	66,686	3,712	23,308	7,531	8,683	6,981	22,672	35,147	18,131	259,558
	H33	66,575	66,603	3,690	23,311	7,513	8,666	6,963	22,613	35,183	18,092	259,209
	H34	66,451	66,525	3,670	23,315	7,496	8,651	6,946	22,558	35,216	18,055	258,883
	H35	66,335	66,451	3,650	23,317	7,480	8,637	6,930	22,506	35,248	18,021	258,575
	H36	66,225	66,382	3,632	23,320	7,464	8,623	6,915	22,457	35,278	17,988	258,284
	H37	66,121	66,316	3,615	23,322	7,450	8,610	6,900	22,410	35,306	17,958	258,008
	H38	66,022	66,254	3,599	23,324	7,437	8,598	6,887	22,366	35,333	17,928	257,748
	H39	65,928	66,194	3,584	23,325	7,424	8,586	6,874	22,324	35,358	17,901	257,498
	H40	65,839	66,138	3,569	23,327	7,411	8,575	6,862	22,284	35,383	17,874	257,262
	H41	65,753	66,083	3,555	23,328	7,400	8,564	6,850	22,246	35,406	17,849	257,034
	H42	65,671	66,031	3,542	23,329	7,388	8,554	6,838	22,209	35,429	17,824	256,815
	H43	65,592	65,981	3,529	23,330	7,377	8,544	6,828	22,174	35,450	17,801	256,606

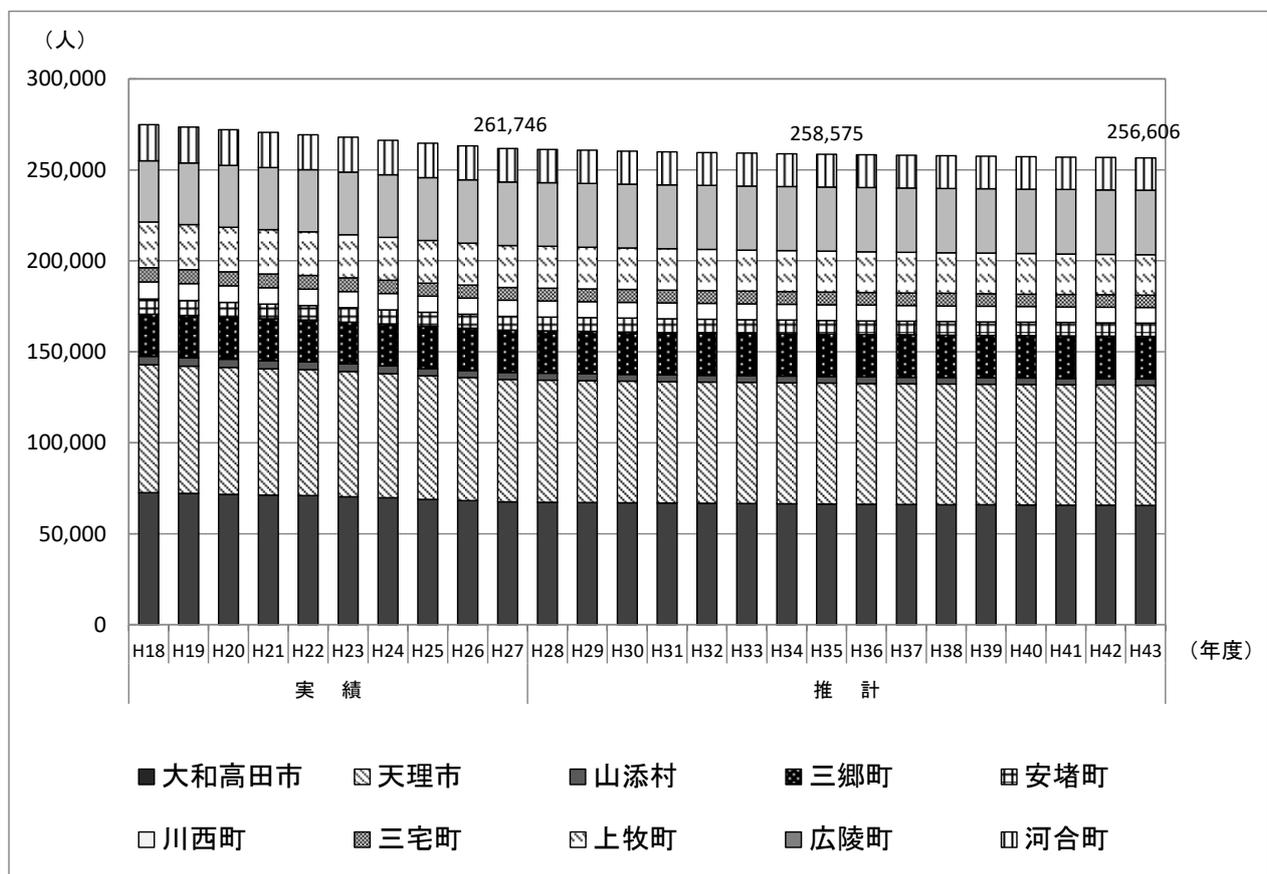


図 6-1 人口の将来予測

## 第2節 ごみ量の将来予測

---

### 1 ごみ総排出量の推計方法

ごみ総排出量の推計の流れを図 6-2 に示します。

ごみ総排出量の推計は、まず、現状の施策（ごみの排出抑制、再資源化）を維持した場合に、ごみ総排出量が将来的にどのように変化するかを推計します（以下「現状のまま推移した場合」という。）。次に、排出抑制、再資源化を促進するための新たな施策等を踏まえ、計画目標年度における排出抑制や再資源化等の数値目標を設定し、その数値目標の達成に向けたごみ総排出量を推計します（以下「数値目標を達成した場合」という。）。

家庭系ごみは人口の変動に関連し、事業系ごみは社会経済状況等に影響されるため、ごみ排出量の推計にあたっては、大きく家庭系ごみと事業系ごみに分け、推計を行いました。また、家庭系ごみについては家庭系ごみ排出量原単位、事業系ごみについては事業系ごみ排出量の年間量を用いて推計を行いました。

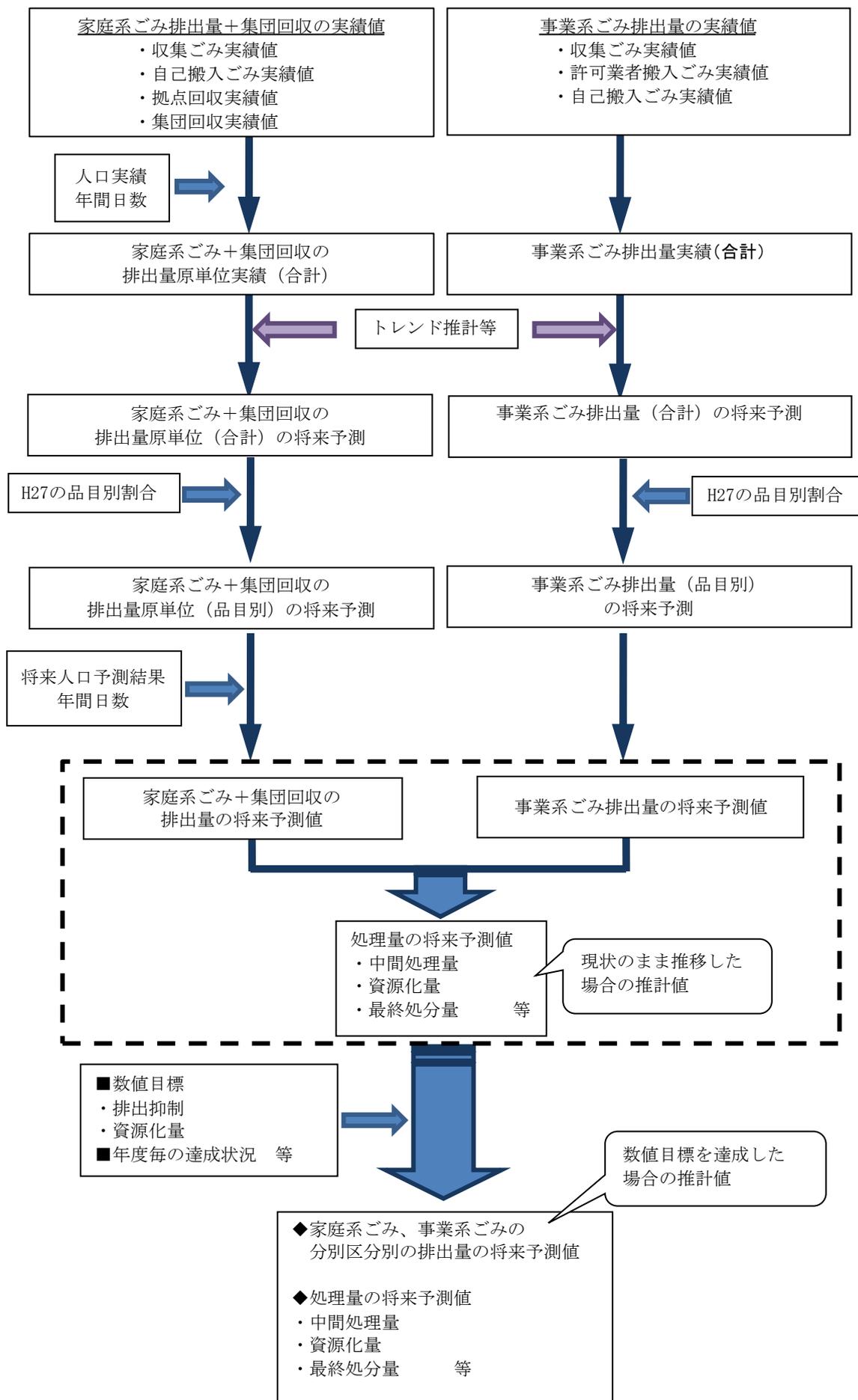


図 6-2 ごみ排出量の推計方法

## 2 現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計

### (1) 推計方法

各構成市町村の現状のまま推移した場合のごみ総排出量を推計するにあたり、「家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位」及び「事業系ごみ排出量」の推計方法を表 6-3 に示します。

過去 10 年間の実績を基に、それぞれトレンド推計法を用いて推計を行いましたが、トレンド推計式のあてはまりが良好でないものや今後の推移として適切でないと判断されたものについては、直近の実績や平均値を採用しました。また、トレンド推計法を採用するにあたっては、トレンド推計式のあてはまりが良く、かつ推計値が実績とかけ離れていない推計値を採用し、トレンド推計法から得た推計値を平成 27 年度の実績値と推計値の差で補正した値を予測値としました。

表 6-3 「家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位」及び「事業系ごみ排出量」の推計方法

		単位	推計方法
大 和 高 田 市	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式
	事業系ごみ排出量	t/年	平成25～27年度の実績の平均値
天 理 市	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式
	事業系ごみ排出量	t/年	平成27年度の実績
山 添 村	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式
	事業系ごみ排出量	t/年	-
三 郷 町	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	平成25～27年度の実績の平均値
	事業系ごみ排出量	t/年	平成25～27年度の実績の平均値
安 堵 町	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 自然対数式
	事業系ごみ排出量	t/年	-
川 西 町	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 分数式
	事業系ごみ排出量	t/年	トレンド推計 分数式
三 宅 町	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式
	事業系ごみ排出量	t/年	トレンド推計 自然対数式
上 牧 町	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式
	事業系ごみ排出量	t/年	平成27年度の実績
広 陵 町	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式
	事業系ごみ排出量	t/年	平成26～27年度の実績の平均値
河 合 町	家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式
	事業系ごみ排出量	t/年	トレンド推計 分数式

### (2) 推計結果

本組合の現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計を表 6-4 に示します。

表 6-4 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推計結果

単位: t/年

分別区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43		
家庭系ごみ+集団回収	収集	可燃ごみ	52,154	50,745	49,047	48,016	46,845	46,905	46,930	46,486	45,952	45,496	45,127	44,825	44,550	44,418	44,061	43,843	43,641	43,565	43,268	43,096	42,937	42,901	42,638	42,500	42,368	42,358	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	4,871	3,807	3,434	3,391	3,252	3,338	3,113	2,830	2,664	2,765	2,737	2,711	2,690	2,677	2,648	2,633	2,614	2,606	2,586	2,574	2,560	2,556	2,536	2,526	2,516	2,511	
		粗大ごみ	1,360	1,056	1,018	1,052	997	894	1,020	1,176	1,054	1,113	1,103	1,097	1,092	1,090	1,082	1,077	1,074	1,073	1,064	1,062	1,059	1,058	1,052	1,050	1,046	1,047	
		資源物	8,204	8,293	7,750	6,911	6,586	6,146	6,380	6,679	7,071	7,071	7,028	6,986	6,947	6,932	6,882	6,855	6,825	6,819	6,777	6,753	6,729	6,726	6,693	6,672	6,655	6,655	
		小計	66,589	63,901	61,249	59,370	57,680	57,282	57,443	57,171	56,741	56,445	55,995	55,619	55,279	55,117	54,673	54,408	54,154	54,063	53,695	53,485	53,285	53,241	52,919	52,748	52,585	52,571	
		自己搬入	可燃ごみ	3,739	3,417	3,364	3,618	3,342	3,290	3,432	3,127	2,824	2,595	2,564	2,544	2,526	2,514	2,493	2,476	2,462	2,457	2,438	2,426	2,417	2,412	2,393	2,385	2,376	2,375
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	264	223	260	235	221	184	224	262	271	287	284	282	280	279	276	273	271	271	269	268	267	266	265	264	263	263	
		粗大ごみ	642	795	589	671	748	703	733	765	859	863	853	848	842	837	831	827	823	821	816	812	808	808	802	799	797	796	
		資源物	3	4	2	2	1	2	1	2	7	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
		小計	4,648	4,438	4,216	4,526	4,312	4,179	4,390	4,156	3,961	3,780	3,736	3,709	3,683	3,665	3,635	3,611	3,591	3,584	3,558	3,541	3,527	3,521	3,495	3,483	3,471	3,469	
		拠点回収	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源物	556	558	539	571	574	534	499	458	448	460	454	451	445	445	440	437	436	434	431	430	427	426	425	422	421	420	
		小計	556	558	539	571	574	534	499	458	448	460	454	451	445	445	440	437	436	434	431	430	427	426	425	422	421	420	
		家庭系ごみ排出量	71,793	68,897	66,004	64,467	62,566	61,995	62,332	61,786	61,150	60,685	60,185	59,779	59,407	59,227	58,748	58,456	58,181	58,081	57,684	57,456	57,239	57,188	56,839	56,653	56,477	56,460	
	集団回収	9,468	9,044	8,416	7,580	7,319	7,106	6,727	6,538	6,138	5,744	5,694	5,653	5,614	5,589	5,543	5,513	5,479	5,466	5,430	5,407	5,382	5,374	5,342	5,321	5,306	5,300		
	小計	9,468	9,044	8,416	7,580	7,319	7,106	6,727	6,538	6,138	5,744	5,694	5,653	5,614	5,589	5,543	5,513	5,479	5,466	5,430	5,407	5,382	5,374	5,342	5,321	5,306	5,300		
	家庭系ごみ+集団回収排出量	81,261	77,941	74,420	72,047	69,885	69,102	69,059	68,323	67,289	66,429	65,879	65,432	65,021	64,816	64,291	63,969	63,660	63,547	63,114	62,863	62,621	62,562	62,181	61,974	61,783	61,760		
事業系ごみ	収集	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	63	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	63	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
		許可業者収集	可燃ごみ	21,849	22,597	21,356	22,999	20,777	20,384	21,449	22,510	20,705	20,641	21,548	21,551	21,553	21,556	21,557	21,560	21,561	21,562	21,564	21,565	21,565	21,566	21,568	21,568	21,569	21,569
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	65	87	115	76	78	84	94	61	37	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
		粗大ごみ	278	293	199	182	162	165	181	154	176	173	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
		資源物	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	22,193	22,979	21,670	23,257	21,017	20,633	21,724	22,725	20,918	20,874	21,798	21,801	21,803	21,806	21,807	21,810	21,811	21,812	21,814	21,815	21,815	21,816	21,818	21,818	21,819	21,819	
		自己搬入	可燃ごみ	5,125	4,930	4,780	4,909	4,937	4,773	3,798	3,850	4,089	3,978	4,133	4,146	4,155	4,165	4,174	4,181	4,188	4,196	4,201	4,207	4,213	4,219	4,223	4,227	4,232	4,237
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	165	147	114	256	214	158	185	184	190	160	165	163	165	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163
		粗大ごみ	129	147	128	96	105	75	80	103	105	105	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
		資源物	8	15	11	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	5,427	5,239	5,033	5,265	5,260	5,006	4,063	4,137	4,384	4,244	4,416	4,427	4,438	4,446	4,455	4,462	4,469	4,477	4,482	4,488	4,494	4,500	4,504	4,508	4,513	4,518	
		事業系ごみ排出量	27,620	28,218	26,703	28,521	26,277	25,639	25,787	26,863	25,365	25,177	26,274	26,288	26,301	26,312	26,322	26,332	26,340	26,349	26,356	26,363	26,369	26,376	26,382	26,386	26,392	26,397	
	ごみ総排出量	108,881	106,159	101,124	100,569	96,162	94,741	94,846	95,186	92,654	91,606	92,154	91,721	91,323	91,129	90,614	90,302	90,001	89,897	89,471	89,227	88,991	88,939	88,564	88,361	88,176	88,158		
	ごみ総排出量原単位(g/人日)	1,085.20	1,060.19	1,018.34	1,017.98	978.27	966.22	975.77	985.45	964.51	956.23	966.48	963.67	961.09	957.89	956.46	954.45	952.47	949.90	949.05	947.48	945.92	943.70	943.16	941.84	940.67	938.67		

※家庭系ごみ/収集/不燃ごみ(有害ごみ含む) : 上牧町の「家庭系ごみ/収集/粗大ごみ」量は、詳細なデータが不明なため、「家庭系ごみ/収集/不燃ごみ(有害ごみ含む)」に含まれている。

※家庭系ごみ/収集及び自己搬入/可燃ごみ : 広陵町の分別項目にある「その他プラスチックごみ」は、「可燃ごみ」に含まれている。

※集団回収 : 過去データ破棄のため、平成18~21年度には、安堵町の量が含まれていない。

※事業系ごみ/収集/可燃ごみ : 過去データ破棄のため、平成18~25年度には、安堵町の量が含まれていない。

※事業系ごみ/自己搬入/可燃ごみ及び不燃ごみ : 過去データ破棄のため、平成18~20年度には、三郷町の量が含まれていない。

※事業系ごみ/許可業者収集/可燃ごみ : 上牧町の「事業系ごみ/許可業者収集量及び自己搬入量」は、分別項目ごとのデータが不明なため、「事業系ごみ/許可業者収集/可燃ごみ」に含まれている。



### 第3節 ごみ処理の基本理念と目標

#### 1 ごみ処理の基本理念

本組合では、ごみ処理広域化の推進のために目指すべき方向として、以下の基本理念を定めます。

**基本理念 排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成**

#### 2 ごみ処理の基本方針

基本理念に基づき、本組合では、以下4つの基本方針を掲げ、各施策を実施していきます。

**基本方針1 排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進**

排出抑制の意義と3Rの優先順位の周知を図り、普及啓発等を通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となっておみ減量化・資源化の強化を図ります。

**基本方針2 ごみ処理サービスの向上**

ごみ処理についての情報提供を十分に行うとともに、住民の目線に立った、ごみ処理サービスの提供に努めます。

**基本方針3 計画的な施設整備の推進**

新ごみ処理施設が稼働するまでは、まだ数年かかるため、既存のごみ処理施設の円滑な運転管理を実施し、新ごみ処理施設の稼働まで適正処理の維持・管理に努めます。

**基本方針4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築**

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や、強靱なごみ処理システムを構築するとともに、安定した最終処分先の継続的確保に努めていきます。

### 3 数値目標

#### (1) 数値目標項目

本組合における平成 43 年度までの数値目標は、表 6-5 に示すとおりとします。

なお、資源化量及び最終処分量については、新ごみ処理施設の処理方式等が決定しておらず、残渣等の推計が困難であることから、収集量ベースでの目標値とします。

表 6-5 本計画の数値目標

数値目標項目	現状	目標値	
	基準年度 (平成 27 年度)	中間目標年度 (平成 35 年度)	目標年度 (平成 43 年度)
①ごみ総排出量原単位	956 g	926 g	901 g
平成 27 年度比	---	-30g 以上	-55g 以上
②ごみ総排出量	91,606 t	87,942 t	84,278 t
平成 27 年度比	---	-4.0 ポイント以上	-8.0 ポイント以上
③資源化率 (収集量ベース)	14.5 %	16.5 %	18.5 %
平成 27 年度比	---	2.0 ポイント以上	4.0 ポイント以上
④最終処分量 (収集量ベース)	11,113 t	10,280 t	6,668 t
平成 27 年度比	---	-7.5 ポイント以上	-40.0 ポイント以上

- ① ごみ総排出量原単位を **55g 以上** 減量する。
- ② ごみ総排出量を **8.0%以上** 減量する。
- ③ 資源化率を **18.5%以上** に向上する。
- ④ 最終処分量を **40.0%以上** 削減する。

## (2) 数値目標

### 1) 数値目標①：ごみ総排出量原単位

現状のまま推移した場合、ごみ総排出量原単位は微かに減少していく予測となっておりますが、循環型社会実現を達成するため、本計画では更なる減量を目指します。

また、構成市町村によっては、ごみ処理の広域化に合わせて、事業系ごみの受入れ範囲を拡大することから、事業系ごみの増加を見据えた目標値を設定する必要があります。

本計画では中間目標年度である平成 35 年度には 926g 以下（30g 以上削減）、平成 43 年度には 901g 以下（55g 以上削減）にすることを目指します（図 6-3）。

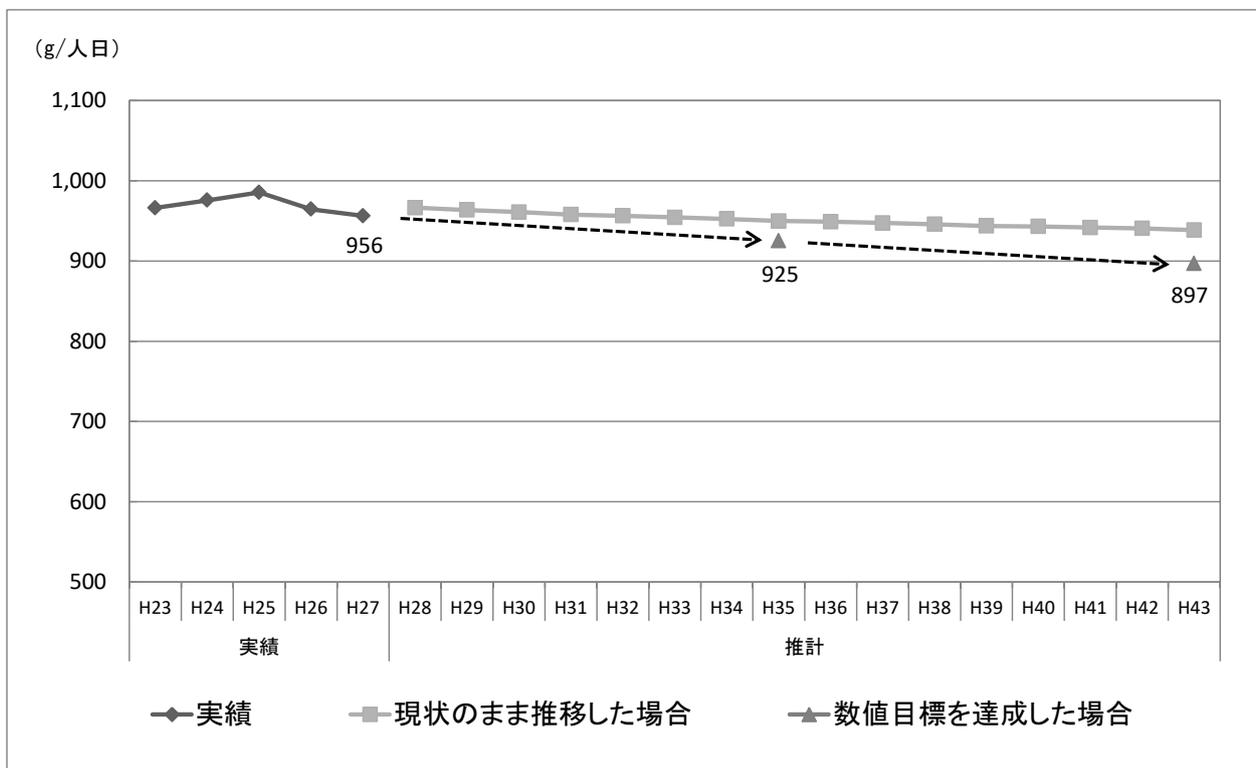


図 6-3 ごみ総排出量原単位の目標

## 2) 数値目標②：ごみ総排出量

ごみ総排出量原単位と人口が減少していく予測となっていることを踏まえ、本計画では、中間目標年度である平成 35 年度には 87,942t 以下（4.0 ポイント以上削減）、平成 43 年度には 84,278t 以下（8.0 ポイント以上削減）に減量することを目指します（図 6-4）。

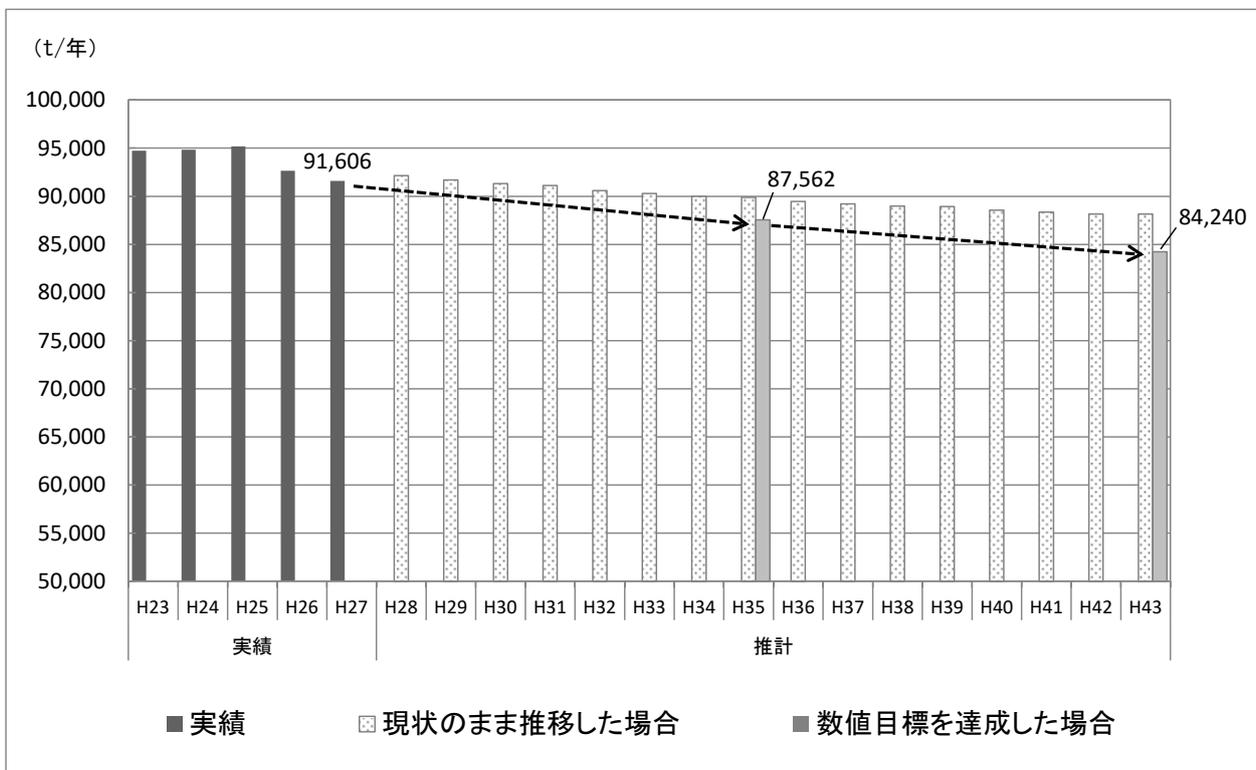


図 6-4 ごみ総排出量の目標

### 3) 数値目標③：資源化率（収集量ベース）

本組合では、今後の広域処理に向けての分別区分の統一化に伴い、可燃ごみや不燃ごみとして処理されていたものが資源物として回収されることから、資源化量の増加が見込まれます。

本計画では、ごみ総排出量の目標値等を踏まえ、中間目標年度である平成 35 年度には 16.5%以上（2.0 ポイント以上増加）、平成 43 年度には 18.5%以上（4.0 ポイント以上増加）とすることを目指します（図 6-5）。

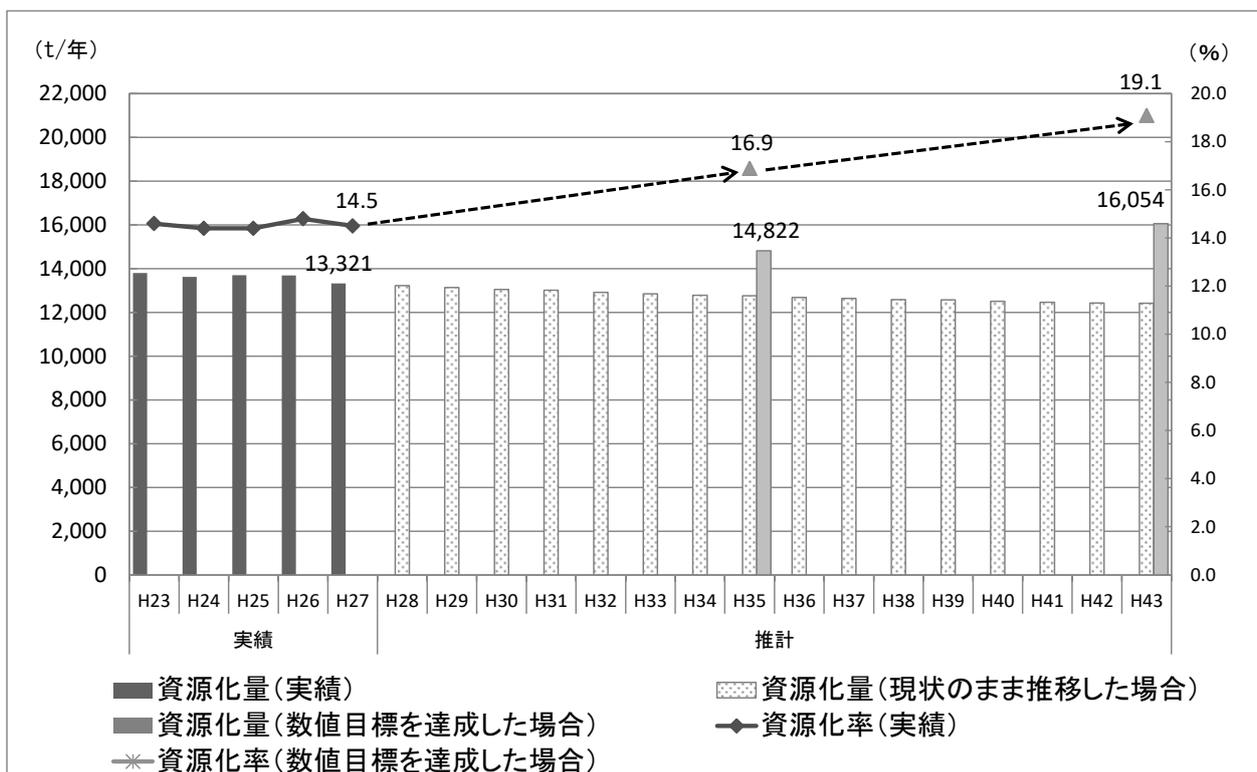


図 6-5 資源化率（収集量ベース）の目標

#### 4) 数値目標④：最終処分量（収集量ベース）

最終処分量は、一般にごみ処理技術によって変わってくるため、新ごみ処理施設のごみ処理技術が決定していない現段階においては、予測することは困難です。そこで、新奈良県廃棄物処理計画において、平成 29 年度における焼却による焼却灰生成率の目標を 10.3%と設定していることを参考に、本組合においても、焼却対象ごみの削減に努める等し、平成 43 年度における焼却による焼却残渣等の生成率を 10.3%とすることを目指します。

本計画では、中間目標年度である平成 35 年度には 10,280t 以下（7.5 ポイント以上削減）、平成 43 年度には 6,668t 以下（40.0 ポイント以上削減）とすることを目指します（図 6-6）。

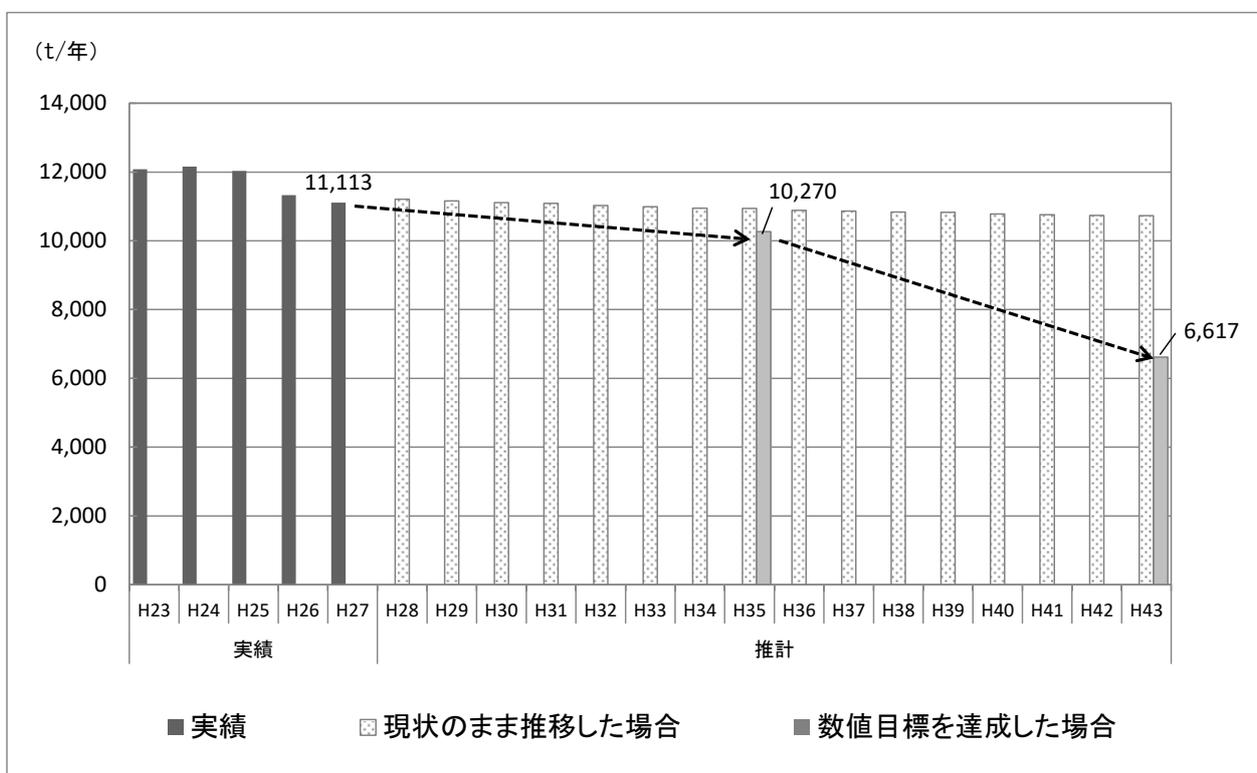


図 6-6 最終処分量（収集量ベース）の目標

### (3) 国等の減量化目標との比較

本計画の数値目標と「第三次循環型社会形成推進基本計画」に示されている目標（以下「国の目標」という。）及び「新奈良県廃棄物処理計画」（以下「県の目標」という。）との比較を表 6-6 に示します。

資源ごみを除く家庭系ごみ排出量原単位は、平成 32 年度時点で 517g/人日と、国の目標の 500g/人日をやや上回る目標としています。減量施策の中には、実施を予定しているものの、現時点では詳細が決まっていない施策が多くあることから、これらの施策の実施により、さらなる減量を目指します。

事業系ごみについては、国の目標（平成 12 年度比で約 35%減）より低い目標値を設定しています。事業系ごみの過去の実績を見ても増減を繰り返していることから、今後も大幅に減少する見込みがないことや、構成市町村によってはごみ処理の広域化に合わせて、事業系ごみの受入れ範囲を拡大することが影響し、国及び県の数値目標を達成するのは難しい状況となっています。また、その影響受け、ごみ総排出量原単位についても、国及び県の数値目標を上回る目標値としています。

資源化率は、県の目標の 25%より 10 ポイント低く、最終処分率は、県の目標より 5 ポイント高い目標としています。平成 27 年度の実績から、県の目標を達成するのは困難な状況にありますが、平成 35 年度からの新ごみ処理施設の稼働に伴い、分別の区分の変更による資源化量の増加や大幅な最終処分量の削減を目指します。

表 6-6 国等の減量化目標との比較

		数値目標を達成した場合					国の目標	県の目標
		実績値	推計値					
			平成27年度	平成29年度	平成32年度	平成35年度	平成43年度	平成32年度
原 単 位	家庭系ごみ排出量	693 g	684 g	669 g	656 g	629 g	-	-
	内資源ごみを除く	554 g	538 g	517 g	501 g	462 g	平成12年度比 約25%減 (約500g)	-
	ごみ総排出量	956 g	958 g	941 g	925 g	897 g	平成12年度比 約25%減 (約890g)	870 g
ごみ総排出量		91,606 t	91,136 t	89,170 t	87,562 t	84,240 t	-	-
家庭系ごみ排出量		60,685 t	59,403 t	57,826 t	56,492 t	53,593 t	-	-
増減率(平成27年度比)		-	-2.1 %	-4.7 %	-6.9 %	-11.7 %	-	-
事業系ごみ排出量		25,177 t	26,080 t	25,801 t	25,460 t	25,212 t	-	-
増減率(平成27年度比)		-	+3.6 %	+2.5 %	+1.1 %	+0.1 %	平成12年度比 約35%減	-
資源化量(収集量ベース)		13,321 t	13,941 t	14,571 t	14,822 t	16,054 t	-	-
資源化率(収集量ベース)		14.5 %	15.3 %	16.3 %	16.9 %	19.1 %	-	25.0 %
最終処分量(収集量ベース)		11,113 t	10,963 t	10,587 t	10,270 t	6,617 t	-	-
増減率(平成27年度比)		-	-1.3 %	-4.7 %	-7.6 %	-40.5 %	-	-
焼却量に対する最終処分率		15.3 %	15.3 %	15.2 %	15.1 %	10.4 %	-	10.3 %

## 4 数値目標を達成した場合のごみ総排出量推計

### (1) 推計結果

本組合の数値目標を達成した場合のごみ総排出量推計を表 6-7 に示します。



表 6-7 数値目標を達成した場合のごみ総排出量の推計結果

単位：t/年

分別区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43		
家庭系ごみ+集団回収	収集	可燃ごみ	52,154	50,745	49,047	48,016	46,845	46,905	46,930	46,486	45,952	45,496	44,864	43,945	42,987	42,605	42,072	41,702	41,165	40,935	39,423	38,990	38,568	38,384	37,993	37,719	37,447	37,287	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	4,871	3,807	3,434	3,391	3,252	3,338	3,113	2,830	2,664	2,765	2,705	2,603	2,529	2,497	2,465	2,413	2,321	2,301	2,320	2,290	2,260	2,247	2,225	2,209	2,194	2,185	
		粗大ごみ	1,360	1,056	1,018	1,052	997	894	1,020	1,176	1,054	1,113	1,100	1,072	1,061	1,044	1,031	1,024	958	946	911	903	893	891	883	878	872	870	
		資源物	8,204	8,293	7,750	6,911	6,586	6,146	6,380	6,679	7,071	7,071	7,144	7,648	8,176	8,267	8,205	8,171	8,308	8,323	9,357	9,466	9,576	9,575	9,527	9,500	9,473	9,482	
		小計	66,589	63,901	61,249	59,370	57,680	57,282	57,443	57,171	56,741	56,445	55,813	55,268	54,753	54,413	53,773	53,310	52,752	52,505	52,011	51,649	51,297	51,097	50,628	50,306	49,986	49,824	
	自己搬入	可燃ごみ	3,739	3,417	3,364	3,618	3,342	3,290	3,432	3,127	2,824	2,595	2,550	2,478	2,394	2,368	2,331	2,307	2,285	2,272	2,239	2,219	2,202	2,189	2,167	2,153	2,137	2,128	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	264	223	260	235	221	184	224	262	271	287	282	268	251	245	242	240	236	235	233	230	228	227	225	224	222	222	
		粗大ごみ	642	795	589	671	748	703	733	765	859	863	849	839	828	818	807	799	772	764	751	743	736	732	723	717	710	706	
		資源物	3	4	2	2	1	2	1	2	7	35	41	98	167	182	189	189	210	214	222	223	224	224	223	223	220	221	
		小計	4,648	4,438	4,216	4,526	4,312	4,179	4,390	4,156	3,961	3,780	3,722	3,683	3,640	3,613	3,569	3,535	3,503	3,485	3,446	3,416	3,391	3,373	3,339	3,318	3,290	3,278	
	拠点回収	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源物	556	558	539	571	574	534	499	458	448	460	455	452	446	456	484	505	504	502	503	502	497	496	495	493	492	491	
		小計	556	558	539	571	574	534	499	458	448	460	455	452	446	456	484	505	504	502	503	502	497	496	495	493	492	491	
	家庭系ごみ排出量	71,793	68,897	66,004	64,467	62,566	61,995	62,332	61,786	61,150	60,685	59,990	59,403	58,839	58,482	57,826	57,350	56,759	56,492	55,959	55,566	55,185	54,966	54,462	54,117	53,768	53,593		
	集団回収	9,468	9,044	8,416	7,580	7,319	7,106	6,727	6,538	6,138	5,744	5,694	5,653	5,614	5,589	5,543	5,513	5,623	5,610	5,572	5,548	5,522	5,513	5,480	5,458	5,442	5,435		
	小計	9,468	9,044	8,416	7,580	7,319	7,106	6,727	6,538	6,138	5,744	5,694	5,653	5,614	5,589	5,543	5,513	5,623	5,610	5,572	5,548	5,522	5,513	5,480	5,458	5,442	5,435		
	家庭系ごみ+集団回収排出量	81,261	77,941	74,420	72,047	69,885	69,102	69,059	68,323	67,289	66,429	65,684	65,056	64,453	64,071	63,369	62,863	62,382	62,102	61,531	61,114	60,707	60,479	59,942	59,575	59,210	59,028		
	事業系ごみ	収集	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	63	60	60	60	60	59	59	59	59	59	58	48	46	44	44	44	44	44	44
			不燃ごみ(有害ごみ含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	63	60	60	60	59	59	59	59	59	58	48	46	44	44	44	44	44	44
		許可業者収集	可燃ごみ	21,849	22,597	21,356	22,999	20,777	20,384	21,449	22,510	20,705	20,641	21,450	21,354	21,259	21,177	21,091	20,985	20,869	20,784	20,800	20,694	20,592	20,508	20,420	20,337	20,252	20,164
			不燃ごみ(有害ごみ含む)	65	87	115	76	78	84	94	61	37	60	60	60	59	59	59	59	59	59	64	64	64	64	64	64	63	63
			粗大ごみ	278	293	199	182	162	165	181	154	176	173	189	188	187	186	186	185	183	182	211	209	208	207	206	204	204	203
			資源物	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11	23	35	35	35	35	35	35	208	228	245	245	245	245	245	245
小計			22,193	22,979	21,670	23,257	21,017	20,633	21,724	22,725	20,918	20,874	21,710	21,625	21,540	21,457	21,371	21,264	21,146	21,060	21,283	21,195	21,109	21,024	20,935	20,849	20,764	20,675	
自己搬入		可燃ごみ	5,125	4,930	4,780	4,909	4,937	4,773	3,798	3,850	4,089	3,978	4,110	4,061	4,007	4,000	3,993	3,985	3,956	3,945	4,072	4,058	4,044	4,033	4,021	4,008	3,996	3,986	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	165	147	114	256	214	158	185	184	190	160	165	161	162	159	159	158	157	157	162	162	162	161	161	160	160	159	
		粗大ごみ	129	147	128	96	105	75	80	103	105	105	117	117	116	115	115	114	113	113	187	186	185	184	182	181	181	180	
		資源物	8	15	11	4	3	0	0	0	0	0	7	56	104	104	104	104	124	127	159	162	166	167	167	167	168	168	
		小計	5,427	5,239	5,033	5,265	5,260	5,006	4,063	4,137	4,384	4,244	4,399	4,395	4,389	4,378	4,371	4,361	4,350	4,342	4,580	4,568	4,557	4,545	4,531	4,516	4,505	4,493	
事業系ごみ排出量	27,620	28,218	26,703	28,521	26,277	25,639	25,787	26,863	25,365	25,177	26,169	26,080	25,988	25,894	25,801	25,684	25,555	25,460	25,911	25,809	25,710	25,613	25,510	25,409	25,313	25,212			
ごみ総排出量	108,881	106,159	101,124	100,569	96,162	94,741	94,846	95,186	92,654	91,606	91,853	91,136	90,441	89,966	89,170	88,547	87,937	87,562	87,442	86,923	86,417	86,092	85,452	84,984	84,523	84,240			
ごみ総排出量原単位(g/人日)	1,085.20	1,060.19	1,018.34	1,017.98	978.27	966.22	975.77	985.45	964.51	956.23	963.33	957.53	951.81	945.66	941.22	935.91	930.62	925.23	927.54	923.02	918.57	913.50	910.03	905.85	901.70	896.95			

※家庭系ごみ/収集/不燃ごみ(有害ごみ含む)：上牧町の「家庭系ごみ/収集/粗大ごみ」量は、詳細なデータが不明なため、「家庭系ごみ/収集/不燃ごみ(有害ごみ含む)」に含まれている。

※家庭系ごみ/収集及び自己搬入/可燃ごみ：広陵町の分別項目にある「その他プラスチックごみ」は、「可燃ごみ」に含まれている。

※集団回収：過去データ破棄のため、平成18～21年度には、安堵町の量が含まれていない。

※事業系ごみ/収集/可燃ごみ：過去データ破棄のため、平成18～25年度には、安堵町の量が含まれていない。

※事業系ごみ/自己搬入/可燃ごみ及び不燃ごみ：過去データ破棄のため、平成18～20年度には、三郷町の量が含まれていない。

※事業系ごみ/許可業者収集/可燃ごみ：上牧町の「事業系ごみ/許可業者収集量及び自己搬入量」は、分別項目ごとのデータが不明なため、「事業系ごみ/許可業者収集/可燃ごみ」に含まれている。



(2) ごみ排出量

1) 家庭系ごみ排出量

本組合の家庭系ごみ排出量（集団回収含む）の推計結果を表 6-8 及び図 6-7 に示します。

表 6-8 家庭系ごみ排出量（集団回収含む）の推計結果

		単位:t/年										
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実績	H23	17,351	16,969	852	6,665	2,329	2,349	2,172	5,820	9,131	5,465	69,103
	H24	17,317	16,895	860	7,005	2,369	2,374	2,022	5,622	8,967	5,627	69,058
	H25	17,021	16,778	897	7,217	2,413	2,280	1,948	5,321	9,142	5,306	68,323
	H26	17,098	16,209	884	7,018	2,456	2,261	1,782	5,264	9,154	5,162	67,288
	H27	16,713	16,099	894	6,981	2,553	2,242	1,795	5,209	9,021	4,922	66,429
推計	H28	16,455	15,876	890	7,071	2,553	2,220	1,754	5,102	8,923	4,839	65,683
	H29	16,259	15,711	886	7,058	2,556	2,206	1,727	5,020	8,854	4,778	65,055
	H30	16,072	15,565	882	7,044	2,559	2,191	1,696	4,942	8,784	4,717	64,452
	H31	15,939	15,469	883	7,049	2,565	2,185	1,671	4,885	8,747	4,678	64,071
	H32	15,727	15,293	876	7,016	2,559	2,166	1,644	4,804	8,669	4,614	63,368
	H33	15,567	15,166	873	7,000	2,559	2,154	1,621	4,743	8,613	4,566	62,862
	H34	15,413	15,045	870	6,985	2,557	2,142	1,599	4,690	8,561	4,520	62,382
	H35	15,309	14,973	869	6,987	2,561	2,139	1,587	4,650	8,535	4,492	62,102
	H36	15,133	14,823	865	6,966	2,561	2,124	1,568	4,585	8,467	4,440	61,532
	H37	14,996	14,719	862	6,953	2,562	2,116	1,548	4,538	8,417	4,404	61,115
	H38	14,865	14,617	860	6,942	2,561	2,106	1,530	4,489	8,372	4,366	60,708
	H39	14,778	14,561	859	6,946	2,565	2,104	1,515	4,457	8,352	4,343	60,480
	H40	14,612	14,426	855	6,914	2,556	2,090	1,499	4,404	8,288	4,299	59,943
	H41	14,490	14,335	852	6,900	2,553	2,082	1,486	4,364	8,245	4,269	59,576
	H42	14,369	14,245	849	6,887	2,549	2,073	1,472	4,323	8,206	4,238	59,211
	H43	14,293	14,202	849	6,891	2,554	2,072	1,461	4,297	8,190	4,220	59,029

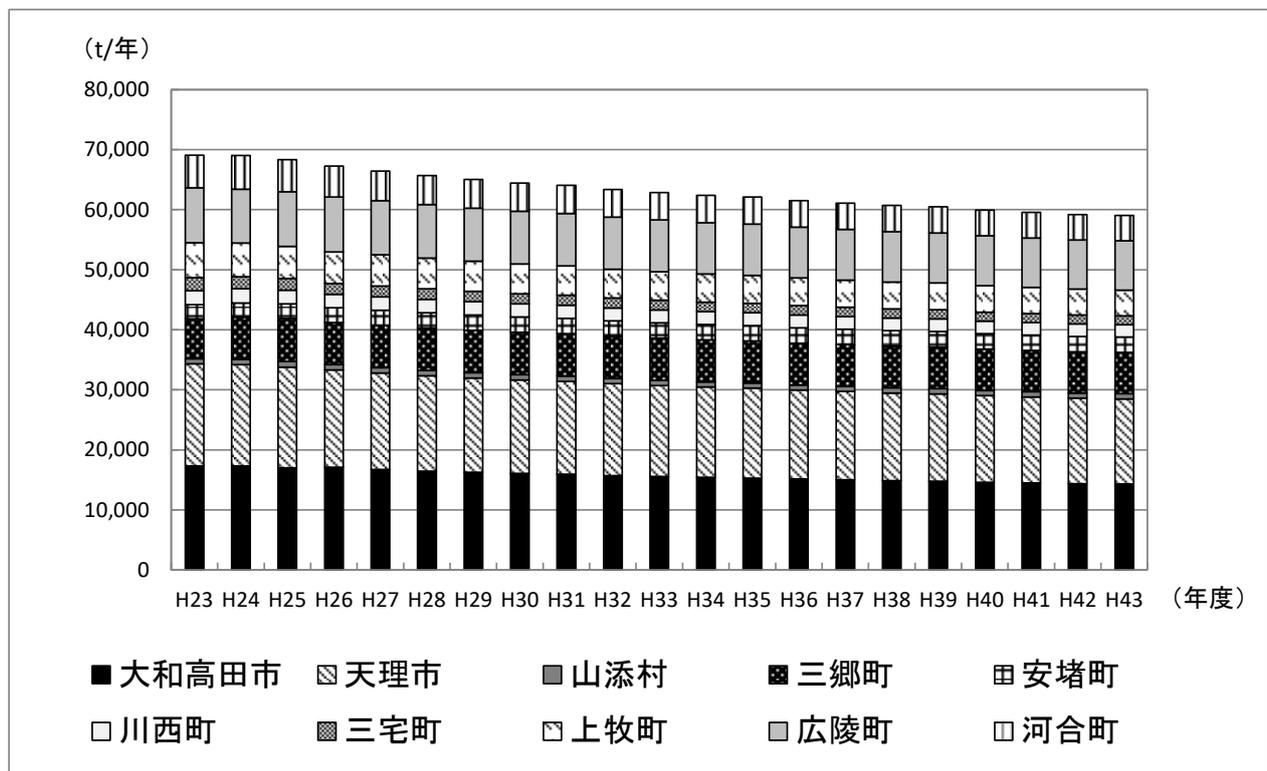


図 6-7 家庭系ごみ排出量（集団回収含む）の推計結果

2) 事業系ごみ排出量

本組合の事業系ごみ排出量の推計結果を表 6-9 及び図 6-8 に示します。

表 6-9 事業系ごみ排出量の推計結果

		単位:t/年										
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実 績	H23	9,715	8,193	0	1,624	0	487	199	1,739	1,646	2,036	25,639
	H24	10,542	7,622	0	1,498	0	346	145	1,839	1,666	2,129	25,787
	H25	11,186	7,990	0	1,527	0	357	150	2,071	1,630	1,951	26,862
	H26	8,985	8,358	0	1,559	63	431	250	2,243	1,521	1,955	25,365
	H27	8,540	8,749	0	1,457	60	394	206	2,234	1,531	2,006	25,177
推 計	H28	9,515	8,723	0	1,509	60	396	214	2,227	1,521	2,004	26,169
	H29	9,460	8,698	0	1,505	60	397	223	2,220	1,516	2,001	26,080
	H30	9,405	8,671	0	1,501	59	399	230	2,213	1,512	1,998	25,988
	H31	9,349	8,646	0	1,495	59	400	236	2,206	1,507	1,996	25,894
	H32	9,295	8,620	0	1,491	59	401	242	2,199	1,502	1,992	25,801
	H33	9,240	8,593	0	1,487	59	401	247	2,171	1,497	1,989	25,684
	H34	9,184	8,567	0	1,482	59	401	253	2,087	1,538	1,984	25,555
	H35	9,130	8,541	0	1,477	58	402	258	2,081	1,533	1,980	25,460
	H36	9,077	8,515	192	1,476	300	384	354	2,108	1,528	1,977	25,911
	H37	9,022	8,489	191	1,472	297	383	358	2,101	1,523	1,973	25,809
	H38	8,968	8,463	190	1,469	294	383	362	2,095	1,518	1,968	25,710
	H39	8,913	8,438	190	1,464	294	383	366	2,088	1,513	1,964	25,613
	H40	8,857	8,412	188	1,461	292	383	368	2,081	1,508	1,960	25,510
	H41	8,802	8,386	188	1,456	291	382	371	2,074	1,503	1,956	25,409
	H42	8,749	8,360	188	1,452	291	382	374	2,067	1,498	1,952	25,313
	H43	8,694	8,334	187	1,448	291	382	376	2,060	1,493	1,947	25,212

※山添村：平成23～35年度 事業系ごみを受け入れていない。  
 ※安堵町：平成28～35年度 基本的に事業系ごみを受け入れていないが、一部収集を行っている。

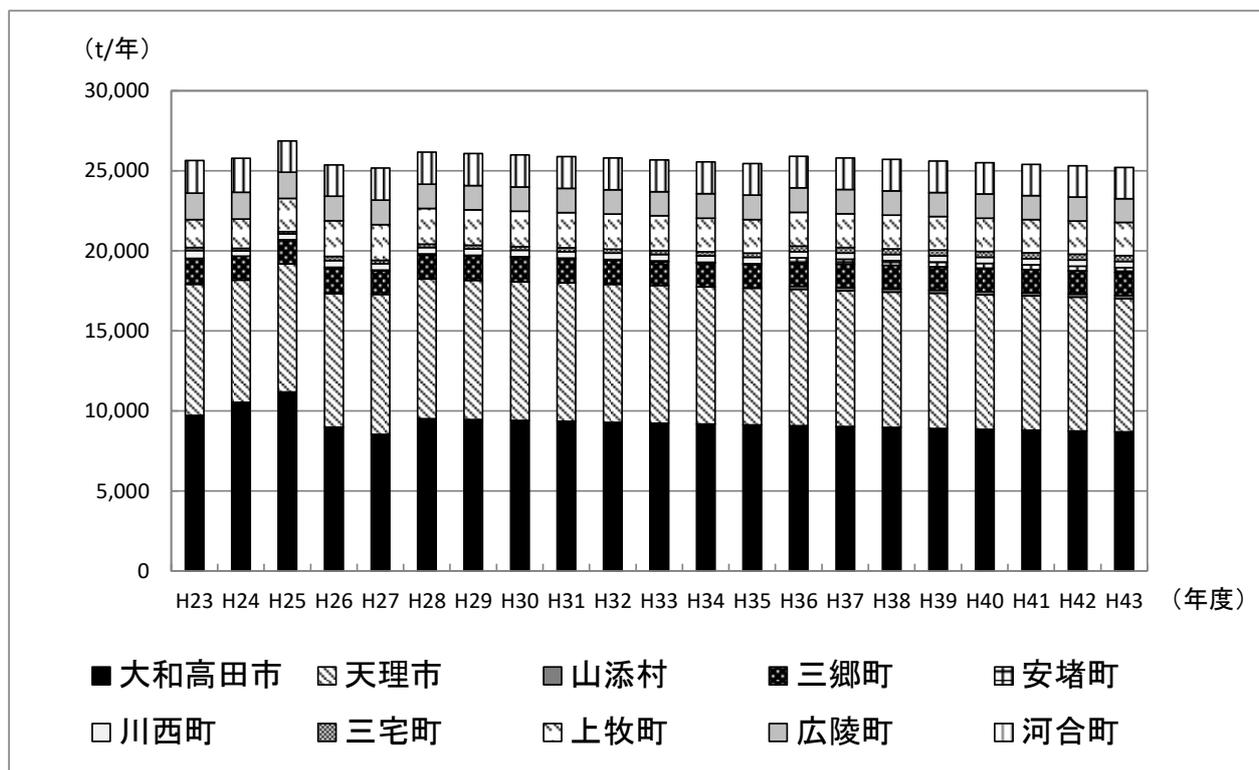


図 6-8 事業系ごみ排出量の推計結果

3) ごみ総排出量

本組合のごみ総排出量の推計結果を表 6-10 及び図 6-9 に示します。

表 6-10 ごみ総排出量の推計結果

		単位:t/年										
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実績	H23	27,066	25,162	852	8,289	2,329	2,836	2,371	7,559	10,777	7,501	94,741
	H24	27,859	24,517	860	8,503	2,369	2,719	2,167	7,461	10,633	7,757	94,845
	H25	28,207	24,768	897	8,744	2,413	2,637	2,098	7,392	10,772	7,258	95,186
	H26	26,083	24,567	884	8,577	2,519	2,692	2,032	7,507	10,675	7,117	92,654
	H27	25,253	24,848	894	8,438	2,613	2,636	2,001	7,443	10,552	6,928	91,606
	H28	25,970	24,599	890	8,580	2,613	2,617	1,968	7,329	10,444	6,843	91,854
	H29	25,719	24,409	886	8,563	2,616	2,603	1,950	7,240	10,370	6,779	91,136
推計	H30	25,477	24,236	882	8,545	2,618	2,590	1,926	7,155	10,296	6,715	90,441
	H31	25,288	24,115	883	8,544	2,624	2,585	1,907	7,091	10,254	6,674	89,965
	H32	25,022	23,913	876	8,507	2,618	2,567	1,886	7,003	10,171	6,606	89,170
	H33	24,807	23,759	873	8,487	2,618	2,555	1,868	6,914	10,110	6,555	88,547
	H34	24,597	23,612	870	8,467	2,616	2,543	1,852	6,777	10,099	6,504	87,936
	H35	24,439	23,514	869	8,464	2,619	2,541	1,845	6,731	10,068	6,472	87,562
	H36	24,210	23,338	1,057	8,442	2,861	2,508	1,922	6,693	9,995	6,417	87,443
	H37	24,018	23,208	1,053	8,425	2,859	2,499	1,906	6,639	9,940	6,377	86,924
	H38	23,833	23,080	1,050	8,411	2,855	2,489	1,892	6,584	9,890	6,334	86,417
	H39	23,691	22,999	1,049	8,410	2,859	2,487	1,881	6,545	9,865	6,307	86,092
	H40	23,469	22,838	1,043	8,375	2,848	2,473	1,867	6,485	9,796	6,259	85,452
	H41	23,292	22,721	1,040	8,356	2,844	2,464	1,857	6,438	9,748	6,225	84,984
	H42	23,118	22,605	1,037	8,339	2,840	2,455	1,846	6,390	9,704	6,190	84,523
	H43	22,987	22,536	1,036	8,339	2,845	2,454	1,837	6,357	9,683	6,167	84,240

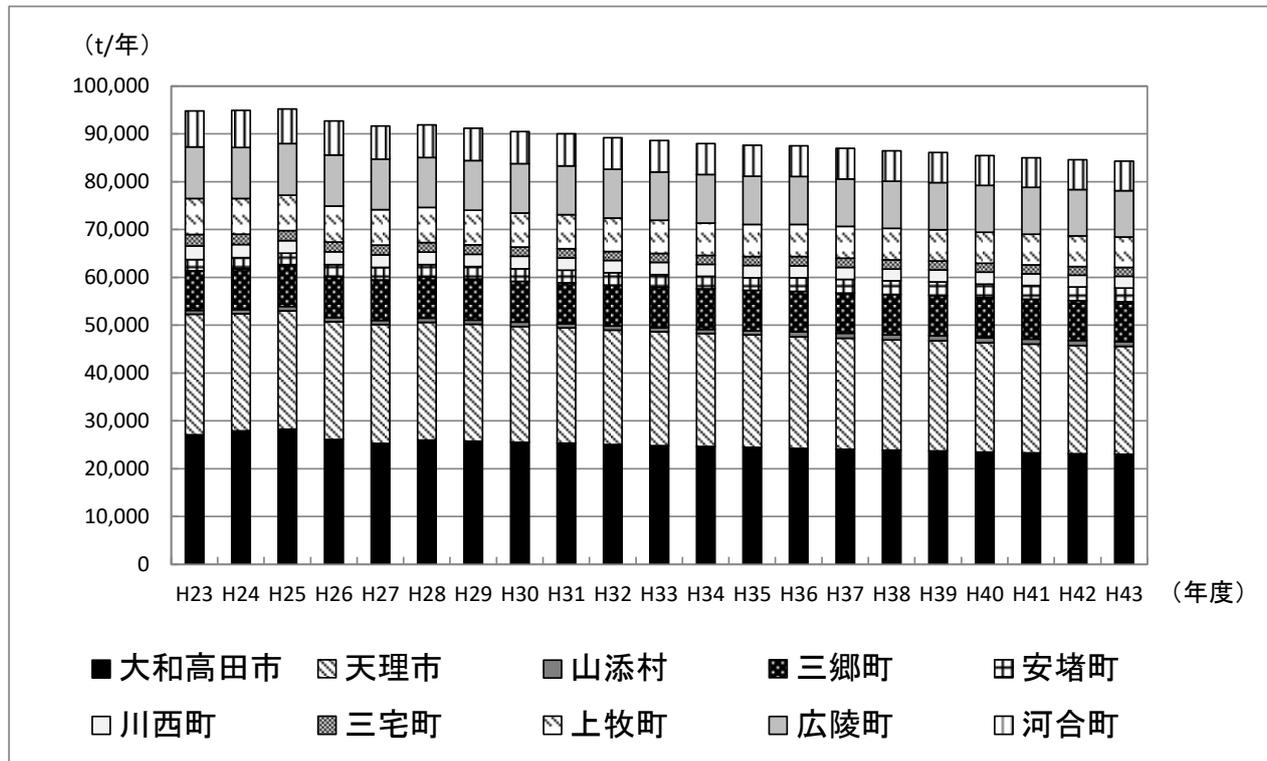


図 6-9 ごみ総排出量の推計結果

(3) ごみ総排出量原単位

本組合のごみ総排出量原単位の推計結果を表 6-11 及び図 6-10 に示します。

表 6-11 ごみ総排出量原単位の推計結果

		単位:g/人日										
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実績	H23	1,050.71	998.67	553.27	980.01	798.49	875.64	866.99	868.32	857.42	1,069.48	966.23
	H24	1,094.31	983.65	573.14	1,005.30	823.62	837.20	806.98	869.32	846.13	1,118.21	975.76
	H25	1,121.18	1000.88	609.51	1,033.78	847.72	817.80	790.86	866.08	853.72	1,053.31	985.45
	H26	1,047.70	995.50	614.65	1,014.10	888.89	839.59	774.18	891.59	840.78	1,046.47	964.51
	H27	1,021.58	1010.13	634.10	997.65	933.68	819.76	770.36	882.37	825.52	1,029.96	956.23
	H28	1,056.54	1004.60	638.31	1,009.83	939.61	818.13	762.74	874.62	818.10	1,023.40	963.33
	H29	1,049.12	998.51	640.64	1,007.39	943.79	816.18	758.33	867.02	811.19	1,016.77	957.52
推計	H30	1,041.79	992.97	642.50	1,004.93	947.38	813.97	751.45	859.62	804.39	1,009.88	951.80
	H31	1,033.58	986.72	645.76	1,001.81	949.59	811.95	744.23	852.14	797.98	1,003.37	945.66
	H32	1,027.68	982.44	646.55	999.99	952.41	810.09	740.17	846.26	792.83	998.27	941.22
	H33	1,020.87	977.33	648.18	997.51	954.69	807.88	735.00	837.73	787.27	992.69	935.90
	H34	1,014.12	972.42	649.47	994.99	956.13	805.48	730.30	823.03	785.66	986.97	930.62
	H35	1,006.61	966.82	650.50	991.83	956.65	803.95	727.26	817.11	780.40	981.28	925.22
	H36	1,001.57	963.21	797.33	991.84	1,050.15	796.76	761.36	816.49	776.20	977.39	927.54
	H37	995.19	958.80	798.04	989.76	1,051.39	795.11	756.66	811.61	771.32	972.91	923.02
	H38	989.00	954.40	799.31	988.03	1,051.76	793.04	752.52	806.46	766.85	967.96	918.57
	H39	981.82	949.31	799.70	985.17	1,052.19	791.34	747.51	800.99	762.29	962.65	913.50
	H40	976.60	946.05	800.65	983.67	1,052.86	790.05	745.27	797.25	758.49	959.37	910.03
	H41	970.51	941.99	801.50	981.40	1,052.94	788.19	742.58	792.82	754.29	955.50	905.85
	H42	964.46	937.92	802.12	979.36	1,053.17	786.23	739.47	788.22	750.39	951.45	901.70
	H43	957.53	933.20	802.10	976.64	1,053.71	784.67	734.93	783.25	746.28	946.53	896.96

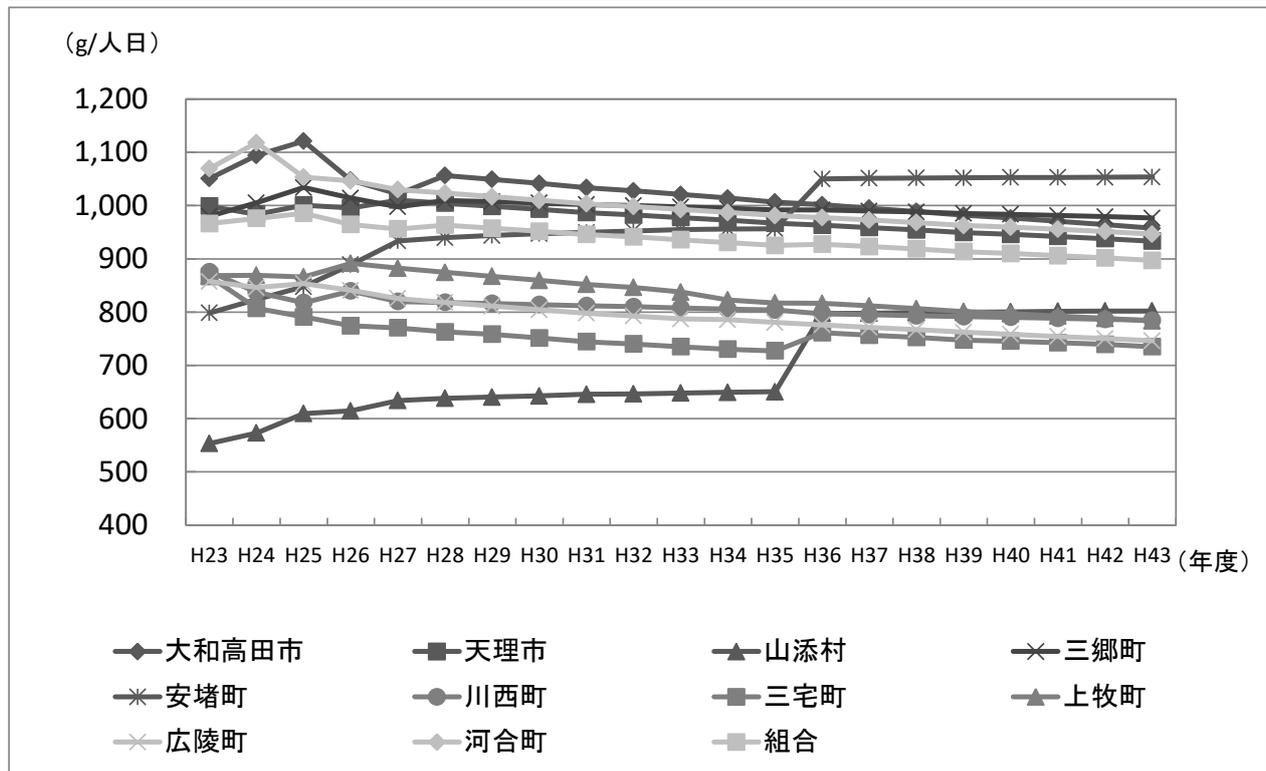


図 6-10 ごみ総排出量原単位の推計結果

(4) 中間処理量 (収集量ベース)

1) 可燃ごみ (焼却量または炭化量)

本組合の可燃ごみの処理量 (収集量ベース) の推計結果を表 6-12 及び図 6-11 に示します。

なお、可燃ごみの処理量については、新ごみ処理施設の処理方式等が決定しておらず、残渣等の推計が困難であることから、収集量ベースでの推計とします。

表 6-12 可燃ごみの処理量 (収集量ベース) の推計結果

		単位:t/年										組合
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	
実績	H23	22,426	21,223	600	7,007	2,020	2,204	1,872	5,384	6,812	5,728	75,277
	H24	23,268	20,853	623	7,294	2,022	2,087	1,793	5,362	6,795	6,070	76,168
	H25	23,601	21,174	674	6,770	2,083	2,039	1,669	5,457	6,792	5,672	75,931
	H26	21,081	21,368	655	6,589	2,198	2,153	1,662	5,630	6,644	5,599	73,580
	H27	20,497	21,764	664	6,259	2,307	2,096	1,609	5,561	6,576	5,396	72,730
推計	H28	21,240	21,500	660	6,302	2,303	2,080	1,584	5,484	6,505	5,335	72,993
	H29	21,028	20,842	657	6,220	2,305	2,069	1,571	5,422	6,457	5,287	71,858
	H30	20,824	20,121	654	6,137	2,305	2,059	1,551	5,364	6,411	5,241	70,667
	H31	20,658	19,912	654	6,131	2,311	2,054	1,542	5,318	6,380	5,210	70,170
	H32	20,436	19,750	649	6,100	2,305	2,041	1,524	5,258	6,325	5,120	69,508
	H33	20,252	19,623	647	6,081	2,303	2,030	1,510	5,189	6,284	5,082	69,001
	H34	20,072	19,502	644	6,063	2,301	2,021	1,382	4,976	6,425	5,045	68,431
	H35	19,927	19,416	643	6,056	2,303	2,018	1,360	4,949	6,399	5,020	68,091
	H36	19,515	19,273	812	5,479	1,985	1,890	1,421	4,906	6,349	4,956	66,586
	H37	19,322	19,161	809	5,392	1,930	1,881	1,411	4,866	6,312	4,926	66,010
	H38	19,134	19,055	807	5,308	1,875	1,872	1,403	4,829	6,276	4,894	65,453
	H39	19,004	18,981	806	5,302	1,877	1,869	1,395	4,800	6,254	4,873	65,161
	H40	18,817	18,849	800	5,274	1,868	1,857	1,383	4,757	6,207	4,836	64,648
	H41	18,662	18,751	798	5,257	1,864	1,849	1,375	4,724	6,174	4,810	64,264
	H42	18,509	18,653	795	5,240	1,860	1,842	1,366	4,690	6,141	4,783	63,879
	H43	18,387	18,586	794	5,235	1,861	1,839	1,359	4,665	6,122	4,764	63,612

※河合町：粗大ごみ処理施設からの残渣量を含む。  
 ※上牧町：平成28～35年度については、民間処理業者に処理を委託する予定である。  
 ※広陵町：平成34～35年度については、民間処理業者に処理を委託する予定である。

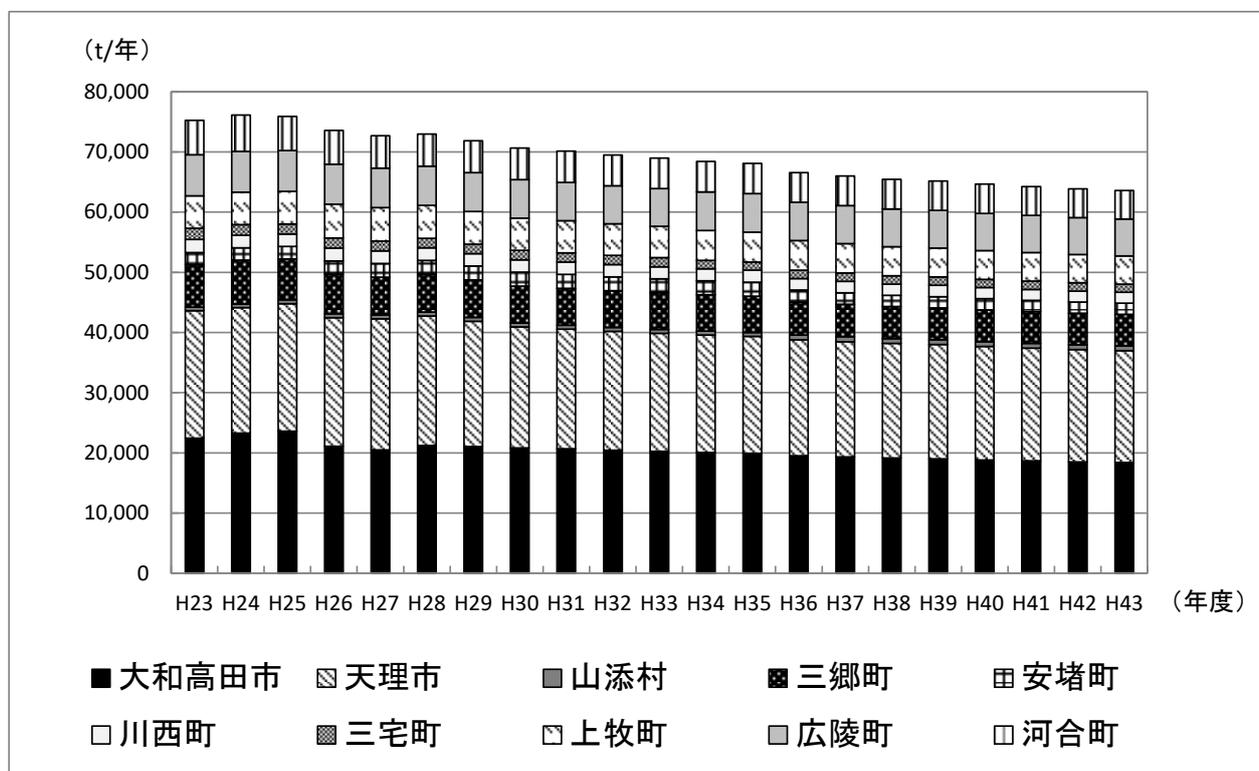


図 6-11 可燃ごみの処理量 (収集量ベース) の推計結果

2) 可燃ごみ以外

本組合の可燃ごみ以外の処理量（処理量ベース）の推計結果を表 6-13 及び図 6-12 に示します。

なお、可燃ごみ以外の処理量についても、「可燃ごみの処理量」と同様の理由から収集量ベースでの推計とします。

表 6-13 可燃ごみ以外の処理量（収集量ベース）の推計結果

		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実績	H23	1,613	2,764	90	446	177	206	206	270	1,601	916	8,289
	H24	1,692	2,557	86	1,045	211	198	165	251	1,596	901	8,702
	H25	1,727	2,529	85	1,169	203	187	167	226	1,696	843	8,832
	H26	1,838	2,252	84	1,220	198	172	156	212	1,646	802	8,580
	H27	1,856	2,201	87	1,396	184	168	161	203	1,655	815	8,726
推計	H28	1,862	2,225	87	1,484	187	166	158	198	1,638	817	8,822
	H29	1,844	2,689	86	1,549	188	165	154	197	1,625	809	9,306
	H30	1,827	3,232	86	1,614	189	160	152	193	1,612	797	9,862
	H31	1,814	3,323	86	1,619	189	160	148	192	1,603	779	9,913
	H32	1,797	3,290	85	1,613	189	158	146	189	1,591	768	9,826
	H33	1,781	3,268	84	1,612	190	158	143	187	1,581	761	9,765
	H34	1,767	3,249	84	1,610	190	156	258	186	1,438	751	9,689
	H35	1,759	3,238	84	1,614	191	157	274	184	1,434	747	9,682
	H36	1,744	3,575	245	2,169	400	313	334	817	1,689	735	12,020
	H37	1,731	3,557	244	2,239	408	314	328	810	1,679	728	12,037
	H38	1,720	3,537	243	2,309	414	315	324	800	1,670	722	12,053
	H39	1,711	3,529	243	2,314	415	315	323	795	1,667	718	12,029
	H40	1,696	3,507	243	2,307	413	314	321	787	1,657	712	11,956
	H41	1,685	3,488	242	2,305	413	314	320	779	1,647	707	11,899
	H42	1,674	3,472	242	2,305	413	312	318	772	1,640	703	11,850
	H43	1,667	3,464	242	2,310	413	314	318	767	1,638	700	11,832

※安堵町：平成23年度の実績については、過去データ破棄のため、不燃粗大ごみ量を含んでいない。

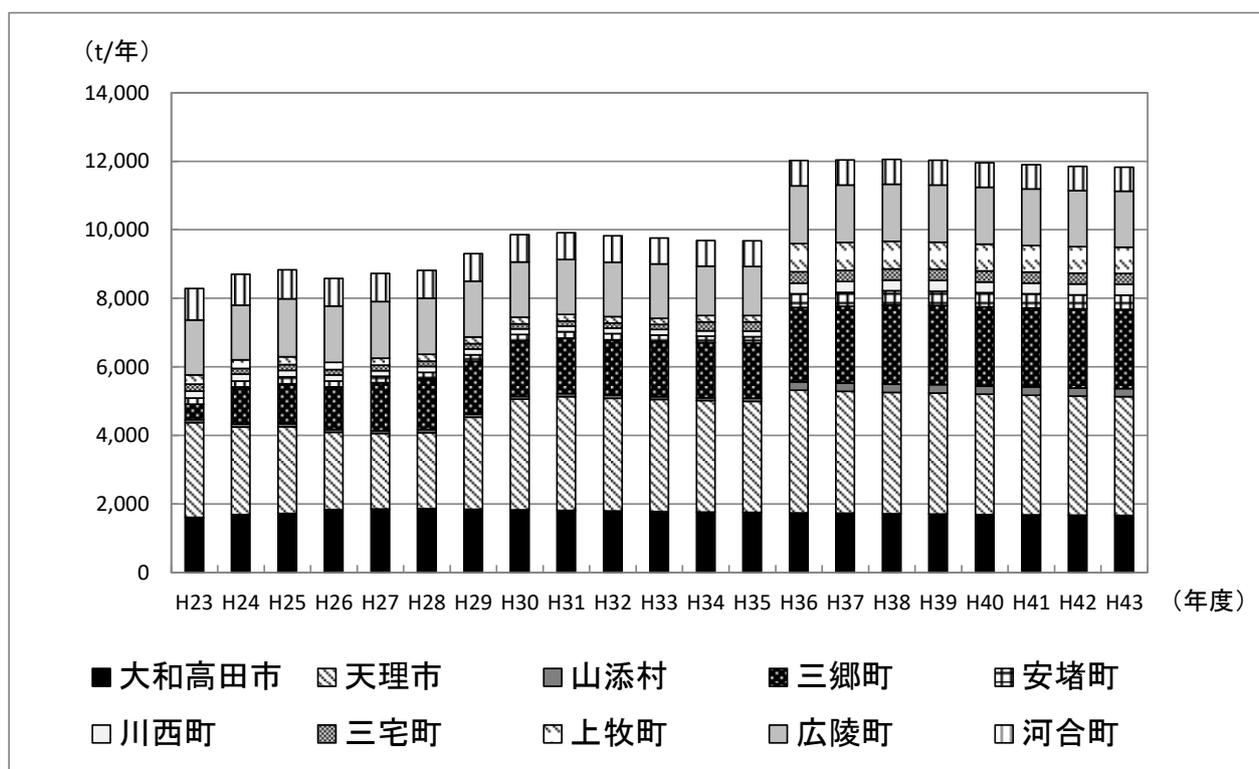


図 6-12 可燃ごみ以外の処理量（収集量ベース）の推計結果

(5) 資源化量及び資源化率（収集量ベース）

1) 資源化量

本組合の資源化量（収集量ベース）の推計結果を表 6-14 及び図 6-13 に示します。

資源化量（収集量ベース）には、家庭系の行政収集及び自己搬入される資源化物、事業系の行政収集及び自己搬入される資源物、集団回収、拠点回収を含みます。

表 6-14 資源化量（収集量ベース）の推計結果

		単位:t/年										
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実績	H23	3,716	2,477	162	916	308	458	314	1,409	2,928	1,113	13,801
	H24	3,608	2,271	151	1,417	302	462	230	1,323	2,798	1,059	13,622
	H25	3,593	2,330	138	1,572	286	436	282	1,213	2,850	998	13,697
	H26	3,914	2,075	145	1,588	283	389	234	1,170	2,933	955	13,685
	H27	3,632	1,933	143	1,776	268	391	249	1,137	2,855	936	13,321
推計	H28	3,592	1,963	143	1,867	269	390	268	1,117	2,831	922	13,363
	H29	3,566	2,502	143	1,933	270	429	269	1,102	2,814	912	13,941
	H30	3,541	3,112	142	1,999	272	432	269	1,087	2,796	902	14,553
	H31	3,528	3,217	143	2,005	272	437	262	1,078	2,793	909	14,644
	H32	3,496	3,189	142	2,001	272	434	261	1,062	2,774	939	14,571
	H33	3,477	3,171	142	2,001	274	433	259	1,076	2,762	932	14,528
	H34	3,458	3,152	142	2,001	274	430	387	1,211	2,833	925	14,814
	H35	3,452	3,145	142	2,005	275	431	404	1,204	2,841	921	14,822
	H36	3,645	3,121	146	2,562	635	535	421	1,190	2,835	941	16,032
	H37	3,656	3,110	146	2,633	701	535	416	1,182	2,824	936	16,140
	H38	3,669	3,094	146	2,704	767	535	411	1,171	2,815	929	16,242
	H39	3,664	3,092	146	2,710	768	536	409	1,165	2,815	926	16,232
	H40	3,641	3,071	146	2,705	768	535	407	1,155	2,800	920	16,149
	H41	3,628	3,058	145	2,705	768	534	406	1,148	2,790	915	16,098
	H42	3,614	3,047	146	2,705	768	532	405	1,139	2,784	911	16,052
	H43	3,613	3,046	146	2,711	772	534	403	1,135	2,784	909	16,054

※上牧町：町施設（庁舎・焼却場等）からの資源化量も含む。

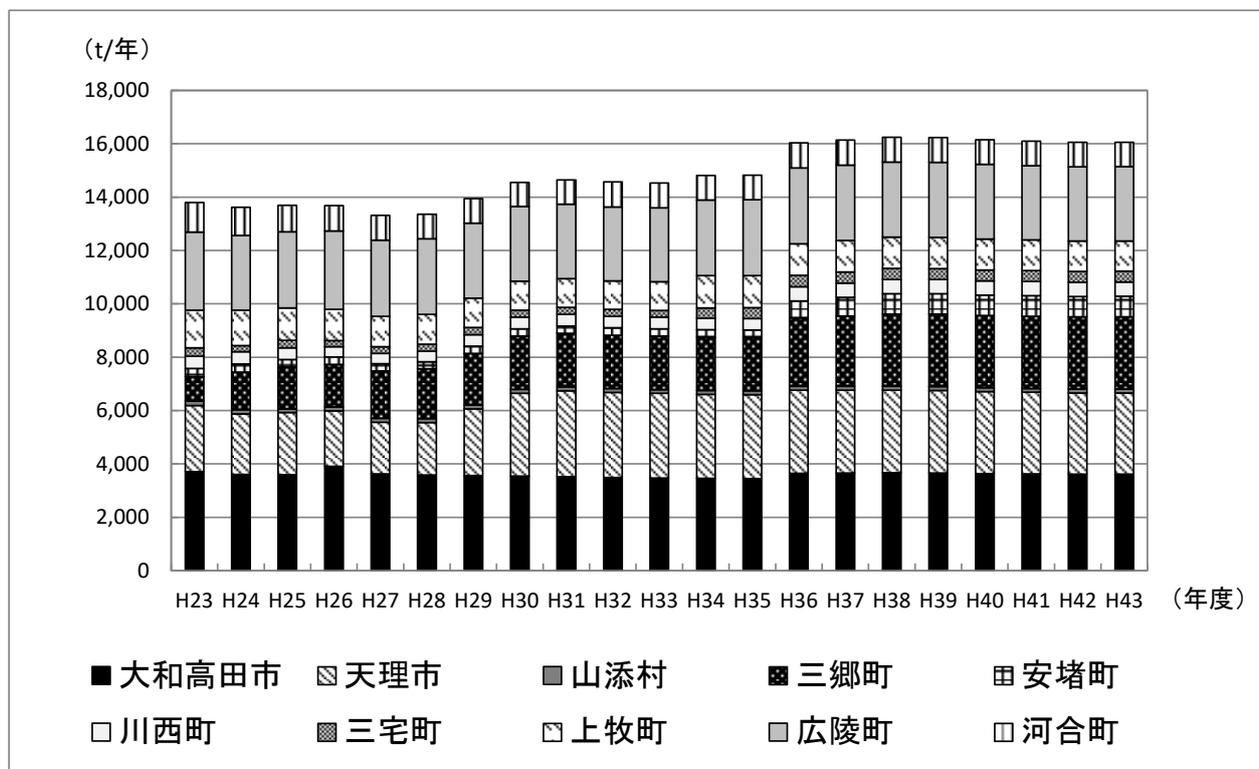


図 6-13 資源化量（収集量ベース）の推計結果

2) 資源化率

本組合の資源化率（収集量ベース）の推計結果を表 6-15 及び図 6-14 に示します。

表 6-15 資源化率（収集量ベース）の推計結果

		単位：%										
		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合
実 績	H23	13.7	9.8	19.0	11.1	13.2	16.2	13.2	18.6	27.2	14.8	14.6
	H24	13.0	9.3	17.6	16.7	12.7	17.0	10.6	17.7	26.3	13.7	14.4
	H25	12.7	9.4	15.4	18.0	11.8	16.5	13.4	16.4	26.5	13.8	14.4
	H26	15.0	8.4	16.4	18.5	11.2	14.4	11.5	15.6	27.5	13.4	14.8
	H27	14.4	7.8	16.0	21.1	10.3	14.8	12.4	15.3	27.1	13.5	14.5
推 計	H28	13.8	8.0	16.1	21.8	10.3	14.9	13.6	15.2	27.1	13.5	14.5
	H29	13.9	10.3	16.1	22.6	10.3	16.5	13.8	15.2	27.1	13.5	15.3
	H30	13.9	12.8	16.1	23.4	10.4	16.7	14.0	15.2	27.2	13.4	16.1
	H31	14.0	13.3	16.2	23.5	10.4	16.9	13.7	15.2	27.2	13.6	16.3
	H32	14.0	13.3	16.2	23.5	10.4	16.9	13.8	15.2	27.3	14.2	16.3
	H33	14.0	13.3	16.3	23.6	10.5	17.0	13.9	15.6	27.3	14.2	16.4
	H34	14.1	13.3	16.3	23.6	10.5	16.9	20.9	17.9	28.1	14.2	16.8
	H35	14.1	13.4	16.3	23.7	10.5	17.0	21.9	17.9	28.2	14.2	16.9
	H36	15.1	13.4	13.8	30.4	22.2	21.3	21.9	17.8	28.4	14.7	18.3
	H37	15.2	13.4	13.9	31.3	24.5	21.4	21.9	17.8	28.4	14.7	18.6
	H38	15.4	13.4	13.9	32.2	26.9	21.5	21.8	17.8	28.5	14.7	18.8
	H39	15.5	13.4	13.9	32.2	26.9	21.5	21.8	17.8	28.5	14.7	18.9
	H40	15.5	13.4	14.0	32.3	27.0	21.6	21.8	17.8	28.6	14.7	18.9
	H41	15.6	13.5	13.9	32.4	27.0	21.7	21.9	17.8	28.6	14.7	18.9
	H42	15.6	13.5	14.1	32.4	27.0	21.7	22.0	17.8	28.7	14.7	19.0
	H43	15.7	13.5	14.1	32.5	27.1	21.8	22.0	17.9	28.8	14.7	19.1

※資源化率（収集量ベース）＝資源化量（収集量ベース）/総排出量

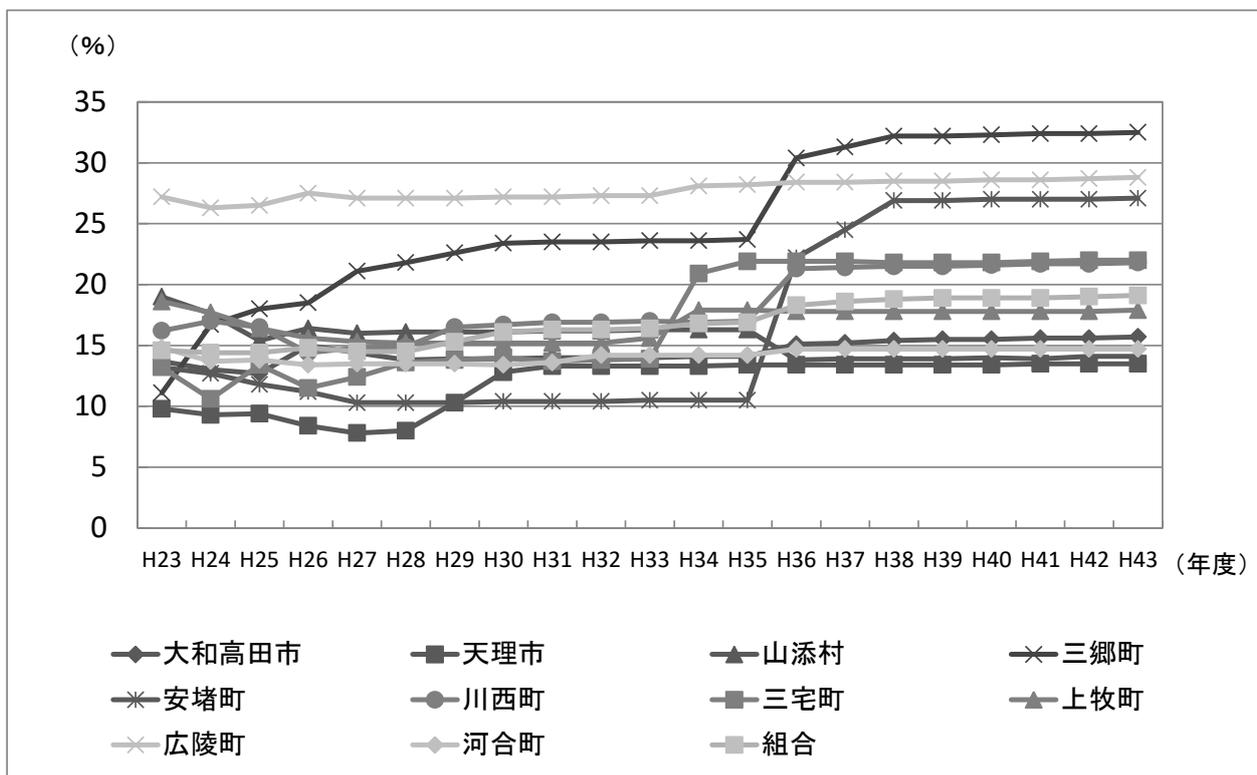


図 6-14 資源化率（収集量ベース）の推計結果

(6) 最終処分量 (収集量ベース)

本組合の最終処分量 (収集量ベース) を表 6-16 及び図 6-15 に示します。

最終処分量 (収集量ベース) には、可燃残渣等を除く可燃ごみのみを処理した場合の可燃ごみ処理施設からの焼却灰等の残渣と直接埋立ごみを含みます。

表 6-16 最終処分量 (収集量ベース) の推計結果

		大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町	組合	単位:t/年
実績	H23	3,390	3,376	96	1,710	281	353	300	1,369	256	949	12,080	
	H24	3,555	3,317	99	1,573	286	335	287	1,396	252	1,063	12,163	
	H25	3,669	3,250	103	1,667	291	313	256	1,235	294	954	12,032	
	H26	3,400	3,211	98	1,209	301	323	250	1,332	295	915	11,334	
	H27	3,102	3,391	104	1,219	321	327	251	1,368	370	660	11,113	
推計	H28	3,211	3,350	103	1,227	320	324	247	1,343	366	652	11,143	
	H29	3,178	3,247	103	1,211	321	323	245	1,325	364	646	10,963	
	H30	3,147	3,135	102	1,195	321	321	241	1,306	361	641	10,770	
	H31	3,122	3,102	102	1,194	322	320	240	1,292	359	637	10,690	
	H32	3,088	3,077	102	1,188	321	318	237	1,274	356	626	10,587	
	H33	3,060	3,057	101	1,184	320	316	235	1,232	354	621	10,480	
	H34	3,032	3,038	101	1,181	320	315	215	1,148	362	617	10,329	
	H35	3,011	3,025	101	1,179	320	315	212	1,133	360	614	10,270	
	H36	2,080	1,985	84	564	204	195	146	505	654	510	6,927	
	H37	2,059	1,974	83	555	199	194	145	501	650	507	6,867	
	H38	2,039	1,963	83	547	193	193	145	497	646	504	6,810	
	H39	2,026	1,955	83	546	193	192	144	494	644	502	6,779	
	H40	2,005	1,941	82	543	192	191	142	490	639	498	6,723	
	H41	1,988	1,931	82	541	192	190	142	487	636	495	6,684	
	H42	1,973	1,921	82	540	192	190	141	483	633	493	6,648	
	H43	1,959	1,914	82	539	192	189	140	480	631	491	6,617	

※上牧町：平成28～35年度については、可燃ごみの処理を民間処理業者に委託する予定であるが、最終処分量は既存施設で処理した場合の推計値とする。  
 ※広陵町：平成34～35年度については、可燃ごみの処理を民間処理業者に委託する予定であるが、最終処分量は既存施設で処理した場合の推計値とする。

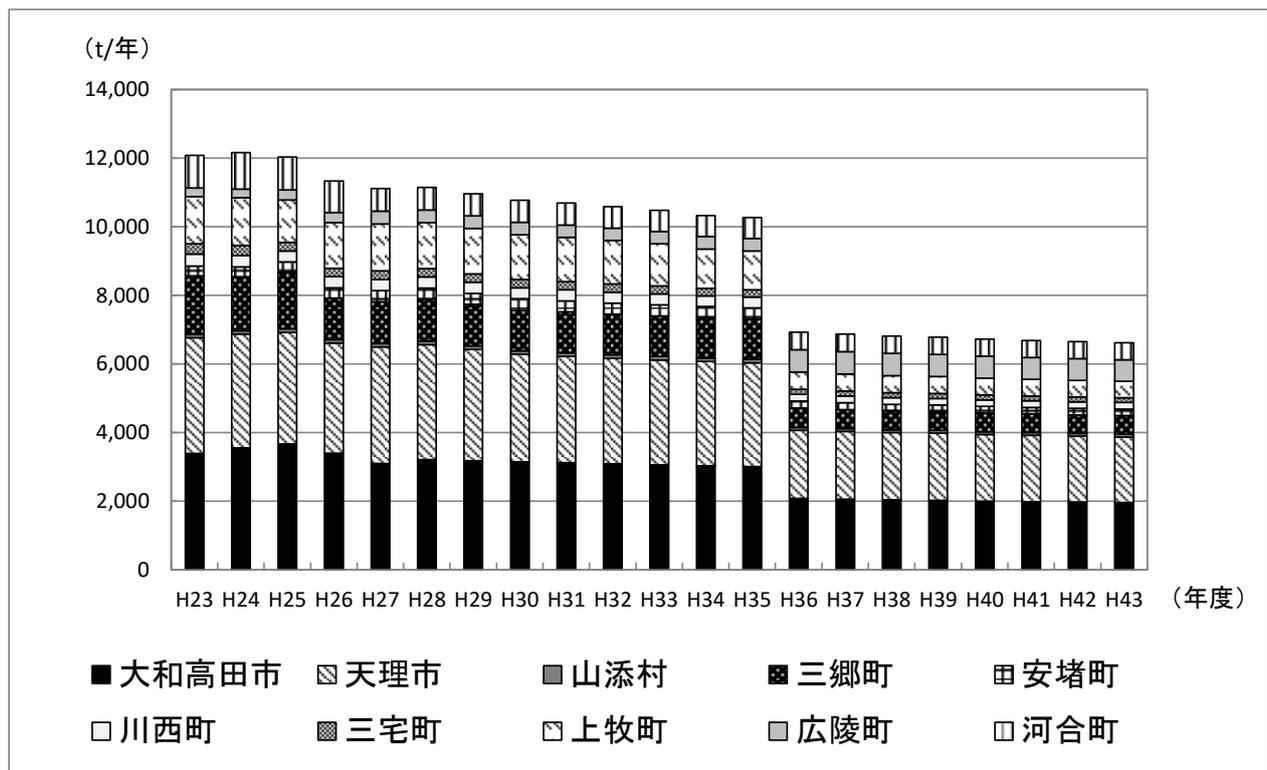


図 6-15 最終処分量 (収集量ベース) の推計結果

## 5 将来のごみ処理の対象ごみ及び品目

平成 35 年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である平成 43 年度時点における、将来の本組合の処理対象ごみ及び品目を図 6-16 に示します。

本組合では、家庭系ごみ及び事業系ごみを対象に、図 6-16 に示す 14 品目を処理するものとしてします。

なお、構成市町村ごとの新たな分別区分における各品目の名称については、現時点では未定であるため、組合の処理対象となっている品目については、組合の品目名に合わせるものとします。

処理対象ごみ	家庭系ごみ	事業系ごみ	
処理対象品目	<b>天理市・山添村・川西町・三宅町</b>		
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
	ペットボトル	ビン	カン
	ダンボール	雑誌	牛乳・ジュース等紙パック
	小型家電	有害ごみ	プラスチック製容器包装
			新聞紙
			古着
	<b>安堵町・上牧町</b>		
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
	ペットボトル	ビン	カン
	小型家電	有害ごみ	古着
	<b>広陵町</b>		
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
	ペットボトル	ビン	カン
	有害ごみ		プラスチック製容器包装
			小型家電
<b>大和高田市・三郷町・河合町</b>			
		可燃ごみ	

図 6-16 将来のごみ処理の対象範囲

## 6 将来のごみの分別区分等（排出方法、収集回数、収集方法含む）

本計画の計画目標年度である平成 43 年度時点における、構成市町村の将来の分別区分等を表 6-17～表 6-26 に示します。

分別区分については、広域化に伴い、各構成市町村で統一していきませんが、排出方法、収集回数、収集体制等については、各構成市町村に委ねるものとします。

なお、次に示す分別区分等は、現時点で決定している内容であり、今後、各構成市町村での協議等により、変更する可能性があります。

表 6-17 大和高田市のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず、落葉や草（少量）、小さなぬいぐるみ（2個程度）、くつ（2足程度）、シャツ（1枚）、ビデオテープ（3本まで）、その他小さなプラスチック製品（少量）、マヨネーズ等接着剤の容器で汚れが取れないものなど	・有料指定袋に入れる	週2回	戸別
	われたもの	われたもの（コップ、ビン、ガラス、せともの、かがみ）、ほ乳ビン、耐熱ガラス、化粧品品のビン（どうしても中が洗えないもの）など	・分別収集かご ・透明の袋に入れる	年数回（第5水曜）	戸別
	その他プラスチック製容器包装	食品トレイ、カップめん等の容器、発泡スチロール製の箱、洗剤・シャンプー・食用油のボトル、お惣菜が入っていたプラスチック製容器包装、たまごパックなど	・透明の袋に入れて出す	月2回	戸別
	ペットボトル	マークのついた飲料用・酒類用・しょうゆ用のペットボトル	・分別収集かご	月1回	戸別
	カン・ビン	・飲料用のカン、缶詰のカン、赤ちゃんのミルクの缶、小さなお菓子のカン、穴を開けたスプレー缶やカセットボンベ ・飲料用のビン、ワインのビン、薬のビン、化粧品品のビン	・分別収集かご	2週に1回	戸別
	有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、水銀式体温計	・分別収集かご ・買ったときの箱に入れる等して割れにくくして出す ・透明の袋に入れる	月2回	戸別
	新聞	新聞	・ひもで縛って出す	月2回	戸別
	紙類	雑誌、段ボール、牛乳パック、新聞紙以外の紙	・品物ごとひもで縛って出す	週1回	戸別
	古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど（革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃）	・透明・半透明の袋に入れる	年数回	戸別
	粗大ごみ（小さな金属類含む）	・家電製品等（リサイクル法対象物品を除く）、家具類、自転車、ふとん類、かさ、マット・じゅうたん（1m四方に切って）など ・小さななべ、スプーン、ハンガー、包丁、はさみ、ラップの切り口、プラスチックのおもちゃ、金属製のビンのふた、金属製の文房具など	・粗大ごみ処理券を貼って出す（物品により枚数が異なる） ・小さな金属類等は段ボール箱に入れて出す	電話申込	戸別
	ハッピーサンダルくず	ハッピーサンダルくず	-	-	-
	拠点回収	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、小型ビデオカメラ、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、電子辞書、ICレコーダー、USBメモリ・PCメモリなど	-	-
廃食用油		廃食用油	-	-	拠点
集団回収	古新聞	古新聞	-	-	-
	古雑誌	古雑誌	-	-	-
	段ボール	段ボール	-	-	-
	牛乳パック	牛乳パック	-	-	-
	古布	古布	-	-	-
	スチール缶	スチール缶	-	-	-
	アルミ缶	アルミ缶	-	-	-
	ビン	ビン	-	-	-

※「ハッピーサンダルくず」は事業系ごみのみ対象

表 6-18 天理市のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	可燃ごみ	下記以外のもの（廃食用油・プラスチック製品を含む）	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	ステーション
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品（一斗缶を含む）、スプレー缶（穴あけは任意）など	・透明・半透明の袋に入れる（スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること）	月2回	ステーション
	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふされているもの（キャップは外すこと、シャンプーのボンパ部分は不燃）	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふされているもの（キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装）	・つぶさず透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	ビン	飲食用、薬、化粧品	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	カン	ジュース・飲料用カン、缶詰のカンなど	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの（蛍光灯、体温計、電池、鏡）	・原則として袋に入れること	月2回	ステーション
	小型家電	制度対象品目すべて	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション、BOX回収
	新聞紙	折込チラシのみ混在可	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	月2回	ステーション
	ダンボール	ホッチキスなどの金属は取り除くこと	・広げてしぼる（ガムテープ不可）	月2回	ステーション
	雑誌	週刊誌、カタログ、本、ノート、紙の識別マークのついてある物、封筒・手紙、葉書・ダイレクトメール、カレンダーの紙、コピー用紙、包装紙、紙袋など（紙おむつ、レシートなどの感熱紙、ティッシュペーパーなどの衛生紙、カーボン紙、紙コップ・紙容器、ビニールコーティングされた紙、防水加工した紙、写真紙は可燃）	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる	月2回	ステーション
	牛乳・ジュース等紙パック	500ml以上（アルミコーティングしているものは可燃）	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	月2回	ステーション
	古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど（革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃）	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	粗大ごみ	45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの	-	電話申込	戸別
集団回収	新聞紙	新聞紙	-	-	-
	雑誌類	本・ノート、辞典、週刊誌、マンガ類、カタログ	-	-	-
	ダンボール	ダンボール	-	-	-
	牛乳パック	牛乳パック	-	-	-
	古着類	古着類	-	-	-

表 6-19 山添村のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

		分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ	下記以外のもの(廃食用油・プラスチック製品を含む)	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	ステーション
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品(一斗缶を含む)、スプレー缶(穴あけは任意)など	・透明・半透明の袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回	ステーション
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの(蛍光灯、体温計、電池、鏡)	・原則として袋に入れること	年3回	ステーション
	粗大ごみ	45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの	・灯油・乾電池等を抜く	年3回	ステーション
拠点回収	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふさされているもの(キャップは外すこと、シャンブーのボン部分是不燃)	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふさされているもの(キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装)	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点
	ビン	飲食用、薬、化粧品	・コンテナ	年6回	拠点
	カン	ジュース・飲料用カン、缶詰のカンなど	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点
	小型家電	制度対象品目すべて	・透明・半透明の袋に入れる	年3回	拠点
	新聞	折込チラシのみ混在可	・ひもでしぼる	年6回	拠点
	ダンボール	ホッチキスなどの金属は取り除くこと	・ひもでしぼる	年6回	拠点
	雑誌	週刊誌、カタログ、本、ノート、紙の識別マークのついてある物、封筒・手紙、葉書・ダイレクトメール、カレンダーの紙、コピー用紙、包装紙、紙袋など(紙おむつ、レシートなどの感熱紙、ティッシュペーパーなどの衛生紙、カーボン紙、紙コップ・紙容器、ビニールコーティングされた紙、防水加工した紙、写真紙は可燃)	・ひもでしぼる	年6回	拠点
	牛乳・ジュース等紙パック	500ml以上(アルミコーティングしているものは可燃)	・ひもでしぼる	年6回	拠点
	古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど(革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シューズ、カーテンは可燃)	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	拠点

表 6-20 三郷町のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

		分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ	生ごみ・貝殻、紙おむつ、廃食用油、革製品、ゴム製品、保冷剤など、枝葉、汚れの落ちないトレイなど、燃やせる粗大ごみ(破砕)	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	ステーション
	剪定枝	剪定枝	・ひもでしぼる	週2回	ステーション
	不燃ごみ	食器・刃物、フライパン・なべ・やかん、飲料用・食品用以外のビン・ガラス製品、スプレー缶、ミルク缶・菓子缶、日用品、掃除機、スポーツ用品、燃やせない粗大ごみ	・基本は汎用の袋に入れる	月1回	ステーション
	廃プラスチック	ボトル類、チューブ類、ネット類、キャップ類、カップ・パック類、ポリ袋・ラップ類、色付きトレイ	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	ステーション
	白色トレイ	白色トレイ	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	ペットボトル	ペットボトル	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	ガラスビン	ドリンクのビン、一升ビンなど	・透明・半透明の袋に入れる	月1回	ステーション
	アルミ缶・スチール缶	アルミ缶・スチール缶	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	ステーション
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、水銀式体温計・温度計	・透明・半透明の袋に入れる	3~4ヶ月に1回	ステーション
	古紙類・古布類	新聞紙、雑誌、広告・チラシ、紙箱・紙袋、紙パック、ダンボール、古布類	・ひもでしぼる ・透明・半透明の袋に入れる	月1回	ステーション
拠点回収	小型家電	携帯電話、ノートパソコン、ファックス、ファクシミリ、デジタルカメラ、映像機器、DVDプレーヤー、BDレコーダー・プレーヤー、チューナー、音響機器、ラジオ、CDプレーヤー、ラジカセ、カセットデッキ、ヘッドフォン、イヤホン、補助装置、マウス、充電器、リモコン、テレビゲーム機、メモリーカード、ドライヤー、電子辞書・手帳、電気カミソリ等	-	-	拠点
	廃食用油	廃食用油	-	-	拠点
集団回収	新聞	新聞紙	-	-	-
	雑誌	雑誌	-	-	-
	段ボール	段ボール	-	-	-
	紙パック	紙パック	-	-	-
	古布	古布類	-	-	-
	アルミ缶	アルミ缶	-	-	-
	スチール缶	スチール缶	-	-	-

※モデル地区で生ごみを分別回収(家庭系は収集回収、事業系は自己搬入)

表 6-21 安堵町のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

	分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入・拠点回収	可燃ごみ	下記以外のもの(廃食用油・プラスチック製品を含む)	・透明・半透明の袋に入れる	未定
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品(一斗缶を含む)、スプレー缶(穴あけは任意)など	・透明・半透明の袋に入れる(スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	
	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふされているもの(キャップは外すこと、ジャンプのポンプ部分は不燃)	・透明・半透明の袋に入れる	
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふされているもの(キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装)	・つぶさず透明・半透明の袋に入れる	
	ビン	飲食用、薬、化粧品	・透明・半透明の袋に入れる	
	カン	ジュース・飲料用カン、缶詰のカンなど	・透明・半透明の袋に入れる	
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの(蛍光灯、体温計、電池、鏡)	・原則として袋に入れること	
	小型家電	制度対象品目すべて	・透明・半透明の袋に入れる	
	粗大ごみ	45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの	未定	
	新聞紙	折込チラシのみ混在可	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	
	ダンボール	ホッチキスなどの金属は取り除くこと	・広げてしぼる(ガムテープ不可)	
	雑誌	週刊誌、カタログ、本、ノート、紙の識別マークのついてある物、封筒・手紙、葉書・ダイレクトメール、カレンダーの紙、コピー用紙、包装紙、紙袋など(紙おむつ、レシートなどの感熱紙、ティッシュペーパーなどの衛生紙、カーボン紙、紙コップ、紙容器、ビニールコーティングされた紙、防水加工した紙、写真紙は可燃)	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる	
	牛乳・ジュース等紙パック	500ml以上(アルミコーティングしているものは可燃)	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	
古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど(革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃)	・透明・半透明の袋に入れる		
集団回収	紙類	ダンボール、新聞チラシ、雑誌	-	-
	布類	古着、衣類、ポロ布、綿入りふとん、毛布	-	-

表 6-22 川西町のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

	分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入・拠点回収	可燃ごみ	下記以外のもの(廃食用油・プラスチック製品を含む)	・指定袋に入れる	週2回
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品(一斗缶を含む)、スプレー缶(穴あけは任意)など	・指定袋に入れる(スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回
	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふされているもの(キャップは外すこと、ジャンプのポンプ部分は不燃)	・指定袋に入れる	月2回
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふされているもの(キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装)	・つぶさず指定袋に入れる	月1回
	ビン	飲食用、薬、化粧品	・指定袋に入れる	月1回
	カン	ジュース・飲料用カン、缶詰のカンなど	・指定袋に入れる	月2回
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの(蛍光灯、体温計、電池、鏡)	未定	月1回
	粗大ごみ	45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの	・指定収集シールを貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込
	小型家電	制度対象品目すべて	・透明・半透明の袋に入れる	未定
	新聞紙	折込チラシのみ混在可	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	
	ダンボール	ホッチキスなどの金属は取り除くこと	・広げてしぼる(ガムテープ不可)	
	雑誌	週刊誌、カタログ、本、ノート、紙の識別マークのついてある物、封筒・手紙、葉書・ダイレクトメール、カレンダーの紙、コピー用紙、包装紙、紙袋など(紙おむつ、レシートなどの感熱紙、ティッシュペーパーなどの衛生紙、カーボン紙、紙コップ、紙容器、ビニールコーティングされた紙、防水加工した紙、写真紙は可燃)	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる	
	牛乳・ジュース等紙パック	500ml以上(アルミコーティングしているものは可燃)	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	
古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど(革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃)	・透明・半透明の袋に入れる		
拠点回収	廃食用油	-	-	
集団回収	段ボール	ダンボール	-	-
	段ボール以外の古紙類	新聞、紙パック、雑誌	-	-
	古布類	衣類	-	-

表 6-23 三宅町のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

	分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	可燃ごみ	下記以外のもの(廃食用油・プラスチック製品を含む)	・指定袋に入れる	週2回	ステーション
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品(一斗缶を含む)、スプレー缶(穴あけは任意)など	・指定袋に入れる(スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回	ステーション
	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふされているもの(キャップは外すこと、シャンプーのポンプ部分は不燃)	・指定袋に入れる	月1回	ステーション
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふされているもの(キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装)	・つぶさずに指定袋に入れる	月1回	ステーション
	ビン	飲食用、薬、化粧品	・指定袋に入れる	月1回	ステーション
	カン	ジュース・飲料用カン、缶詰のカンなど	・指定袋に入れる	月1回	ステーション
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの(蛍光灯、体温計、電池、鏡)	・指定袋に入れる	月1回	ステーション
	小型家電	制度対象品目すべて	・指定袋に入れる	月1回	ステーション
	粗大ごみ	45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの	・粗大ごみ処理券を貼って出す(1点に1枚)	4ヶ月に1回	ステーション
	新聞紙	折込チラシのみ混在可	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	月1回	ステーション
	ダンボール	ホッチキスなどの金属は取り除くこと	・広げてしぼる(ガムテープ不可)	月1回	ステーション
	雑誌	週刊誌、カタログ、本、ノート、紙の識別マークのついてある物、封筒・手紙、葉書・ダイレクトメール、カレンダーの紙、コピー用紙、包装紙、紙袋など(紙おむつ、レシートなどの感熱紙、ティッシュペーパーなどの衛生紙、カーボン紙、紙コップ、紙容器、ビニールコーティングされた紙、防水加工した紙、写真紙は可燃)	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる	月1回	ステーション
	牛乳・ジュース等紙パック	500ml以上(アルミコーティングしているものは可燃)	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	月1回	ステーション
	古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど(革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃)	・透明・半透明の袋に入れる	月1回	ステーション
集団回収	新聞紙	新聞・チラシ	-	-	-
	雑誌類	雑誌	-	-	-
	段ボール	段ボール	-	-	-
	牛乳パック	牛乳パック	-	-	-
	古着類	古着類	-	-	-

表 6-24 上牧町のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

	分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等	
収集・自己搬入	可燃ごみ	下記以外のもの(廃食用油・プラスチック製品を含む)	・指定袋に入れる	週2回	ステーション
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品(一斗缶を含む)、スプレー缶(穴あけは任意)など	・指定袋に入れる(スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	週1回	ステーション
	粗大ごみ	45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの	・粗大ごみ収集利用券を貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込	戸別
拠点回収	小型家電	携帯電話・PHS、パソコン、電話機(ファクシミリ含む)、携帯型ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器(ヘアドライヤー等)、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品(カーナビ・VICISユニット等)、その他の付属品	-	-	拠点
	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふされているもの(キャップは外すこと、シャンプーのポンプ部分は不燃)	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	拠点
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふされているもの(キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装)	・水で洗い、つぶさず資源物置場に出す	月2回	拠点
	ビン(白・茶・その他)	飲食用、薬、化粧品	・水で洗い資源物置場に出す	月2回	拠点
	カン(アルミ・スチール)	ジュース・飲料用カン、缶詰のカンなど	・水で洗い資源物置場に出す	月2回	拠点
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの(蛍光灯、体温計、電池、鏡)	・指定の場所に出す	月1回	拠点
集団回収	古紙類	古新聞紙、古雑誌、ダンボール、紙パック	-	-	-
	古布類	古布、古着	-	-	-

表 6-25 広陵町のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ	下記以外のもの(廃食用油・プラスチック製品を含む)	・指定袋に入れる	週2回 戸別
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品(一斗缶を含む)、スプレー缶(穴あけは任意)など	・指定袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回 戸別
	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふされているもの(キャップは外すこと、シャンブーのポンプ部分は不燃)	・透明・半透明の袋に入れる	週2回 戸別
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふされているもの(キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装)	・リサイクルネット	月2回 ステーション
	ビン(白・茶・その他)3色分別	飲食用、薬、化粧品	・コンテナ	月2回 ステーション
	カン(アルミ・スチール)分別	ジュース・飲料用カン、缶詰のカンなど	・リサイクルネット	月2回 ステーション
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの(蛍光灯、体温計、電池、鏡)	・透明・半透明の袋に入れる	第5水曜日(年4、5回) 戸別
	小型家電	制度対象品目すべて	・透明・半透明の袋に入れる	月2回 ステーション、BOX回収
	粗大ごみ	45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの	-	月2回 戸別
	新聞紙	折込チラシのみ混在可	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	月2回 戸別
	ダンボール	ホッチキスなどの金属は取り除くこと	・広げてしぼる (ガムテープ不可)	月2回 戸別
	雑誌	週刊誌、カタログ、本、ノート、紙の識別マークのついてある物、封筒・手紙、葉書・ダイレクトメール、カレンダーの紙、コピー用紙、包装紙、紙袋など(紙おむつ、レシートなどの感熱紙、ティッシュペーパーなどの衛生紙、カーボン紙、紙コップ・紙容器、ビニールコーティングされた紙、防水加工した紙、写真紙は可燃)	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる	月2回 戸別
	牛乳・ジュース等紙パック	500ml以上(アルミコーティングしているものは可燃)	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	月2回 戸別
	古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど(革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃)	・透明・半透明の袋に入れる	月2回 戸別
集団回収	新聞紙	新聞紙	-	-
	雑誌	雑誌	-	-
	段ボール	段ボール	-	-
	牛乳パック	牛乳パック	-	-
	古着類	古着類	-	-
	アルミ製品	アルミ製品	-	-

表 6-26 河合町のごみの分別区分等（平成 43 年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ	生ごみ(野菜・魚・肉類の調理くず、茶殻等)、紙くず(雑がみ、ティッシュペーパー、紙おむつ等)、木くず(落ち葉、木片、草剪定枝)、布くず(布きれ等)、布団類(ふとん、毛布、ざぶとん等)	・指定袋に入れる	週2回 ステーション
	もやさないごみ	プラスチック・ビニール類(プラスチック容器、トレイ等)、ガラス・瀬戸物類(陶器、ガラス、コップ等)、金属類(鍋、刃物類等)	・指定袋に入れる	週1回 ステーション
	ペットボトル	飲料用、酒類、調味料用のペットボトル	・指定袋に入れる	月2回 ステーション
	びん	飲み物等のびん	・指定袋に入れる	月2回 ステーション
	かん	スチール缶、アルミ缶	・指定袋に入れる	月2回 ステーション
	有害ごみ	電池(水銀電池、乾電池、ボタン電池)、体温計、蛍光管電球	・分別し、適宜汎用の袋に入れる	年4回 ステーション
	粗大ごみ	家電製品・家具類・建具類(電子レンジ、掃除機等、たんす、机、ベッド等、ふすま、障子等)	・粗大シールを貼って出す	週1回 ステーション
拠点回収	小型家電	制度対象品目すべて	透明、半透明の袋に入れる	月1回 拠点
	古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど(革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃)	透明、半透明の袋に入れる	月1回 拠点
集団回収	紙類	新聞、本、雑誌、広告紙、チラシ、ダンボール、紙パック	-	-
	布類	古布、古着	-	-

## 7 将来のごみ処理主体

平成 35 年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である平成 43 年度時点における、各構成市町村の将来のごみ処理主体を表 6-27～表 6-36 に示します。

なお、次に示すごみ処理主体は、現時点で決定している内容であり、今後、各構成市町村での協議等により、変更する可能性があります。

表 6-27 大和高田市のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	燃えるごみ	直営/委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	われたもの	直営/委託	-	委託
	その他プラスチック製容器包装	委託	委託	資源化
	ペットボトル	直営/委託	直営	資源化
	カン・ビン	委託	直営	資源化
	有害ごみ	直営/委託	委託	委託
	小型家電	直営	委託	資源化
	粗大ごみ(小さな金属類含む)	直営/委託/自己搬入	直営	資源化/委託
	新聞	直営/委託	委託	資源化
	紙類	直営/委託	委託	資源化
	古着	委託	委託	資源化
	廃食用油	委託	直営	資源化
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)
われたもの		-	-	-
その他プラスチック製容器包装		-	-	-
ペットボトル		-	-	-
カン・ビン		-	-	-
有害ごみ		-	-	-
小型家電		-	-	-
粗大ごみ(小さな金属類含む)		許可業者/自己搬入	直営	資源化/委託
新聞		-	-	-
紙類		-	-	-
古着		-	-	-
廃食用油		-	-	-
ヘップサンダルくず		自己搬入	委託	委託

表 6-28 天理市のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	不燃ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	プラスチック製容器包装	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	ペットボトル	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	ビン	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	カン	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	小型家電	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	新聞紙	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	ダンボール	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	雑誌	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	牛乳・ジュース等紙パック	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	古着	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
		不燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
プラスチック製容器包装		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
ペットボトル		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
ビン		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
カン		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
有害ごみ		自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
小型家電		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
粗大ごみ		自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
新聞紙		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
ダンボール		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
雑誌		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
牛乳・ジュース等紙パック		自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
古着	自己搬入	委託(広域化処理)	資源化		

表 6-29 山添村のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	不燃ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	プラスチック製容器包装	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ペットボトル	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ビン	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	カン	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	小型家電	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	新聞紙	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ダンボール	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	雑誌	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	牛乳・ジュース等紙パック	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	古着	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)
不燃ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
プラスチック製容器包装		-	-	-
ペットボトル		-	-	-
ガラスビン		-	-	-
スチール缶・アルミ缶		-	-	-
有害ごみ		-	-	-
小型家電		-	-	-
粗大ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
新聞紙		-	-	-
ダンボール		-	-	-
雑誌		-	-	-
牛乳・ジュース等紙パック		-	-	-
古着		-	-	-

表 6-30 三郷町のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託/一部資源化	
	剪定枝	直営/自己搬入	委託	資源化	
	不燃ごみ	直営/自己搬入	直営	委託	
	廃プラスチック	直営/自己搬入	委託	資源化	
	白色トレイ	直営/自己搬入	委託	資源化	
	ペットボトル	直営/自己搬入	直営	資源化	
	ガラスビン	直営/自己搬入	委託	資源化	
	アルミ缶・スチール缶	直営/自己搬入	直営	資源化	
	古紙類・古布類	直営/自己搬入	委託	資源化	
	有害ごみ	直営/自己搬入	委託	委託	
	小型家電	直営/自己搬入	委託	資源化	
	廃食用油	直営	委託	資源化	
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託/一部資源化
		剪定枝	許可業者/自己搬入	委託	資源化
		不燃ごみ	許可業者/自己搬入	直営	委託
廃プラスチック		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
白色トレイ		許可業者/自己搬入	直営	資源化	
ペットボトル		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
ガラスビン		許可業者/自己搬入	直営	資源化	
アルミ缶・スチール缶		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
古紙類・古布類		許可業者/自己搬入	委託	資源化	
有害ごみ		許可業者/自己搬入	委託	委託	
小型家電		自己搬入	委託	資源化	
廃食用油		自己搬入	委託	資源化	

※「可燃ごみ」については、モデル地区で回収した生ごみを資源化している。

表 6-31 安堵町のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	不燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	プラスチック製容器包装	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	ペットボトル	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	ビン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	カン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	有害ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	小型家電	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
	新聞紙	直営/自己搬入	委託	資源化	
	ダンボール	直営/自己搬入	委託	資源化	
	雑誌	直営/自己搬入	委託	資源化	
	牛乳・ジュース等紙パック	直営/自己搬入	委託	資源化	
	古着	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化	
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
		不燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
プラスチック製容器包装		-	-	-	
ペットボトル		-	-	-	
ビン		-	-	-	
カン		-	-	-	
有害ごみ		-	-	-	
小型家電		-	-	-	
粗大ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	
新聞紙		-	-	-	
ダンボール		-	-	-	
雑誌		-	-	-	
牛乳・ジュース等紙パック		-	-	-	
古着		-	-	-	

表 6-32 川西町のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	不燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	プラスチック製容器包装	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ペットボトル	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ビン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	カン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	有害ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	小型家電	未定	未定	未定
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	新聞紙	未定	未定	未定
	ダンボール	未定	未定	未定
	雑誌	未定	未定	未定
	牛乳・ジュース等紙パック	未定	未定	未定
	古着	未定	未定	未定
	廃食用油	委託	委託	資源化
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)
不燃ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
プラスチック製容器包装		許可業者	委託(広域化処理)	資源化
ペットボトル		許可業者	委託(広域化処理)	資源化
ビン		許可業者	委託(広域化処理)	資源化
カン		許可業者	委託(広域化処理)	資源化
有害ごみ		許可業者	委託(広域化処理)	委託
小型家電		未定	未定	未定
粗大ごみ		許可業者	委託(広域化処理)	委託
新聞紙		未定	未定	未定
ダンボール		未定	未定	未定
雑誌		未定	未定	未定
牛乳・ジュース等紙パック		未定	未定	未定
古着		未定	未定	未定
廃食用油		-	-	-

表 6-33 三宅町のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	不燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	プラスチック製容器包装	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ペットボトル	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ビン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	カン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	有害ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	小型家電	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	新聞紙	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ダンボール	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	雑誌	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	牛乳・ジュース等紙パック	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	古着	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)
不燃ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
プラスチック製容器包装		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
ペットボトル		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
ビン		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
カン		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
有害ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
小型家電		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
粗大ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
新聞紙		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
ダンボール		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
雑誌		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
牛乳・ジュース等紙パック		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
古着		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化

表 6-34 上牧町のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	不燃ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	プラスチック製容器包装	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ペットボトル	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ビン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	カン	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	有害ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	小型家電	委託/自己搬入	委託(民間/広域化処理)	資源化
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)
不燃ごみ		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
プラスチック製容器包装		-	-	-
ペットボトル		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
ビン		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
カン		許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
有害ごみ		-	-	-
小型家電	委託	委託	資源化	
粗大ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)	委託	

表 6-35 広陵町のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	不燃ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	プラスチック製容器包装	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ペットボトル	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	ビン	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	カン	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	小型家電	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	資源化
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	新聞紙	委託/自己搬入	委託	資源化
	ダンボール	委託/自己搬入	委託	資源化
	雑誌	委託/自己搬入	委託	資源化
	牛乳・ジュース等紙パック	委託/自己搬入	委託	資源化
	古着	委託/自己搬入	委託	資源化
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)
不燃ごみ		-	-	-
プラスチック製容器包装		-	-	-
ペットボトル		-	-	-
ビン		-	-	-
カン		-	-	-
有害ごみ		-	-	-
小型家電		-	-	-
粗大ごみ		-	-	-
新聞紙		-	-	-
ダンボール		-	-	-
雑誌		-	-	-
牛乳・ジュース等紙パック		-	-	-
古着		-	-	-

表 6-36 河合町のごみ処理主体（平成 43 年度時点）

	分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託/自己搬入	委託(広域化処理)	委託
	もやさないごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	ペットボトル	委託/自己搬入	委託	資源化
	びん	委託/自己搬入	委託	資源化
	かん	委託/自己搬入	委託	資源化
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	小型家電	委託/自己搬入	委託	資源化
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	古着	委託/自己搬入	委託	資源化
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託(広域化処理)
もやさないごみ		許可業者/自己搬入	委託	委託
ペットボトル		許可業者/自己搬入	委託	資源化
びん		許可業者/自己搬入	委託	資源化
かん		許可業者/自己搬入	委託	資源化
有害ごみ		許可業者/自己搬入	委託	委託
小型家電		許可業者/自己搬入	委託	資源化
粗大ごみ		許可業者/自己搬入	委託	委託
古着		許可業者/自己搬入	委託	資源化

## 8 将来のごみ処理手数料

将来におけるごみ処理手数料については、具体的な変更内容が未定であるため、今後、協議の上、決定していくこととします。

今後の予定として、天理市については、家庭系ごみの有料化を検討していく予定としており、大和高田市については、自己搬入ごみの手数料の値上げを予定しています。また、上牧町については、すでに事業系ごみの有料化を行っていますが、指定袋制の導入を検討予定としています。その他の構成市町村についても、広域化に伴い、手数料の見直しを検討していくものとします。

## 9 将来のごみの処理・処分の流れ

平成 35 年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である平成 43 年度時点における、各構成市町村の将来のごみ処理フローを図 6-17～図 6-26 に示します。

なお、次に示すごみ処理フローは、現時点で決定している内容であり、今後、各構成市町村での協議等により、変更する可能性があります。

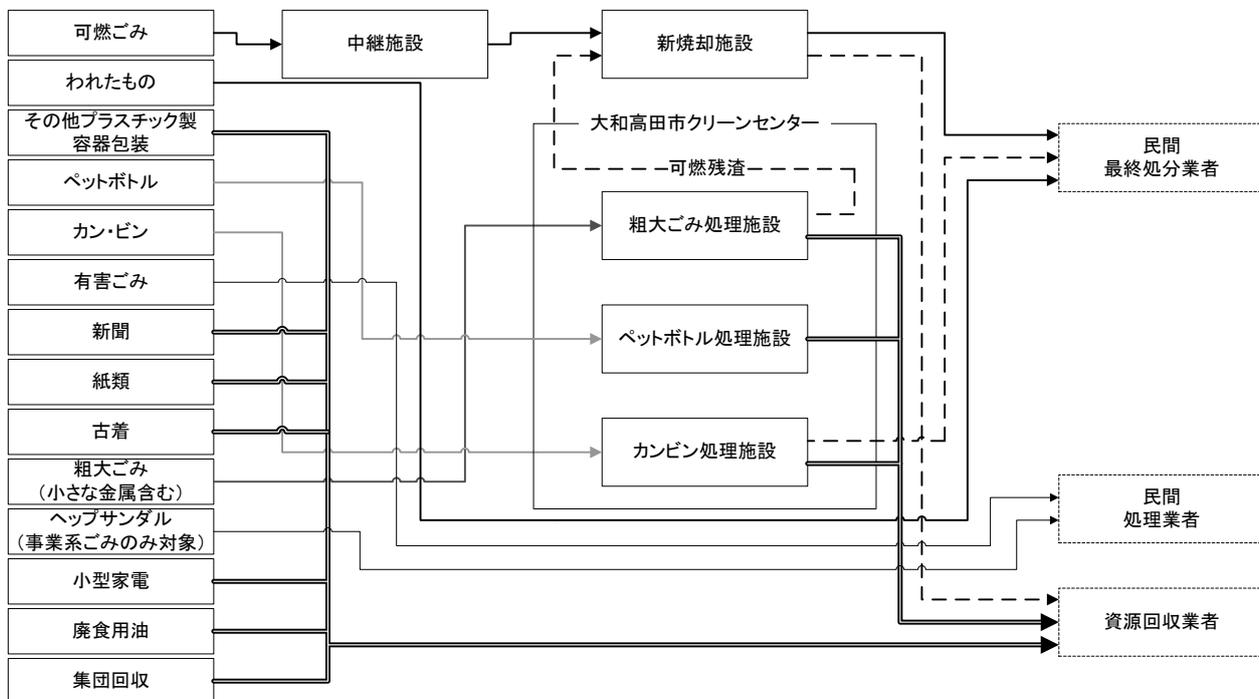


図 6-17 大和高田市のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

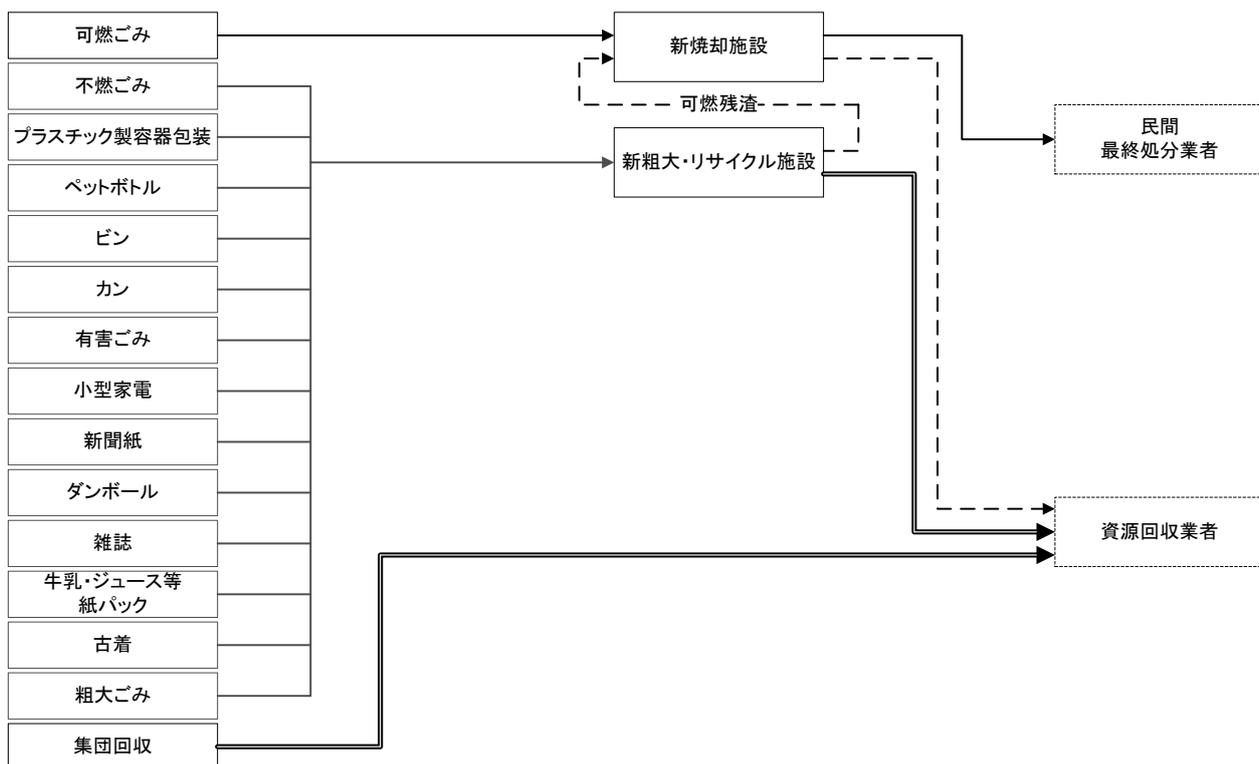


図 6-18 天理市のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

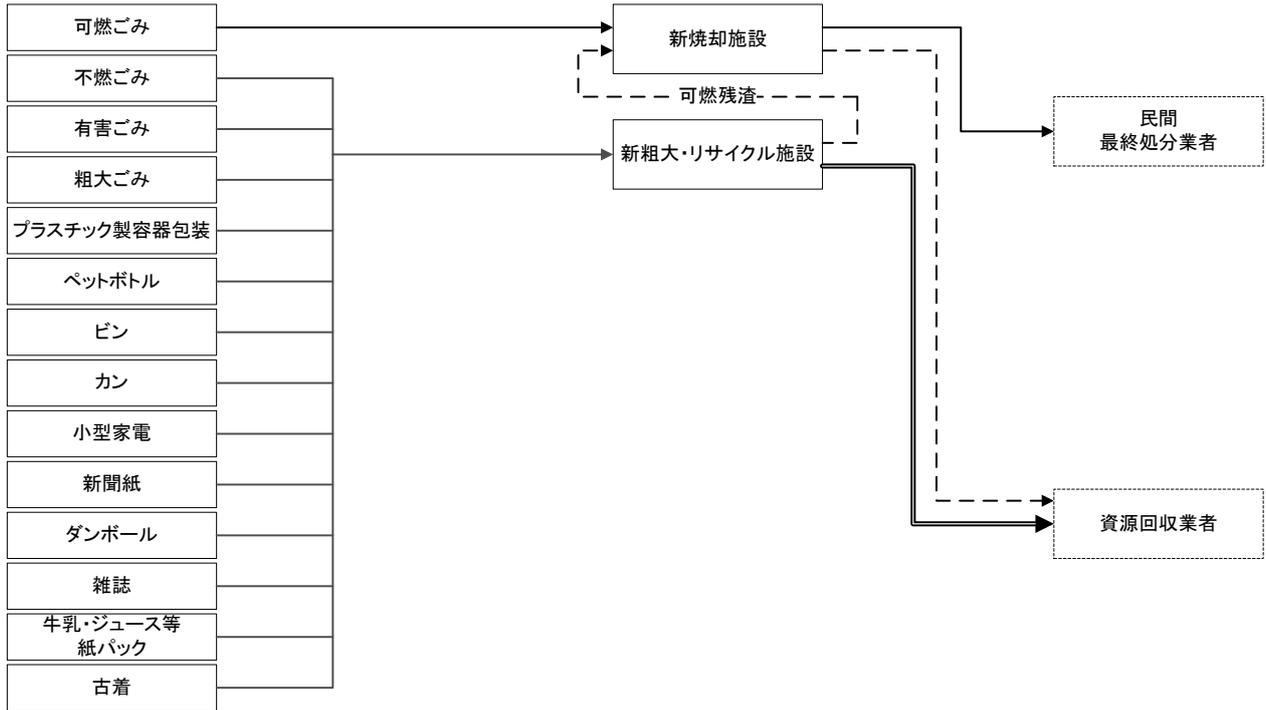


図 6-19 山添村のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

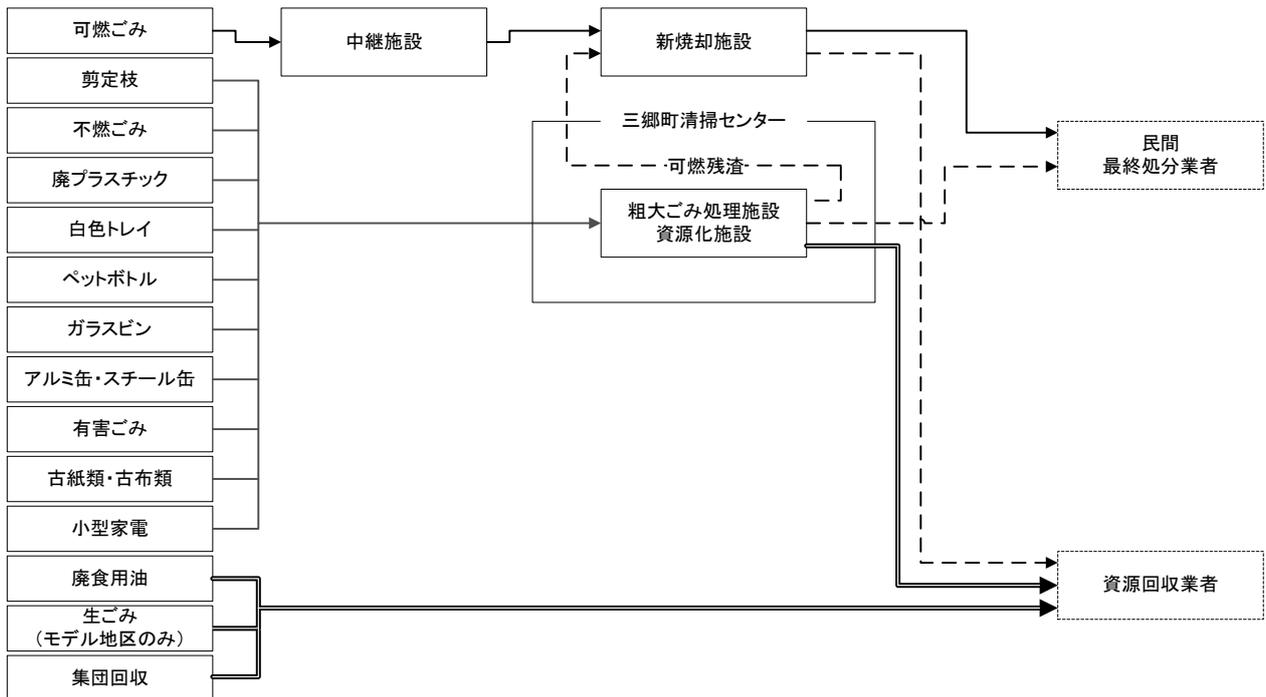


図 6-20 三郷町のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

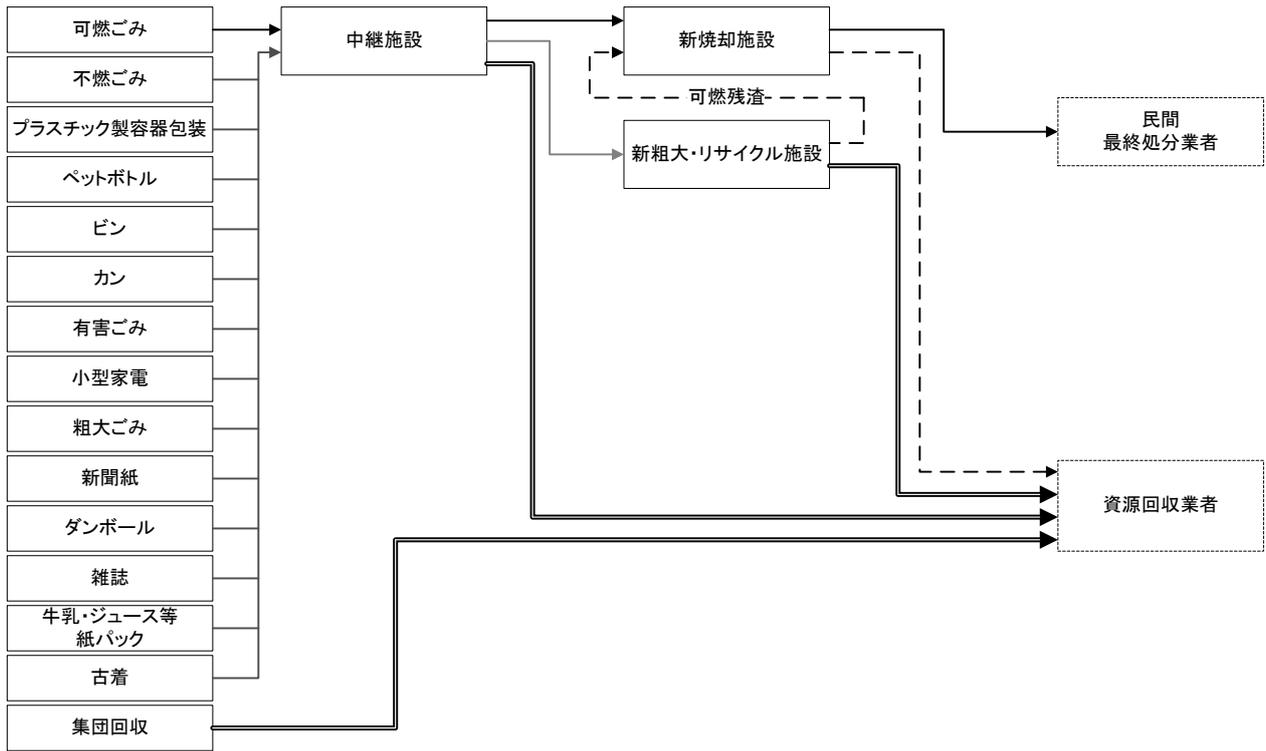


図 6-21 安堵町のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

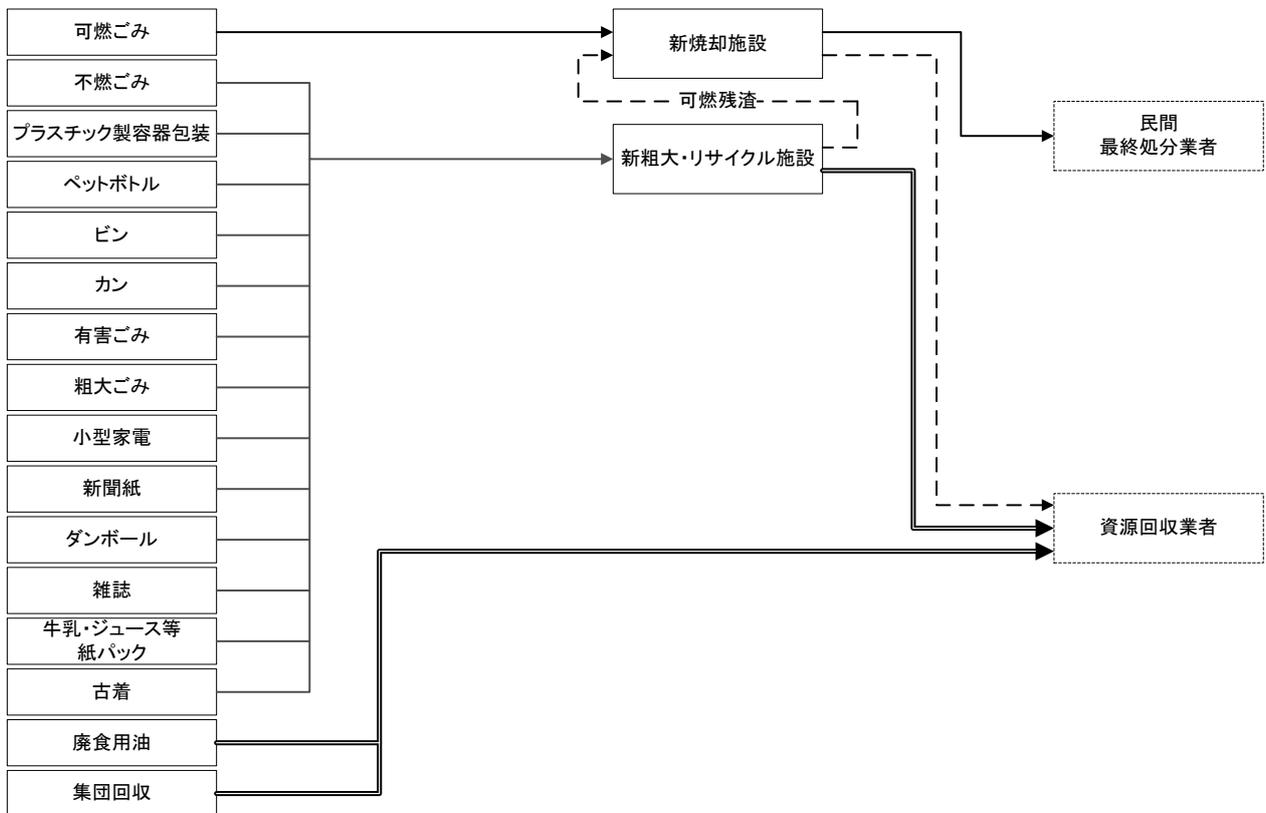


図 6-22 川西町のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

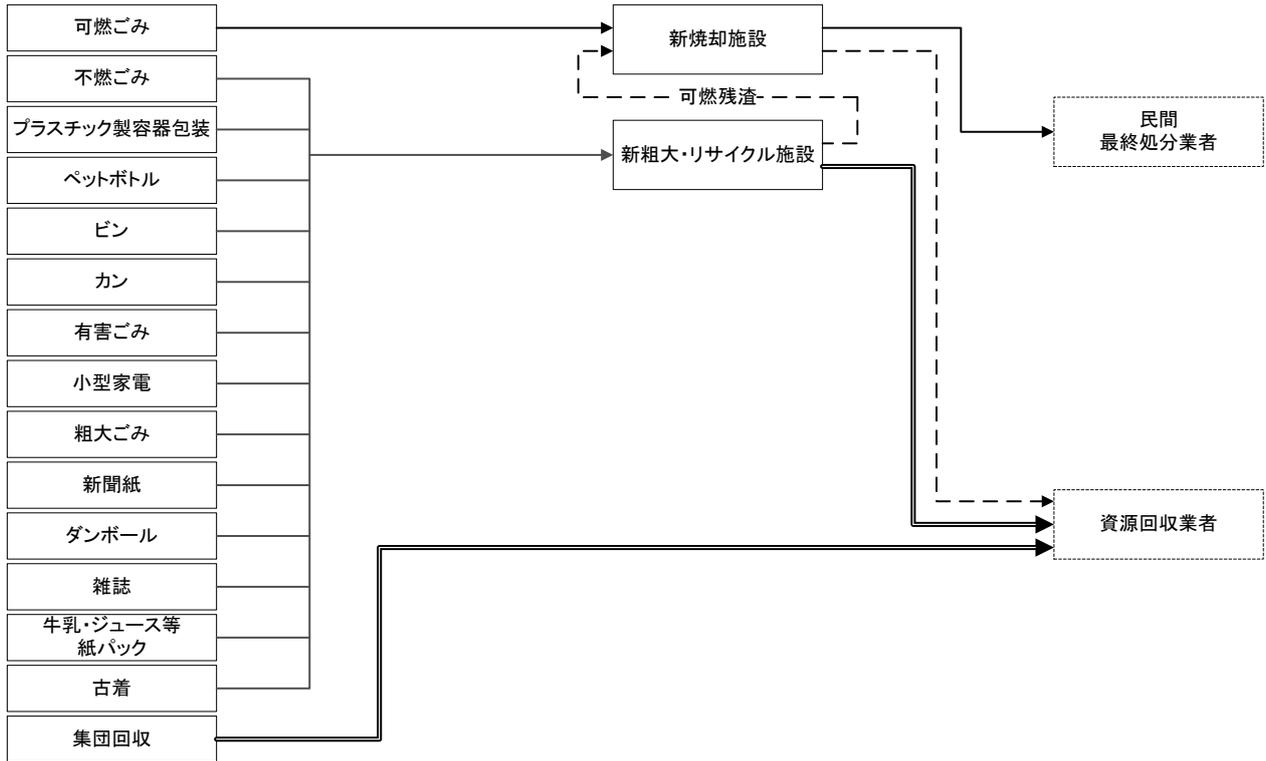


図 6-23 三宅町のごみ処理フロー（平成 43 時点）

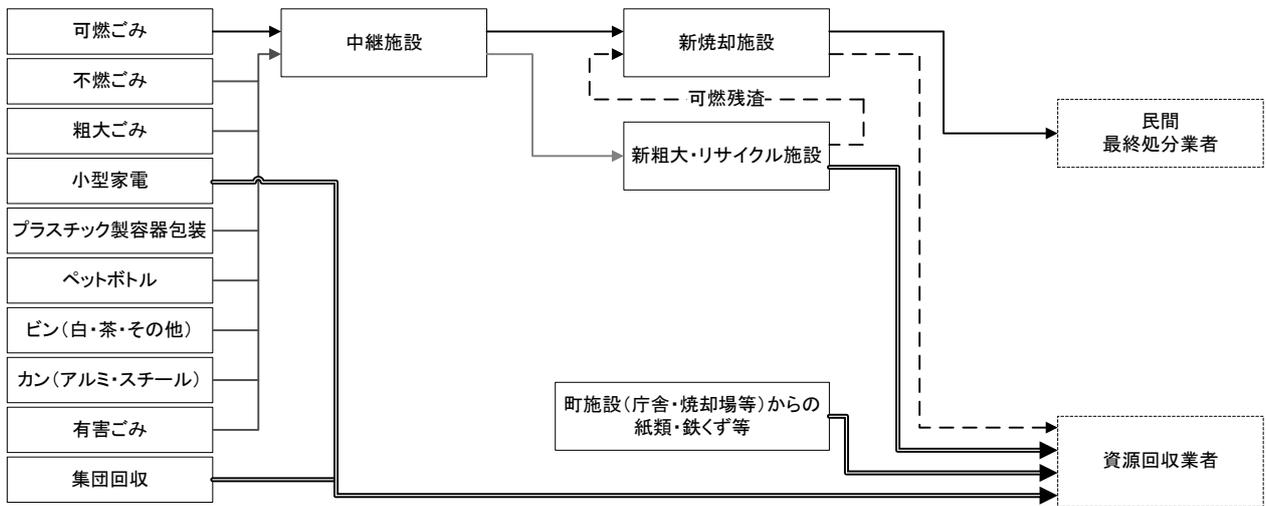


図 6-24 上牧町のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

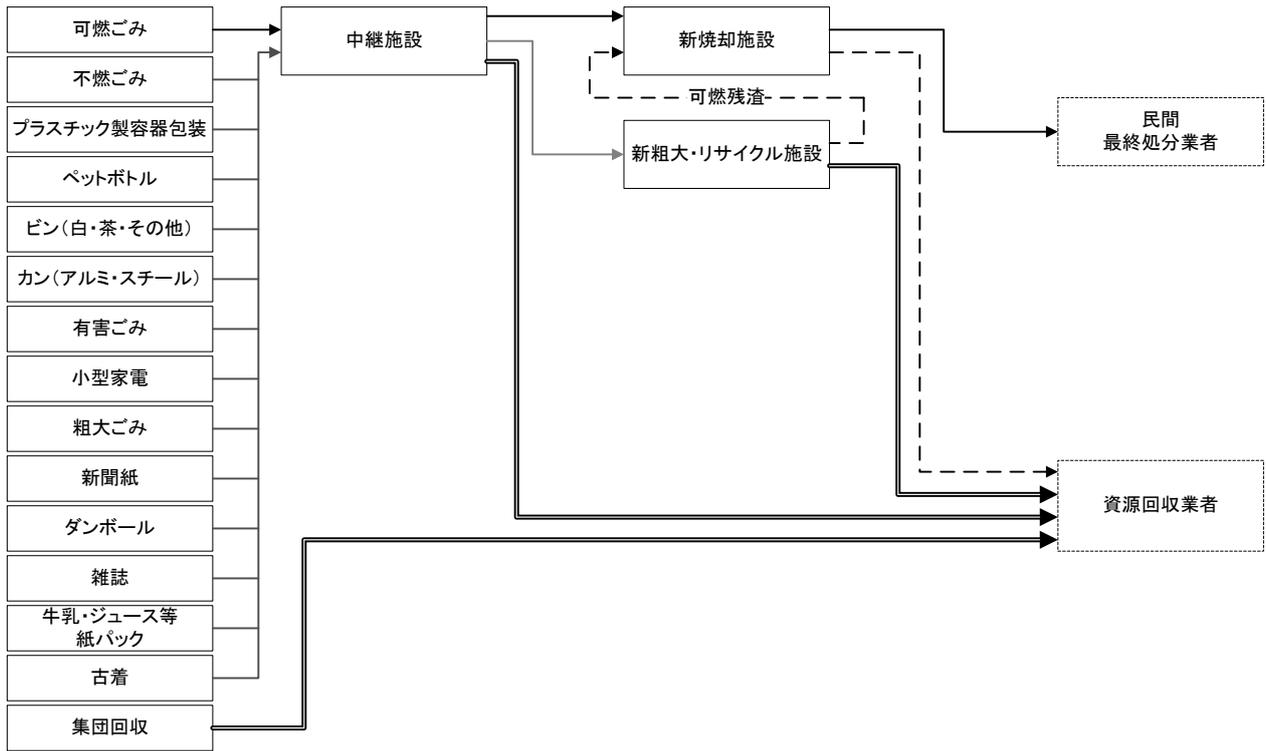


図 6-25 広陵町のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

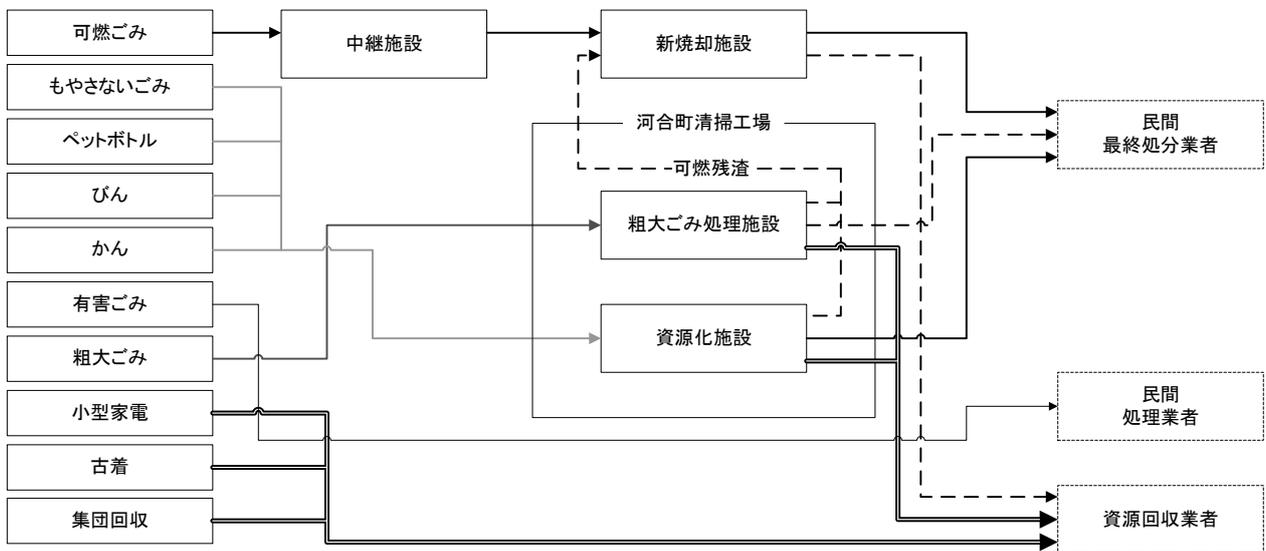


図 6-26 河合町のごみ処理フロー（平成 43 年度時点）

## 第4節 目標達成に向けた基本施策

### 1 排出抑制・再資源化計画

#### (1) 基本方針

- 「ごみゼロ生活」の推進
- 事業系の自主的な取組の促進
- 各種リユースの促進
- 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討
- 廃棄物の再生利用の促進

#### (2) 排出抑制の推進

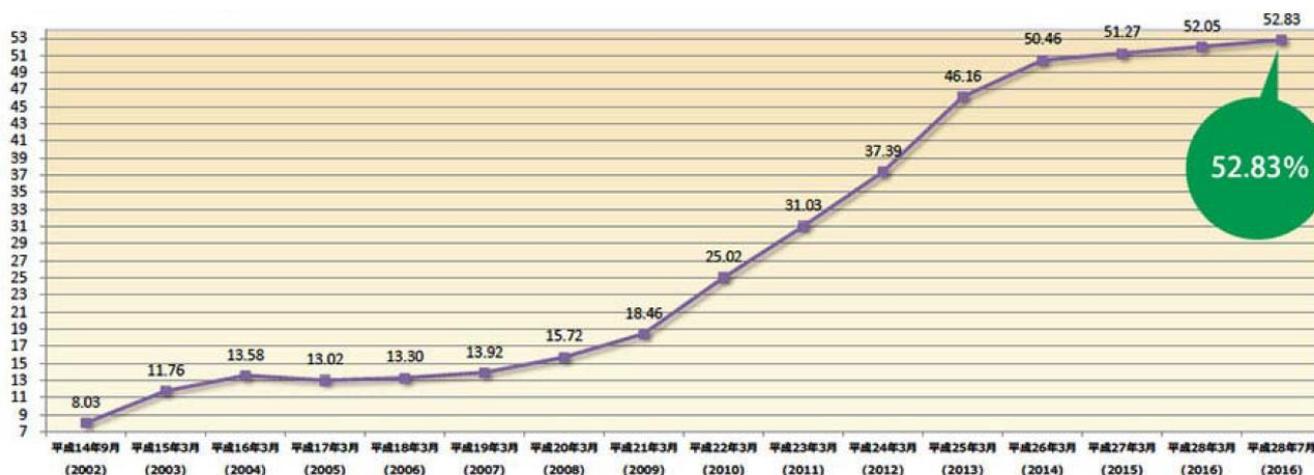
廃棄物対策はまず、不用となるもの（廃棄物・ごみ）を排出させない・減らすことが重要です。家庭や事業所で廃棄物を発生させない生活スタイルや事業活動に転換するために、ごみ減量意識を高めるとともに、住民、事業者の自主的な行動につながるような施策を展開します。

##### 1) 「ごみゼロ生活」の推進

###### 【基本施策（共通）】

###### ① ごみとなるものを家庭に持ち込まない

買い物時のマイバッグの利用推進、ばら売りや量り売りの利用、簡易包装、詰め替え用商品の利用等、本来必要のないものを家庭に持ち込まないような消費活動の推進を、住民、事業者とのパートナーシップで推進します。



※出典：日本チェーンストア協会の環境問題への取り組み

図 6-27 レジ袋の辞退率の推移

## ②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物を「食品ロス」といいます。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるような取り組みを住民、事業者それぞれができるところから進めます。行政はその取り組みを推進するために、住民、事業者への情報提供の充実を図るとともに、学校での食育を実施し、食品ロス削減意識の向上に努めます。また、生ごみを排出する時の水切りの徹底を普及啓発します。

## ● 食品ロス削減に向けてできること

- 食品ロスの発生には、直接的・間接的に様々な要因が複雑に関わっており、ある特定の立場の者に削減の責任があるわけではない。
- それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことを、できることから着実に進めていくことが大切。

製造	卸売	小売	外食	家庭
<ul style="list-style-type: none"><li>• 需要予測精度向上</li><li>• 製造ミス削減</li><li>• 賞味期限延長・年月表示化</li><li>• 期限設定情報開示</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 需要予測精度向上</li><li>• 売り切り</li><li>• 配送時の汚・破損削減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 需要予測精度向上</li><li>• 売り切り</li><li>• 小容量販売</li><li>• バラ売り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 需要予測精度向上</li><li>• 調理ロス削減</li><li>• 食べ切り運動</li><li>• 小盛サービス</li><li>• 持ち帰り(自己責任)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 冷蔵庫・家庭内の在庫管理</li><li>• 計画的な買い物</li><li>• 食べ切り</li><li>• 使い切り</li><li>• 期限表示の理解</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・フードチェーン全体での返品・過剰在庫削減</li><li>・余剰食品のフードバンク寄付</li></ul>				
食品ロスの実態把握・削減意識共有、もったいない精神				

※出典：食品ロスの削減とリサイクルの推進 平成 28 年 10 月 農林水産省

図 6-28 食品ロス削減に向けてできること

## 2) 事業系の自主的な取組の促進

### 【基本施策（共通）】

#### ①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める

事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系廃棄物）は景気の動向等の影響を受け変動します。その事業系廃棄物の処理責任は事業者自身にあります。

市町村は多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や減量化の実施について積極的に指導します。

#### ②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る

市町村は事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について、講習会の実施し、有効な取り組み事例の紹介や事業者向けの適正処理の手引きを作成する等、啓発・指導を積極的に行い、事業者の自主的な取り組みを支援します。



図 6-29 事業系ごみの適正処理・減量に関するパンフレット例

### (3) 廃棄物の循環利用の促進

排出抑制した後に出てくる廃棄物は、循環利用を促進する必要があります。

循環型社会を形成していくためには、消費→廃棄→処理→処分までの各段階において、廃棄物のリユースとリサイクルの優先順位を考慮することが大切です。

不用物のリユース、廃棄物の資源化物回収によるリサイクル等をさらに進め、循環利用の促進を図ります。

#### 1) 各種リユースの促進

##### 【基本施策（共通）】

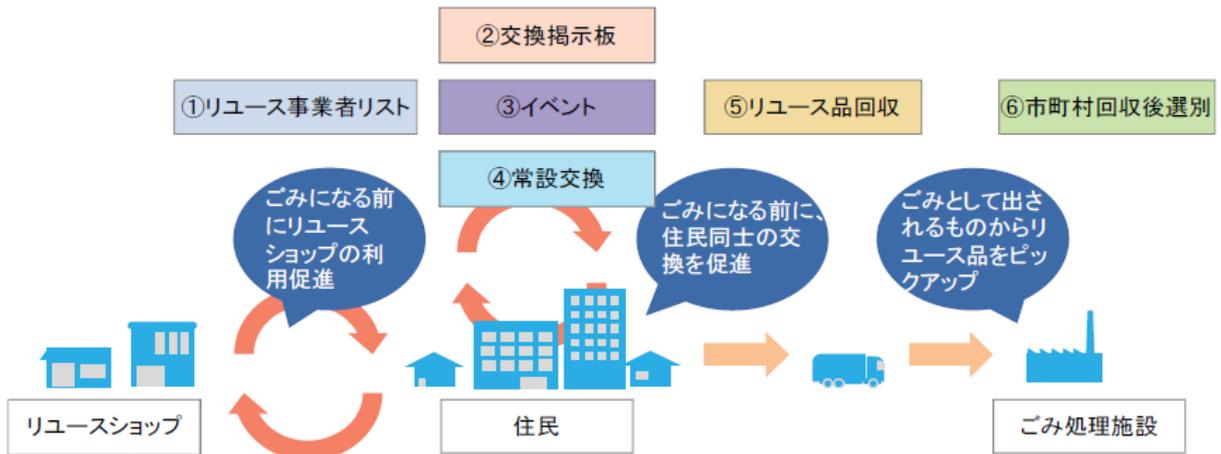
##### ① 不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる

ごみ減量の情報発信拠点を整備し、不用品交換（譲ります。譲ってください。）コーナーやフリーマーケットの実施、また、修理、衣類、家具等のリメイク等の講習会を開催し、リユースを促進します。

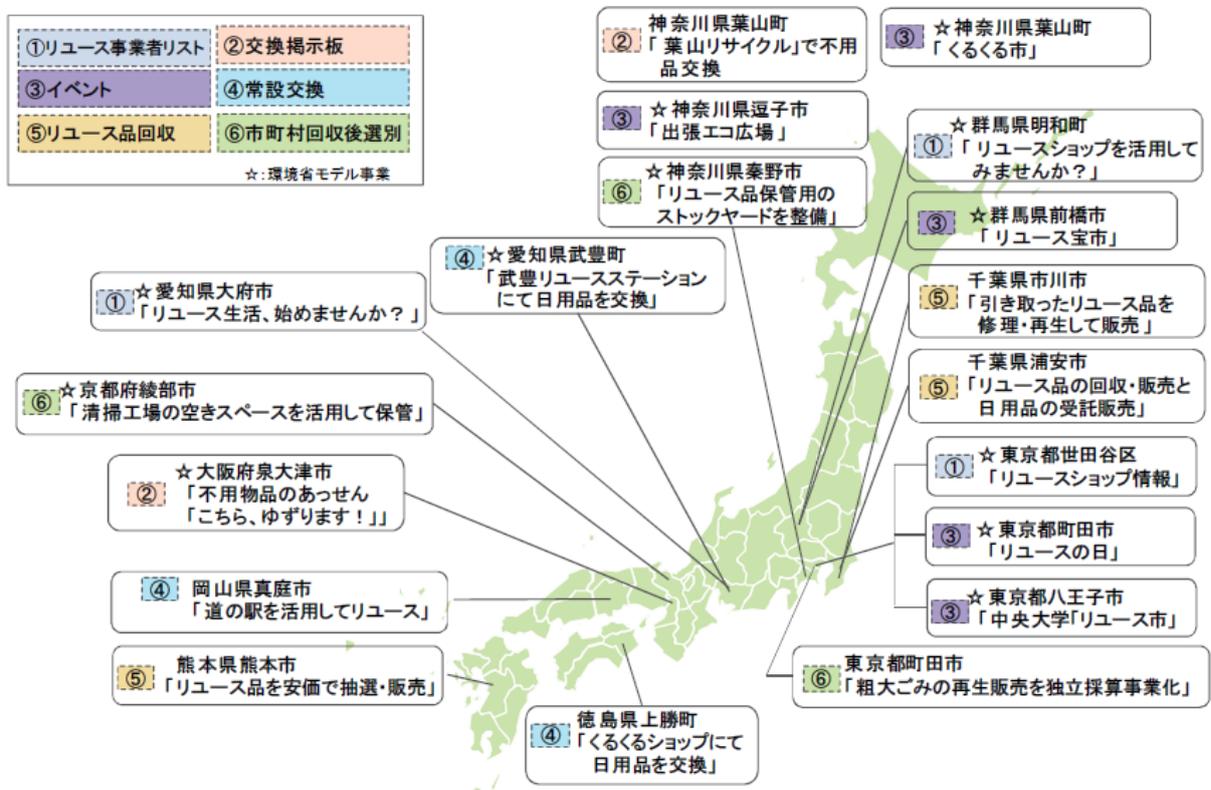


※出典：リユース読本 平成 28 年 5 月 環境省

図 6-30 暮らしの中のリユース方法



### <使用済製品等のリユース取組事例マップ>

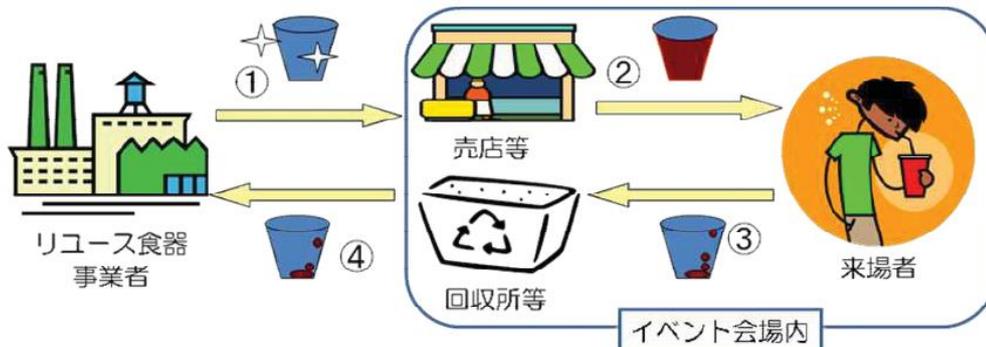


※出典：市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き 平成 27 年 7 月 環境省

図 6-31 リユースに関連した取組イメージと取組事例

#### ②リユース食器の利用を促進する

地域のお祭り、スポーツ大会等の大小様々なイベント等に、リユース食器を取り入れる動きが全国各地で進んでいます。身近な循環行動の代表事例としてイベントへのリユース食器の導入を促進します（エコ・イベントのすすめ）。



- ①リユース食器事業者から必要な枚数のリユース食器を借ります。
- ②売店で飲食物をリユース食器に入れて販売します。
- ③リユース食器回収所等で、使用済みのリユース食器を回収します。
- ④リユース食器事業者に返却します。  
リユース食器事業者がリユース食器を洗浄し、次回貸し出しまで保管します。

※出典：地方公共団体向けリユース食器普及啓発資料 平成 24 年 6 月 環境省

図 6-32 リユース食器を利用するフロー



図 6-33 リユース食器の導入に関するパンフレット例

## 2) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討

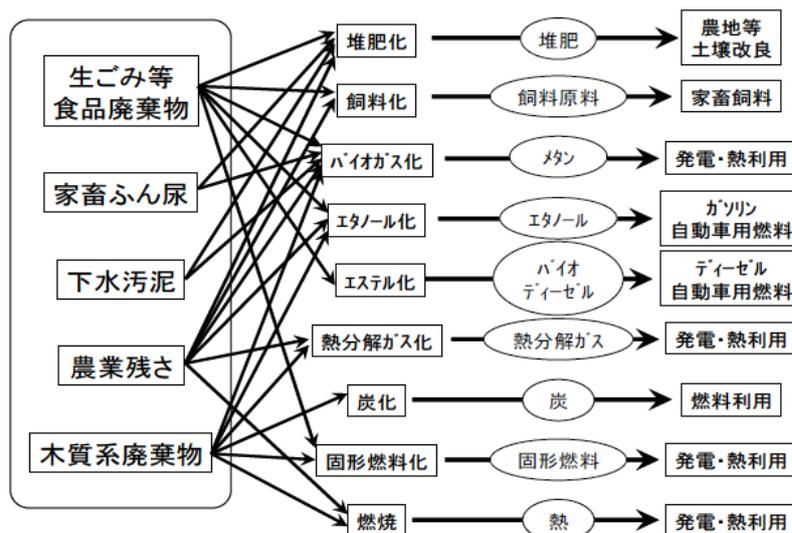
### 【基本施策（共通）】

#### ①生ごみ等のリサイクルを促進（生ごみ堆肥化、廃食用油の再生利用等）する

ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭から出る可燃ごみ中に 30%～50%程度の生ごみが含まれています。生ごみを減量するために、食品ロスの取組を実施しますが、それでも排出される生ごみについては、家庭用生ごみ処理器やコンポスト容器を利用し、生ごみの堆肥化を推進します。また、廃食用油の回収を促進し、BDF化等の再生利用に取り組みます。

## ②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する

廃棄物の再生利用を進めていくうえで、生ごみや家畜排泄物、下水汚泥等をバイオマス資源として有効利用していくことは重要です。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費を費用の一部として活用できる可能性があること、事業系廃棄物においては比較的まとまった量が特定の場所で発生すること等の特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえ、県、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を検討するための研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。



※出典：環境省 第5回「生ごみ等の3R・処理に関する検討会」資料  
「食品廃棄物系バイオマスのエネルギー利用の現状及び課題等について」

図 6-34 バイオマス系廃棄物の利用用途の概要

### 3) 廃棄物の再生利用の促進

#### 【基本施策（共通）】

#### ①資源ごみの分別を徹底する

ごみ組成分析調査の結果をみると、可燃ごみ中に、資源化可能な紙類や不燃ごみ中の缶、びん類等、分別の不徹底が見受けられます。資源の有効活用を図るため、分別区分に従い、分別排出を徹底することを住民へ周知し、再生利用の促進を図ります。

#### ②広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する

現在、表 3-1～表 3-10 に示すように、本組合の構成市町村の分別区分はそれぞれ異なっています。本組合では平成 35 年度の共用開始を目標に「新ごみ処理施設」の整備計画が進行中です。図 6-16 に示すように、新ごみ処理施設が稼働しても、構成市町村からの全てを新施設で処理するわけではありませんが、ほとんどの市町村でプラスチック製容器包装と使用済み小型家電は分別して資源化します。

分別開始時は構成市町村によって異なりますが、分別開始に合わせ、十分に住民への周知を実施し、分別の徹底を図ります。

## 2 収集・運搬計画

### (1) 基本方針

- 新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築
- 住民サービスの向上
- 事業系ごみの適正排出体制の構築

### (2) 収集区域の範囲

本組合の収集区域は、構成市町村の全域とします。ただし、収集・運搬は各市町村の所掌範囲です。

### (3) 収集・運搬体制の構築

構成市町村で、平成 35 年稼働を目指している新ごみ処理施設での処理を踏まえて、新たな分別区分を設定し、効率的で安定した新収集・運搬体制を構築します。

新ごみ処理施設の稼働に伴う、分別区分の変更や排出方法の変更等、住民への情報提供や分別指導、周知の徹底を行うことで、分別排出マナーの向上を図ります。

また、今後さらに進む高齢化社会等を踏まえ、ごみ出しが困難な住民へのごみ出しを行う等、住民サービスの向上に努めます。

#### 1) 新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築

##### 【基本施策（構成市町村）】

##### ①新収集・運搬体制を構築する

分別区分については、広域処理に伴い、基本的に各構成市町村で統一していきませんが、排出方法、収集回数、収集体制等については、各構成市町村に委ねるものとします。

なお、次に示す分別区分等は、現時点で決定している内容であり、今後、各構成市町村での協議等により、変更する可能性があります。

表 6-37～表 6-46 に構成市町村の分別区分と収集体制を示します。

表 6-37 大和高田市の分別区分と収集体制

分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等			
家庭系ごみ	燃えるごみ	・有料指定袋に入れる	週2回	直営/委託/自己搬入	戸別	
	われたもの	・分別収集かご ・透明の袋に入れる	年数回 (第5水曜)	直営/委託	戸別	
	その他プラスチック製容器包装	・透明の袋に入れて出す	月2回	委託	戸別	
	ペットボトル	・分別収集かご	月1回	直営/委託	戸別	
	カン・ビン	・分別収集かご	2週に1回	委託	戸別	
	有害ごみ	・分別収集かご ・買ったときの箱に入れる等して割れにくくして出す ・透明の袋に入れる	月2回	直営/委託	戸別	
	小型家電	-	-	直営	拠点	
	粗大ごみ (小さな金属類含む)	・粗大ごみ処理券を貼って出す(物品により枚数が異なる) ・小さな金属類等は段ボール箱に入れて出す	電話申込	直営/委託/自己搬入	戸別	
	新聞	・ひもで縛って出す	月2回	直営/委託	戸別	
	紙類	・品物ごとにひもで縛って出す	週1回	直営/委託	戸別	
	古着	・透明・半透明の袋に入れる	年数回	委託	戸別	
	廃食用油	-	-	委託	拠点	
	事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
		粗大ごみ(小さな金属類含む)			許可業者/自己搬入	
ヘアサンダルくず				自己搬入		

表 6-38 天理市の分別区分と収集体制

分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等		
家庭系ごみ	可燃ごみ	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	委託/自己搬入	ステーション
	不燃ごみ	・透明・半透明の袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	プラスチック製容器包装	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	ペットボトル	・つぶさず透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	ビン	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	カン	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	有害ごみ	・原則として袋に入れること	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	小型家電	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション、BOX回収
	粗大ごみ	-	電話申込	委託/自己搬入	戸別
	新聞紙	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	ダンボール	・広げてしぼる (ガムテープ不可)	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	雑誌	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	牛乳・ジュース等紙パック	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	古着	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	有害ごみ			自己搬入	
	小型家電			自己搬入	
	粗大ごみ			自己搬入	
	新聞紙			自己搬入	
	ダンボール			自己搬入	
	雑誌			自己搬入	
	牛乳・ジュース等紙パック			自己搬入	
古着			自己搬入		

表 6-39 山添村の分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	委託/自己搬入	ステーション
	不燃ごみ	・透明・半透明の袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回	委託/自己搬入	ステーション
	プラスチック製容器包装	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	委託/自己搬入	拠点
	ペットボトル	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	委託/自己搬入	拠点
	ビン	・コンテナ	年6回	委託/自己搬入	拠点
	カン	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	委託/自己搬入	拠点
	有害ごみ	・原則として袋に入れること	年3回	委託/自己搬入	ステーション
	小型家電	・透明・半透明の袋に入れる	年3回	委託/自己搬入	拠点
	粗大ごみ	・灯油・乾電池等を抜く	年3回	委託/自己搬入	ステーション
	新聞紙	・ひもでしぼる	年6回	委託/自己搬入	拠点
	ダンボール	・ひもでしぼる	年6回	委託/自己搬入	拠点
	雑誌	・ひもでしぼる	年6回	委託/自己搬入	拠点
	牛乳・ジュース等紙パック	・ひもでしぼる	年6回	委託/自己搬入	拠点
	古着	・透明・半透明の袋に入れる	年6回	委託/自己搬入	拠点
事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	不燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	粗大ごみ			許可業者/自己搬入	

表 6-40 三郷町の分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等		
家庭系ごみ	可燃ごみ	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	直営/自己搬入	ステーション	
	剪定枝	・ひもでしぼる	週2回	直営/自己搬入	ステーション	
	不燃ごみ	・基本は汎用の袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション	
	廃プラスチック	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	直営/自己搬入	ステーション	
	白色トレイ	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	直営/自己搬入	ステーション	
	ペットボトル	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	直営/自己搬入	ステーション	
	ガラスビン	・透明・半透明の袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション	
	アルミ缶・スチール缶	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	直営/自己搬入	ステーション	
	古紙類・古布類	・ひもでしぼる ・透明・半透明の袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション	
	有害ごみ	・透明・半透明の袋に入れる	3~4ヶ月に1回	直営/自己搬入	ステーション	
	小型家電	-	-	直営/自己搬入	拠点	
	廃食用油	-	-	直営	拠点	
	事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
		剪定枝			許可業者/自己搬入	
不燃ごみ				許可業者/自己搬入		
廃プラスチック				許可業者/自己搬入		
白色トレイ				許可業者/自己搬入		
ペットボトル				許可業者/自己搬入		
ガラスビン				許可業者/自己搬入		
アルミ缶・スチール缶				許可業者/自己搬入		
古紙類・古布類				許可業者・自己搬入		
有害ごみ				許可業者/自己搬入		
小型家電			自己搬入			
廃食用油			自己搬入			

表 6-41 安堵町の分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・透明・半透明の袋に入れる	未定	直営/自己搬入	未定
	不燃ごみ	・透明・半透明の袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)		直営/自己搬入	
	プラスチック製容器包装	・透明・半透明の袋に入れる		直営/自己搬入	
	ペットボトル	・つぶさず透明・半透明の袋に入れる		直営/自己搬入	
	ビン	・透明・半透明の袋に入れる		直営/自己搬入	
	カン	・透明・半透明の袋に入れる		直営/自己搬入	
	有害ごみ	・原則として袋に入れること		直営/自己搬入	
	小型家電	・透明・半透明の袋に入れる		直営/自己搬入	
	粗大ごみ	未定		直営/自己搬入	
	新聞紙	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる		直営/自己搬入	
	ダンボール	・広げてしぼる (ガムテープ不可)		直営/自己搬入	
	雑誌	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる		直営/自己搬入	
	牛乳・ジュース等紙パック	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる		直営/自己搬入	
	古着	・透明・半透明の袋に入れる		直営/自己搬入	
事業系	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	不燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	粗大ごみ			許可業者/自己搬入	

表 6-42 川西町の分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・指定袋に入れる	週2回	直営/自己搬入	ステーション
	不燃ごみ	・指定袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	プラスチック製容器包装	・指定袋に入れる	月2回	直営/自己搬入	ステーション
	ペットボトル	・つぶさず指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	ビン	・指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	カン	・指定袋に入れる	月2回	直営/自己搬入	ステーション
	有害ごみ	未定	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	小型家電	・透明・半透明の袋に入れる	未定	未定	未定
	粗大ごみ	・指定収集シールを貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込	直営/自己搬入	戸別
	新聞紙	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	未定	未定	未定
	ダンボール	・広げてしぼる (ガムテープ不可)		未定	
	雑誌	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる		未定	
	牛乳・ジュース等紙パック	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる		未定	
	古着	・透明・半透明の袋に入れる		未定	
廃食用油	-	-	委託	拠点	
事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	不燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	プラスチック製容器包装			許可業者	
	ペットボトル			許可業者	
	ビン			許可業者	
	カン			許可業者	
	有害ごみ			許可業者	
	小型家電			未定	
	粗大ごみ			許可業者	
	新聞紙			未定	
	ダンボール			未定	
	雑誌			未定	
	牛乳・ジュース等紙パック			未定	
	古着			未定	

表 6-43 三宅町の分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・指定袋に入れる	週2回	直営/自己搬入	ステーション
	不燃ごみ	・指定袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	プラスチック製容器包装	・指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	ペットボトル	・つぶさず指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	ビン	・指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	カン	・指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	有害ごみ	・指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	小型家電	・指定袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	粗大ごみ	・粗大ごみ処理券を貼って出す(1点に1枚)	4ヶ月に1回	直営/自己搬入	ステーション
	新聞紙	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	ダンボール	・広げてしぼる (ガムテープ不可)	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	雑誌	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダンボールに入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	牛乳・ジュース等紙パック	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
	古着	・透明・半透明の袋に入れる	月1回	直営/自己搬入	ステーション
事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	不燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	プラスチック製容器包装			許可業者/自己搬入	
	ペットボトル			許可業者/自己搬入	
	ビン			許可業者/自己搬入	
	カン			許可業者/自己搬入	
	有害ごみ			許可業者/自己搬入	
	小型家電			許可業者/自己搬入	
	粗大ごみ			許可業者/自己搬入	
	新聞紙			許可業者/自己搬入	
	ダンボール			許可業者/自己搬入	
	雑誌			許可業者/自己搬入	
	牛乳・ジュース等紙パック			許可業者/自己搬入	
	古着			許可業者/自己搬入	

表 6-44 上牧町の分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・指定袋に入れる	週2回	直営/自己搬入	ステーション
	不燃ごみ	・指定袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	週1回	直営/自己搬入	ステーション
	プラスチック製容器包装	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	直営/自己搬入	拠点
	ペットボトル	・水で洗い、つぶさず資源物置場に出す	月2回	直営/自己搬入	拠点
	ビン	・水で洗い資源物置場に出す	月2回	直営/自己搬入	拠点
	カン	・水で洗い資源物置場に出す	月2回	直営/自己搬入	拠点
	有害ごみ	・指定の場所に出す	月1回	直営/自己搬入	拠点
	小型家電	-	-	委託/自己搬入	拠点
	粗大ごみ	・粗大ごみ収集利用券を貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込	直営/自己搬入	戸別
事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	不燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	ペットボトル			許可業者/自己搬入	
	ビン			許可業者/自己搬入	
	カン			許可業者/自己搬入	
	小型家電			委託	
	粗大ごみ			許可業者/自己搬入	

表 6-45 広陵町の分別区分と収集体制

	分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・指定袋に入れる	週2回	委託/自己搬入	戸別
	不燃ごみ	・指定袋に入れる (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	月1回	委託/自己搬入	戸別
	プラスチック製容器包装	・透明・半透明の袋に入れる	週2回	委託/自己搬入	戸別
	ペットボトル	・リサイクルネット	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	びん	・コンテナ	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	かん	・リサイクルネット	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	有害ごみ	・透明・半透明の袋に入れる	第5水曜日 (年4、5回)	委託/自己搬入	戸別
	小型家電	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション、 BOX回収
	粗大ごみ	-	月2回	委託/自己搬入	戸別
	新聞紙	・ひもで十字にしぼる、若しくは袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	戸別
	ダンボール	・広げてしぼる (ガムテープ不可)	月2回	委託/自己搬入	戸別
	雑誌	・ひもで十字にしぼる、若しくは紙袋かダン ボールに入れる	月2回	委託/自己搬入	戸別
	牛乳・ジュース等紙パック	・平面に切り開き、ひもで十字にしぼる	月2回	委託/自己搬入	戸別
	古着	・透明・半透明の袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	戸別
事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	

表 6-46 河合町の分別区分と収集体制

	分別区分	排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・指定袋に入れる	週2回	委託/自己搬入	ステーション
	もやさないごみ	・指定袋に入れる	週1回	委託/自己搬入	ステーション
	ペットボトル	・指定袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	びん	・指定袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	かん	・指定袋に入れる	月2回	委託/自己搬入	ステーション
	有害ごみ	・分別し、適宜汎用の袋に入れる	年4回	委託/自己搬入	ステーション
	小型家電	透明、半透明の袋に入れる	月1回	委託/自己搬入	拠点
	粗大ごみ	・粗大シールを貼って出す	週1回	委託/自己搬入	ステーション
	古着	透明、半透明の袋に入れる	月1回	委託/自己搬入	拠点
	事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入
もやさないごみ				許可業者/自己搬入	
ペットボトル				許可業者/自己搬入	
びん				許可業者/自己搬入	
かん				許可業者/自己搬入	
有害ごみ				許可業者/自己搬入	
小型家電				許可業者/自己搬入	
粗大ごみ				許可業者/自己搬入	
古着			許可業者/自己搬入		

2) 住民サービスの向上

【基本施策（共通）】

①高齡化社会を踏まえ、住民サービスを向上する

今後、さらにひとり暮らしの高齡者世帯の増加が想定されることから、高齡者のみの世帯や障がい者世帯等、自宅からステーションまでごみを出すことが困難な方を対象にごみ出し支援を行います。

## ②ごみ処理の広域化を踏まえ、効率的な収集・運搬方法を構築する

本組合の圏域は、山添村から三郷町まで東西に約 45km と、奈良県を横断する広大なエリアを有しています。このことを踏まえ、収集ルートや収集日等を見直しを行い、効率的な収集・運搬を構築します。

また、構成市町村によっては、ごみ処理施設の集約により、収集・運搬距離がかなり長くなります。収集運搬の効率化や直接搬入する住民の利便性の観点から、大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町では中継（積み替え）施設を整備します。

### 3) 事業系ごみの適正排出体制の構築

#### 【基本施策（共通）】

#### ①事業系ごみの分別排出を徹底する

広域処理の開始に伴い、現状事業系ごみを受け入れていなかった山添村、安堵町についても事業系ごみの受入れを開始することから、新ごみ処理施設には、構成市町村すべての事業系ごみが搬入されることとなります。

事業活動に伴って発生するごみの処理責任は事業者にあります。可燃ごみに資源化物や産業廃棄物が混入することがないよう分別指導を強化し、混入防止に努めます。

#### ②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う

事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らによる自己搬入もしくは収集・運搬許可業者によって実施されます。適正な収集・運搬作業を安定して、継続的に実施するため、指導を強化します。

#### ③環境負荷の少ない収集車両を導入する

収集を委託、許可する民間業者に、環境負荷の少ない車両の導入を働きかけます。

### 3 中間処理計画

#### (1) 基本方針

- 各現有施設の適正な維持管理
- 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備

#### (2) 循環型社会の構築に適した中間処理の推進

老朽化が進んだ既存施設の適正な維持管理に努めます。

新ごみ処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電等、循環型社会推進に資する事業実施に努めます。

##### 1) 各現有既存施設の適正な維持管理

###### 【基本施策（共通）】

###### ①各現有既存施設の適正な維持管理に努める

構成市町村には焼却施設は現在 6 施設が稼働中であるが、そのうち、3 施設が稼働後 30 年以上、2 施設が稼働後 25 年以上が経過しています。新焼却施設稼働予定の平成 35 年度まで、今後さらに、補修・メンテナンスの維持管理費の増加が見込まれるため、適正な維持管理を行います。

###### ②既存施設の負荷を減らす

平成 35 年度までの稼働が必要な既存施設について、今後も適切かつ安定した可燃ごみの処理を継続して行うために、ごみの排出抑制等を図り、施設への負荷の削減に努めます。

###### ③ごみ処理手数料の適正化を検討する

住民のごみ減量意識の向上、排出抑制、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化の観点からごみ処理の有料化は重要な施策の一つです。

本組合の構成市町村のうち、家庭系ごみ処理の有料化を導入していない市町村は、ごみ処理の有料化の導入を検討します。

また、すでに有料化を導入している市町村は、全国的な手数料の傾向や周辺自治体の手数料等、さらにごみ減量効果等を考慮し、現状の手数料について見直しを検討し、ごみ処理手数料の適正化を図ります。

## 2) 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備

### 【基本施策（共通）】

#### ①ごみ処理広域化を推進する

奈良県では県内のごみ処理施設の約7割が人口規模5万人未満を対象とした施設となっており、本組合の構成市町村においても、可燃ごみ処理施設のほとんどが小規模施設で、かつ老朽化が進んでいます。

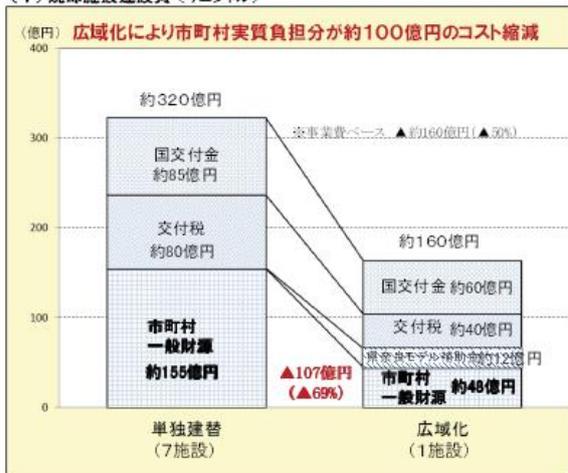
県では、このような各市町村のごみ処理の現状や課題等の情報を踏まえ、ごみの共同処理の効果・必要性の認識を共有し、ごみ処理の広域化を推進（奈良モデル・プロジェクト）しています。

本組合は、ごみ処理の広域化を目的に結成された2市7町1村の人口規模25万人の大型広域組合であり、今後、安心・安全・安定なごみ処理が行えるよう、構成市町村に存在する複数のごみ処理施設を1施設に統合し、ごみの広域処理を行っていきます。

#### ◇ごみ処理広域化による行財政効率の大幅な向上(天理モデルを事例として県(環境政策課)が概括的に試算)

■ 関係10市町村(組合)による施設の統合整備・運営(7施設→1施設)により、焼却施設の建設費で約100億円、再運営費で年間約9億円のコスト削減

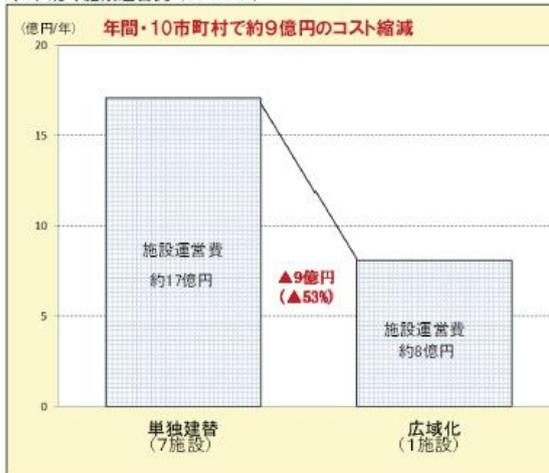
(1) 焼却施設建設費 (イニシャル)



※ 現行制度(交付金・起債・奈良モデル補助金)を適用

※ 事例等をもとに建設単価(トン単価)を設定

(2) 焼却施設運営費 (ランニング)



※ 広域化施設の運営費は、事例から施設建設費の5%で試算

※ 単独建替の運営費は、既存施設の実績ベースで試算

※出典：奈良県資料「ごみ処理広域化の促進 平成28年5月23日 暮らし創造部 環境政策課」

図 6-35 ごみ処理広域化による行財政効率の試算

#### ②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する

新たに整備するごみ処理施設は、単に公衆衛生の確保・環境保全のみを目的とした施設ではなく、循環型社会、低炭素社会に対応した施設を計画します。また、新ごみ処理施設は、3Rを推進するための粗大・リサイクル施設と焼却施設とを総合的に整備します。

将来のごみ処理の対象範囲は図 6-36 に示すとおりです。

[新ごみ処理施設の整備の考え方]

- ・資源化やエネルギー回収が可能な熱回収施設及び粗大・リサイクル施設を総合的に整備する。
- ・生活環境や自然環境に配慮した、安全・安定的な施設とする。
- ・環境教育の起点となる施設とする。
- ・環境負荷を低減するための技術等を積極的に導入する。
- ・焼却残渣等の処理・処分についても環境負荷の低減に配慮し有効に利用できる技術を検討し、最終処分場の延命化を図る。

処理対象ごみ	家庭系ごみ	事業系ごみ		
処理対象品目	天理市・山添村・川西町・三宅町			
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製 容器包装
	ペットボトル	ビン	カン	新聞紙
	ダンボール	雑誌	牛乳・ジュース等 紙パック	古着
	小型家電	有害ごみ		
	安堵町・上牧町			
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製 容器包装
	ペットボトル	ビン	カン	古着
	小型家電	有害ごみ		
	広陵町			
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製 容器包装
	ペットボトル	ビン	カン	小型家電
	有害ごみ			
	大和高田市・三郷町・河合町			
	可燃ごみ			

図 6-36 将来のごみ処理の対象範囲（再掲）

## 4 最終処分計画

### (1) 基本方針

□最終処分量の削減

□広域最終処分場の安定的な確保

### (2) 最終処分場の安定的な確保

本組合における焼却残渣等は、今後も山辺広域一般廃棄物第2最終処分地（天理市、山添村、川西町、三宅町のみ）や大阪湾フェニックス等に搬入し、処分していくこととなります。各最終処分場の延命化を行っていくために、構成市町村のごみの減量化による焼却処理量の削減と広域処理による焼却残渣等の削減を図ります。

また、最終処分が必要なものについては、今後も最終処分場の安定確保に努めます。

#### 1) 最終処分量の削減

【基本施策（共通）】

##### ①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する

最終処分の対象は、中間処理等を経て最終的に残ったごみです。本組合の構成市町村のうち8市町村は類似都市より最終処分率が高い状況にあります。

今後は、可燃ごみに含まれる資源化可能物の分別徹底、生ごみの削減等により、焼却処理量の削減に努め、焼却残渣等を削減します。

##### ②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する

今後の新ごみ処理施設のごみ処理技術の検討にあたり、最終処分量の減量につながる新技術の開発動向等の把握に努めます。

#### 2) 広域最終処分場の安定的な確保

【基本施策（共通）】

##### ①広域最終処分場を安定的に確保する

最終処分量の削減に努める一方で、最終処分が必要となる廃棄物の対応として、最終処分場の安定確保が必要です。本組合では、構成市町村とともに国や奈良県に対して大阪湾フェニックス等の広域的な最終処分場の安定的な確保を要望していきます。

##### ②構成市町村における最終処分場の確保を検討する

山辺広域一般廃棄物第2最終処分地については、近い将来、埋立終了が予測されることから次期最終処分先の確保が必要です。

最終処分場は住民合意を得ることが難しい施設ではありますが、安定した最終処分を実施するためにも、最終処分場の自区内確保の可能性を調査し、最終処分場の確保を検討していきます。

## 5 その他の計画

### (1) 住民や事業者に対する情報発信・啓発活動

ごみに関する意識の向上を図るため、ごみ処理施設、ごみ処理費用、ごみを減らす方法等の情報をきちんと住民に発信し、循環型社会構築の意識の醸成に努めます。

#### 1) ごみ処理の責務の明確化

##### ①市民・住民の責務

市民・住民は、廃棄物の排出者として、廃棄物の減量やその他適正な処理に関する市町村の施策に協力する必要があります。市町村は、排出の抑制や再生利用の協力を要請していくものとします。

##### ②事業者の責務

事業者には、事業活動に伴って生じた廃棄物についての処理責任があります。

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等による減量化に努め、その製造、加工、販売等に際して、その製品が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難になることのないようにする必要があります。また、廃棄物の減量化、適正処理の確保のための国や市町村の施策に協力する必要があります。

市町村は、事業者に廃棄物処理の協力を求めるため、指導・啓発等を行います。

##### ③市町村の責務

市町村は、処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないように処理する責任があります。一般廃棄物の処理事業にあたる職員の資質の向上等、その能率的な運営に努めます。また、一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動を促し、その適正な処理に必要な措置を講ずるように努めます。

#### 2) ごみに関する情報提供の充実

従来の広報紙、ごみの出し方パンフレット等に加え、インターネットを活用し、ホームページやスマートフォンアプリ等を活用する等、媒体の拡充を図ります。また、多言語に対応する等、誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

#### 3) ごみに関する啓発活動の充実

##### ①環境教育・学習の充実

小学校・中学校等における従来の施設見学に加え、実践型の教育プログラムを作成し、環境教育・学習の充実を図ります。

##### ②社会教育プログラムの充実

市町村内で実施されるイベント等において、「ごみを出さないイベント」の実施、大人

を対象とした施設見学会の実施、ごみ減量ワークショップやエコクッキング講習会等、社会教育のプログラムを充実し、住民のごみ減量への意識の向上を図ります。

## (2) 適正処理困難物に対する対処方法

家庭系一般廃棄物に含まれる「適正処理困難物」や「有害・危険ごみ」等住民が排出に困っているごみは、不法投棄や収集・運搬作業の事故の要因となる恐れがあります。これらのごみへの対応を住民に広く周知します。

### 1) 適正処理困難物への対応強化

組合での処理が困難な適正処理困難物等の廃棄物については、拡大生産責任の観点から、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対してその回収等の措置を講ずるように構成市町村とともに要請していきます。ただし、一般廃棄物については市町村の処理責任のもとで、必要な受け皿の検討もしていきます。

なお、現状、構成市町村・組合が取り扱わない品目については、不法投棄の未然防止から、専門事業者等の紹介を行います。

### 2) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系廃棄物の内、感染の恐れのある廃棄物は、ほとんどの市町村で収集を行っていません。高齢化社会において、今後在宅医療廃棄物は増加すると予測されることから、これらの医療廃棄物については、種類ごとに医療機関・薬局等の関係機関で適切な回収に努めるとともに、専門業による処理等の排出ルールを定め、対象者へ医療機器とともに配布する等、関係者への周知徹底を図ります。

### 3) 不法投棄防止の推進

不法投棄や散乱ごみを防止するため、住民への啓発を進めるとともに、地域外からの不法投棄を防止するため、構成市町村、地域、警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化します。また、構成市町村は、不法投棄がある箇所を特定し、不法投棄されにくい環境の整備を推進します。

## (3) 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、計画の進行管理を行います。

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取り組み内容等に対し、PDCAサイクル(図 6-37)を活用し、実績の把握や各種ごみの減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効果的な達成に努めます。

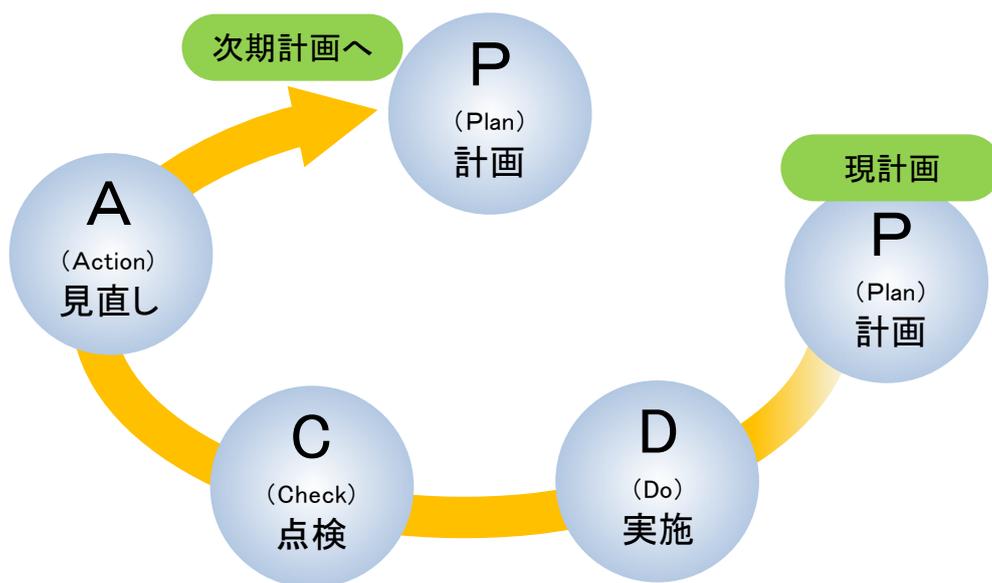


図 6-37 PDCAサイクルのイメージ

## 6 施策実施スケジュール

		前期 平成29～35年度	後期 平成36～43年度
<b>1. 排出抑制・再資源化計画</b>			
(1) 排出抑制の推進			
1) 「ごみゼロ生活」の推進			
	①ごみとなるものを家庭に持ち込まない		
	②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす		
2) 事業系の自主的な取組の促進			
	①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める		
	②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る		
(2) 廃棄物の循環利用の促進			
1) 各種リユースの促進			
	①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる		
	②リユース食器の利用を促進する		
2) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討			
	①生ごみ等のリサイクルを促進する		
	②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する		
3) 廃棄物の再生利用の促進			
	①資源ごみの分別を徹底する		
	②広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する		
<b>2. 収集・運搬計画</b>			
(1) 収集・運搬体制の構築			
1) 新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築			
	①新収集・運搬体制を構築する		
2) 住民サービスの向上			
	①高齢化社会を踏まえ、住民サービスを向上する		
	②ごみ処理の広域化を踏まえ、効率的な収集・運搬方法を構築する		
3) 事業系ごみの適正排出体制の構築			
	①事業系ごみの分別排出を徹底する		
	②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う		
	③環境負荷の少ない収集車両を導入する		
<b>3. 中間処理計画</b>			
(1) 循環型社会の構築に適した中間処理の推進			
1) 各現有既存施設の適正な維持管理			
	①各現有既存施設の適正な維持管理に努める		
	②既存施設の負荷を減らす		
	③ごみ処理手数料の適正化を検討する		
2) 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備			
	①ごみ処理広域化を推進する		
	②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する		
<b>4. 最終処分計画</b>			
(1) 最終処分場の安定的な確保			
1) 最終処分量の削減			
	①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する		
	②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する		
2) 広域最終処分場の安定的な確保			
	①広域最終処分場を安定的に確保する		
	②構成市町村における最終処分場の確保を検討する		
<b>5. その他の計画</b>			
(1) 住民や事業者に対する情報発信・啓発活動			
	1) ごみ処理の責務の明確化		
	2) ごみに関する情報提供の充実		
	3) ごみに関する啓発活動の充実		
(2) 適正処理困難物に対する対処方法			
	1) 適正処理困難物への対応強化		
	2) 在宅医療廃棄物の適正処理		
	3) 不法投棄防止の推進		